

平成30年度 東京都入札監視委員会

第 1 回 第二監視部会

- 日時：平成30年 9 月12日（水） 午後 1 時30分から
- 会場：東京都庁第一本庁舎 北側 4 階 第二入札室

○ 次 第

- 1 開会
- 2 出席者及び定足数の確認
- 3 議事進行の説明
- 4 資料の説明
- 5 審議対象事案の説明
- 6 審議
 - (1) 妙見島防潮堤建設工事(その 14－ 3)
 - (2) 東京都議会議事堂(29)議員控室その他改修工事
 - (3) 葛西水再生センター汚泥焼却設備 3 号炉撤去工事
 - (4) 豊島区目白一丁目、新宿区下落合二丁目付近再構築工事
 - (5) 江東区平野四丁目、三好三丁目付近再構築工事
 - (6) 東部スラッジプラント汚泥焼却設備 1、 2 号補修工事
- 7 閉会

平成 30 年度 東京都入札監視委員会 第 1 回第二監視部会

出席者

部会構成員

(五十音順・敬称略)

部会長	日本大学総合科学研究所教授	有 川 博
委 員	(元) 会計検査院官房審議官	飯 塚 正 史
委 員	東京家政学院大学現代生活学部生活デザイン学科准教授	小 池 孝 子

都側職員

財務局 契約調整担当部長	五 十 嵐 律
財務局 経理部 契約調整担当課長	吉 川 健 太 郎
財務局 経理部 契約調整技術担当課長	岡 村 忠 祐
財務局 経理部 電子調達担当課長	荒 山 英 之
財務局 経理部 契約第一課長	小 出 真 志
財務局 経理部 契約第二課長	永 島 勝 明
財務局 経理部 検収課長	三 浦 大 助

説明局

建設局 河川部 改修課長	吉 原 信 貴
建設局 河川部 改修課 課長代理 (治水担当)	山 本 彰
建設局 総務部 用度課長	大 野 貴 史
財務局 建築保全部 庁舎整備課長	松 本 武 志
財務局 建築保全部 庁舎整備課 課長代理 (庁舎建築担当)	駒 形 昭 子

下水道局 経理部 契約課長	中 野 雄一郎
下水道局 建設部 設備設計課長	佐 藤 勝
下水道局 第一基幹施設再構築事務所 設備工事課長	川 田 秀 孝
下水道局 建設部 設計調整課長	武 藤 真
下水道局 北部下水道事務所 再構築推進課長	坂 巻 和 男
下水道局 東部第一下水道事務所 建設課長	入 出 巧
下水道局 施設管理部 施設保全課長	川 村 和 也
下水道局 砂町水再生センター長	石 黒 雅 樹

平成 30 年度 東京都入札監視委員会
第 1 回 第二監視部会 資料一覧

1	平成 30 年度東京都入札監視委員会 第 1 回第二監視部会 定例審議対象事案の抽出について	(資料 1)
2	審議	
	議案 1 (工事件名) 妙見島防潮堤建設工事(その 14－3)	(議案 1)
	議案 2 (工事件名) 東京都議会議事堂(29) 議員控室その他改修工事	(議案 2)
	議案 3 (工事件名) 葛西水再生センター汚泥焼却設備 3 号炉撤去工事	(議案 3)
	議案 4 (工事件名) 豊島区目白一丁目、新宿区下落合二丁目付近再構築工事	(議案 4)
	議案 5 (工事件名) 江東区平野四丁目、三好三丁目付近再構築工事	(議案 5)
	議案 6 (工事件名) 東部スラッジプラント汚泥焼却設備 1、2 号補修工事	(議案 6)

平成30年度東京都入札監視委員会 第1回第二監視部会 定例審議対象事案の抽出について

1 定例審議

- (1)根拠規定東京都入札監視委員会設置要綱第2条第2号、東京都入札監視委員会運営要領第二
- (2)審議対象事案平成29年度の7月1日から9月30日までに契約した工事案件
- (3)事案抽出方針平成30年3月29日開催の東京都入札監視委員会において決定されたとおり
- ア 高額的事案
- イ 1者入札の事案
- ウ 高落札率の事案
- エ 低入札価格調査を行った事案
- オ 同一事業者による長期継続受注事案
- カ 社会的注目事案

2 審議対象事案

上記1により、次の6事案を審議対象とする。

議案	抽出項目	契約局名	事業執行局	契約番号	入札方式	業種区分	業種名	工事件名	契約年月日	工期	予定価格(千円)	当初契約金額(千円)	最終契約金額(千円)	落札率	希望者数	指名者数	応札者数	契約の相手方	総合評価	低入調査対象
1	高落札率の事案	財務局	建設局	29-00066	一般競争入札	土木工事	河川工事	妙見島防潮堤建設工事(その14ー3)	平成29年7月7日	平成31年6月10日	849,468	849,420	1,002,487	99.9	1	1	1	森本・東建設共同企業体	○	
2	1者入札の事案	財務局	財務局	29-00219	特命随意契約	建築工事	建築工事	東京都議会議事堂(29)議員控室 その他改修工事	平成29年7月25日	平成29年10月31日	(非公表)	69,120	123,480	(非公表)	—	—	—	熊谷・東光・三建・大成温 建設共同企業体		
3	1者入札の事案	下水道局	下水道局	29-03060	希望制 指名競争入札	設備工事	焼却設備	葛西水再生センター汚泥焼却 設備3号炉撤去工事	平成29年8月4日	平成31年3月12日	665,053	658,800	—	99.0	2	2	1	月島機械株式会社		
4	高額の事案	下水道局	下水道局	29-01074	希望制 指名競争入札	土木工事	下水道施設 工事	豊島区目白一丁目、新宿区下落合 二丁目付近再構築工事	平成29年8月25日	平成31年9月3日	448,005	430,862	—	96.1	5	5	1	多賀建設株式会社		
5	低入札価格調査を行った事案	下水道局	下水道局	29-01041	一般競争入札	土木工事	一般土木 工事	江東区平野四丁目、三好三丁目付近 再構築工事	平成29年9月1日	平成32年1月6日	2,507,414	1,890,000	—	75.3	14	14	13	株式会社森本組		○
6	同一事業者による 長期継続受注事案	下水道局	下水道局	29-03058	特命随意契約	設備工事	焼却設備	東部スラッジプラント汚泥焼却設備 1、2号補修工事	平成29年7月28日	平成30年1月12日	(非公表)	428,760	431,794	(非公表)	—	—	—	メタウォーター株式会社		

東京都入札監視委員会定例審議（議案）

開 催 日	平成３０年９月１２日（水）	議 案 番 号	
所 管 部 署	東京都建設局		
施 工 業 種	河川工事	等 級	A
件 名	妙見島防潮堤建設工事（その１４－３）		
場 所	東京都江戸川区東葛西三丁目地内		
概 要	別紙のとおり		
工 期	契約確定の日から平成３１年６月１０日まで （ただし、船舶施設工については平成３０年８月３１日まで）		
契 約 者	森本・東建設共同企業体		
契 約 金 額	契約時： 849,420,000円 変更後： 855,453,960円（第1回） 879,175,080円（第2回） 1,002,487,320円（第3回）		

契 約 方 式	一般競争入札
応 募（指 名）者	別紙「一般競争入札参加資格確認委員会議案」のとおり（全１者）
入札参加（指名）者	別紙入札経過調書のとおり（全１者）
入札経過（結果）	別紙入札経過調書のとおり（全１者）
施 工 状 況	施工中

（ 備 考 ）

○添付資料

- 1 工事概要（案内図含む）
- 2 工事発注予定表及び入札参加条件
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書
- 4 一般競争入札参加資格確認委員会 議案
- 5 一般競争入札参加資格確認結果通知書
- 6 入札経過調書
- 7 工事請負契約書（表紙）
- 8 契約内容変更決定通知書及び承諾書
- 9 東京都技術実績評価型総合評価方式 公表事項・落札者決定基準
- 10 東京都技術実績評価型総合評価方式試行要綱
- 11 建設局技術実績評価型総合評価方式試行実施要領

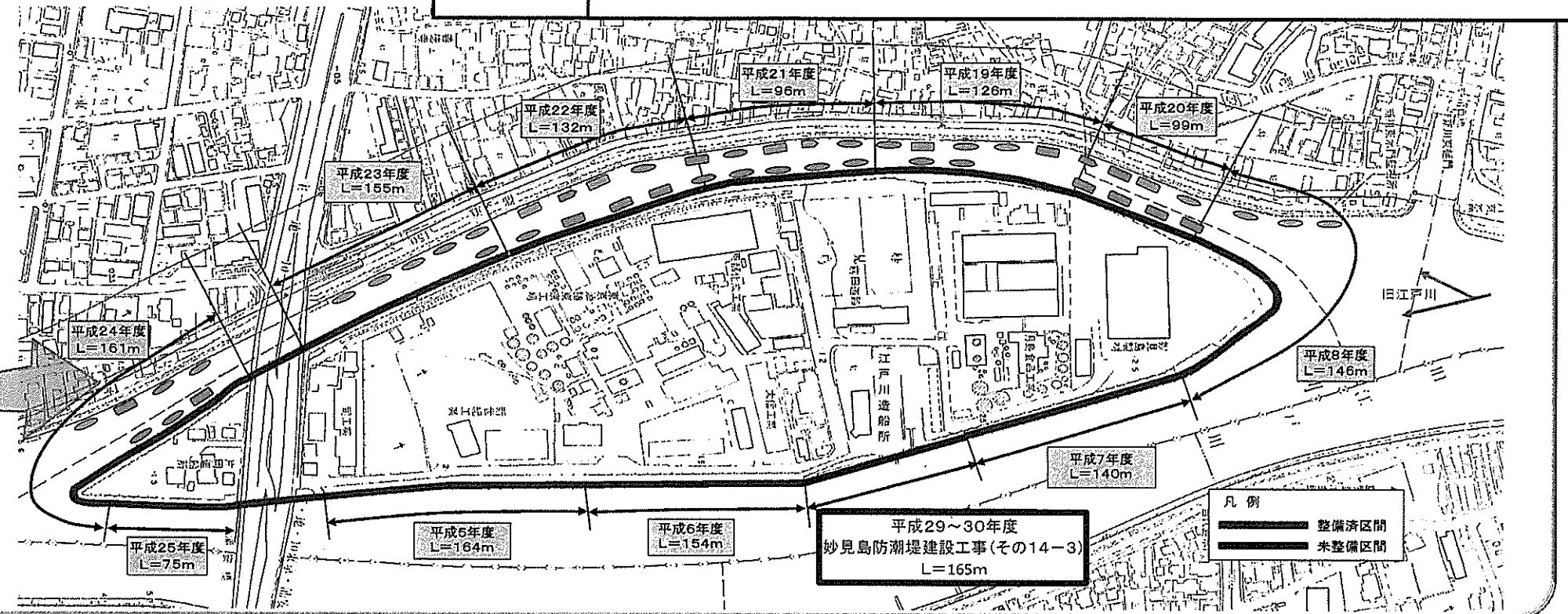
妙見島防潮堤建設工事（その14-3）

案内図

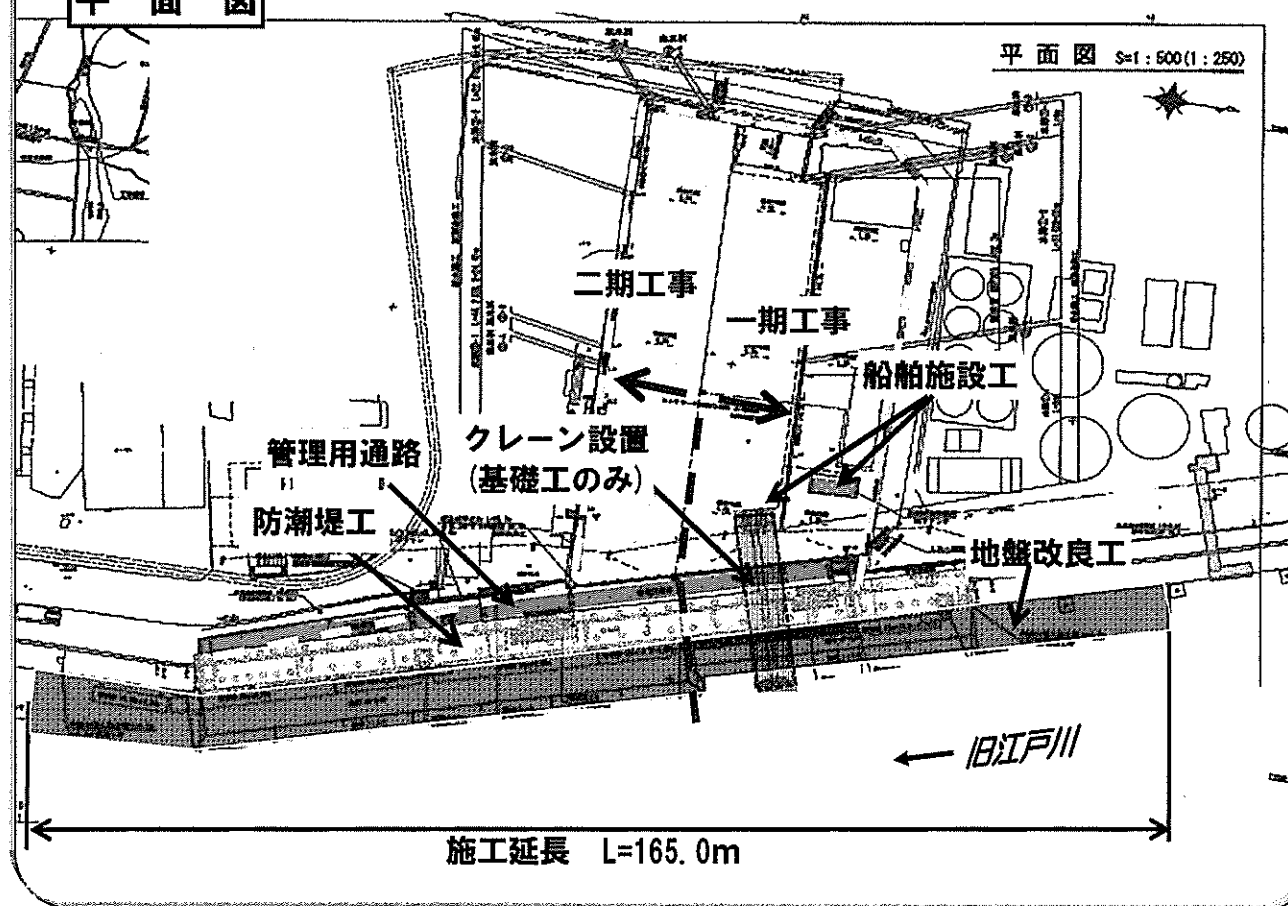


事業目的

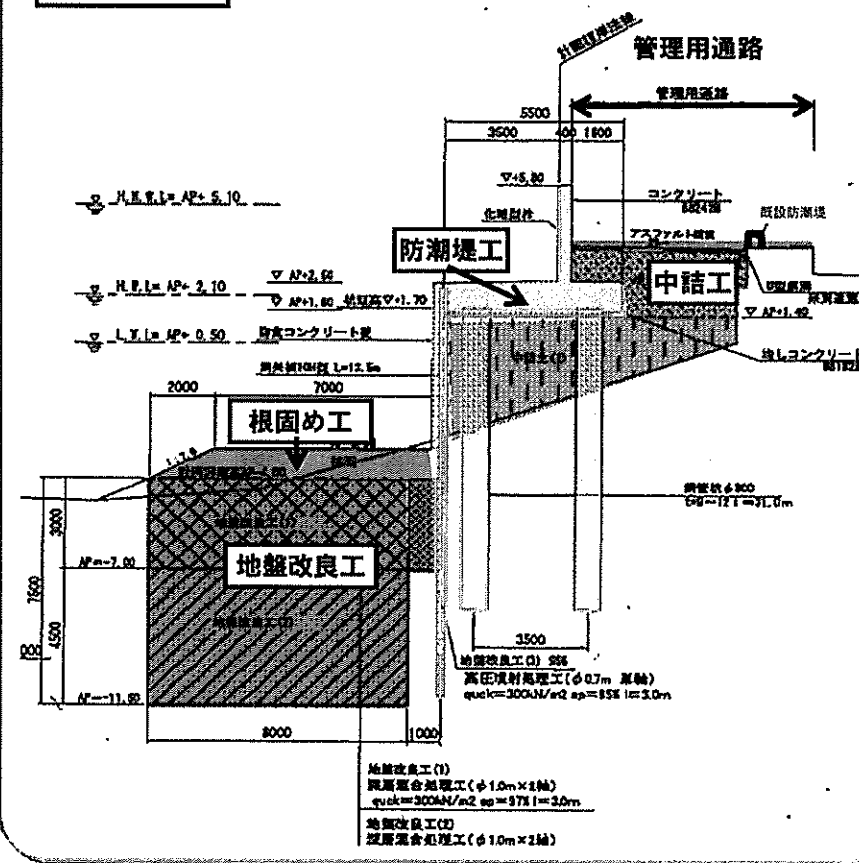
- ・計画規模の高潮に対応するための防潮堤建設
- ・将来にわたって考えられる最大級の地震に対応するための耐震対策



平面図



断面図



工 事 名	妙見島防潮堤建設工事（その14-3）		
工 事 場 所	東京都江戸川区東葛西三丁目地内		
最終契約額	¥1,002,487,320		
既 定 工 期	契約確定の日～平成31年6月10日 (ただし、船舶施設工については平成30年8月31日まで)		
契 約 者	森本・東建設共同企業体		
概要	施工延長 L=165m 河川土工 水中掘削工 3,033 m³ 土砂運搬工 2,850 m³ 中詰工 3,550 m³ 地盤改良工 深層混合処理工 (φ1,000 L=3.0m~13.1m) 936 本 高圧噴射攪拌工 (φ700 L=3.0m) 608 本 防潮堤工 防潮堤工 112 m 防潮堤基礎工 鋼管杭打込工 (φ800~900 L=31.0~32.0m) 61 本 鋼矢板圧入工 (10H型 L=15.0m) 125 枚 タイロッド設置工 (φ42 L=2.5~5.0m) 36 組 鉋コンクリート工 112m 根固め工 捨石工 1,200m³ 船舶施設工 クレーン基礎設置工 1 基 給油取扱施設設置工 1 基 浮桟橋等設置工 1 基 付帯工 1 式 撤去工 1 式 雑工 1 式 仮設工 1 式 処分工 1 式		

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年5月22日

東京都知事 小池 百合子

1 競争入札に付する事項

(1) 工事件名 妙見島防潮堤建設工事(その14-3)

(2) 業種、履行場所、概要、履行期間、契約方法、予定価格(税込)及びその他事項

東京都電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)の入札情報サービスに掲載された発注予定表及び添付ファイル「入札参加条件」のとお

(3) 本案件は電子入札対象案件であるので、入札に係る手続は電子調達システムにより行うこと。電子入札の運用は、東京都が定めた東京都電子入札等運用基準(建設工事等)(平成17年2月1日付16財経一第2768号)による。

(4) 本案件は、最低制限価格制度の対象案件である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

電子調達システムの入札情報サービスに掲載された添付ファイル「入札参加条件」に記載のとお

3 競争入札参加資格確認申請

電子調達システムの入札情報サービスに掲載された発注予定表及び添付ファイル「入札参加条件」に記載のとお

4 契約条項等に関する事項

(1) 契約条項を次のとおり縦覧に供する。

ア 期間 公告の日から平成29年6月2日(金)までの東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第

10号)第1条第1項に規定する東京都の休日を除く
毎日、午前9時から午後4時まで

イ 場所 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第
一本庁舎15階南側 東京都財務局経理部契約第一課
担当 笠原 電話 03-5388-2624(ダイヤルイン)

- (2) 3の結果、この入札に参加する資格があると確認された者については、一般競争入札参加資格確認結果通知日から平成29年7月6日(木)までの間、図面及び仕様書を貸与する。

5 入札手続等

- (1) 入札書の提出及び入札期間 入札書の提出は、一般競争入札参加資格確認結果通知日から平成29年7月5日(水)までの土曜日を除く毎日、午前8時から午後9時まで(ただし、最終日は午後4時まで)に、電子調達システムにより行うこと。

- (2) 開札の日時及び場所

ア 日時、平成29年7月6日(木) 午前9時30分

イ 場所 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第
一本庁舎北側4階、第2入札室

- (3) 入札に際しては、東京都が定めた「電子入札用」工事請負等競争入札等参加者心得(その2)(平成17年2月1日付16財経一第2771号。以下「入札心得」という。)の内容をよく確認すること。

- (4) 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札し、本案件の技術実績評価型総合評価方式(試行)公表事項に定める総合評価の方法によって得られた評価値の最も高い者で、積算内訳書の記載内容の確認を受けた者を落札者とする。

(5) 次のアからエまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札について不正の行為があったとき。

イ 虚偽の申請を行った者のした入札

ウ 積算内訳書をあらかじめ作成していない者又は東京都が提出を求めた際提出しない者のした入札

エ その他、入札心得に違反したとき。

(6) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 入札に参加する資格があると確認された者は、その見積もった金額の100分の3以上の入札保証金を入札前までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイの場合については、入札保証金の納付を免除する。

ア 入札に参加する者が、保険会社との間に東京都を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、入札前にその保険契約に係る保険証券を東京都に提出したとき。

イ 一般競争入札参加資格確認結果通知書において、入札保証金の納付を要しないものとされたとき。

(8) 入札において落札者とされた者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結前までに納付しなければならない。ただし、次のアからエまでのいずれかの場合については、契約保証金の納付を免除する。

ア 落札者とされた者が、保険会社との間に東京都を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、契約締結前にその保険契約に係る保険証券を東京都に提出したとき。

イ 落札者とされた者が、公共工事の前払金保証事業

に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項
に規定する保証事業会社との間に、東京都を被保証
者とする保証契約を締結し、契約締結前にその保証
契約に係る保証証書を東京都に提出したとき。

一般競争入札参加資格確認結果通知書において、
契約保証金の納付を要しないものとされたとき。

(9) この入札における競争入札参加資格の確認その
他の手続に関しては、東京都入札監視委員会運営要
領(平成14年3月19日付13財経総第1719号)により、
契約事務担当者(連絡先:東京都財務局経理部契約第
一課 電話 03-5388-2621(ダイヤルイン))に対し
て苦情を申し立てることができる。

6. その他

(1) 詳細は、電子調達システムの入札情報サービスに掲
載する。

(2) この公告に定めた書類の作成等に要する費用は、申
請する者の負担とする。

また、申請のために提出された書類は返却しない。

(3) この契約事務の担当部署 4(1)に同じ。

発注予定表

項目	項目内容			
契約番号	29-00066			
業種	業種	0300:河川工事		
	希望受付業種 1	0300:河川工事		
	希望受付業種 2			
	希望受付業種 3			
件 名	【電子】妙見島防潮堤建設工事(その14-3)			
履行場所	東京都江戸川区東葛西三丁目地内			
概 要	別紙「発注予定表 概要」のとおり			
履行期間	契約確定の日から平成31年2月28日まで(ただし、船舶施設工については平成30年4月27日まで)			
契約方法	一般競争入札(技術実績評価型総合評価方式)			
予定価格 (税込)	849,468,600円			
発注等級	A			
受付等級	A, JV			
そ の 他	契約後VE対象、建設リサイクル法対象、ISO9001試行工事			
入札説明会 開催日時				
入札説明会 開催場所				
公報登載日				
開札予定日時	平成29年 7月 6日 9時30分			
希望申請期間	平成29年 5月29日 9時00分から平成29年 6月 2日 16時00分まで			
希望申請場所	東京都電子調達システムの「電子入札」により希望申請すること。			
希望申請要件 1	添付ファイル「入札参加条件」を参照			
希望申請要件 2				
希望申請要件 3				
希望申請要件 4				
希望申請要件 5				
希望申請要件 6				
希望備考	受付時間は、8時00分から21時00分まで(ただし、初日は9時00分から。希望申込(申請)期間最終日は16時00分まで)			
担当局部課	財務局経理部契約第一課			
担当者	土木担当			
連絡先	03-5388-2624 内線番号: 26-165			
発注予定備考	別紙「発注予定表 発注予定備考」のとおり			

発注予定表 概要

施工延長 L=165m
 河川土工
 水中掘削工 3,033m³、土砂運搬工(しゅんせつ土砂) 2,850m³、中詰工 3,550m³
 地盤改良工
 深層混合処理工(φ1,000 L=3.0m~13.1m) 936本、高圧噴射処理工(φ700 L=3.0m) 608本
 防潮堤工 防潮堤工 112m
 防潮堤基礎工
 鋼管杭打込工(φ800~900 L=31.0m~32.0m) 61本、鋼矢板圧入工(10F型 L=15.0m) 125枚、タイロッド設置工(φ42 L=2.5m~5.0m) 36組、笠コンクリート工 112m
 根固め工 捨石工 1,200m³
 船舶施設工 クレーン基礎設置工 1基、給油取扱施設設置工 1基、浮桟橋等設置工 1基
 付帯工 一式 撤去工 一式 雑工 一式 仮設工 一式 処分工 一式

発注予定表 発注予定備考

- 本件は、技術実績評価型総合評価方式(試行)案件なので、添付ファイル「東京都技術実績評価型総合評価方式(試行)公表事項」(以下「公表事項」という。)をよく参照の上、申し込むこと。
- 公表事項に定める「過去の工事成績評定」申告書(様式1)については、電子調達システムに必要事項を入力すること(ファイル添付は不要)。
- 最低制限価格は平成28年6月1日改正の基準で算定し、予定価格の7/10以上で設定する。詳細は、「最低制限価格及び調査基準価格の算定基準の改正について」のとおり。
- 契約制度に掲載されている「工事請負等競争入札等参加者心得」を確認すること。
- 本件は労働条件等に関する特別調査の対象案件である。調査対象工事に選定された場合は調査へ協力すること。詳細は別添「『低入札価格調査対象工事に関する特別調査』の対象拡大について」のとおり。
- 下請契約を締結する時は、法定福利費を別枠表記した見積書を徴取し、それを踏まえた書面により、適正な額の請負代金での下請契約に努めること。また、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めること。(受注者の責務について(公共工事の品質確保の促進に関する法律第8条))
- 本工事は、「週休2日制確保モデル」の試行対象案件である。
- 資格確認通知予定日⇒平成29年6月14日
- 起工部署(建設局)

入札参加条件

契約番号	29-00066			
業種	河川工事			
件名	妙見島防潮堤建設工事(その14-3)			
その他の事項	電子入札対象	☒	建設リサイクル法対象	☒
	低入札価格制度対象	-	ISO9001 試行工事	☒
	契約後VE対象	☒		
総合評価方式	技術実績評価型総合評価方式(試行)案件			
形態	2者構成による建設共同企業体			
第1順位構成員となる者の要件	① 平成29・30年度東京都建設工事等競争入札参加資格において、業種03河川工事に格付されていること。 ② 当該業種の格付がA等級の大企業者であること。 ③ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に基づく特定建設業の許可を受けていること。 ④ 東京都と契約する営業所(本店を含む。)が都内にあること。			
第2順位構成員となる者の要件	① 平成29・30年度東京都建設工事等競争入札参加資格において、業種03河川工事に格付されていること。 ② 当該業種の格付がA等級の中小企業者、B等級の中小企業者又は次の条件のいずれかを満たすC等級の中小企業者であること。 ・官公庁発注の当該業種工事の最高完成工事経歴※：84,947千円以上 ・民間事業者発注の当該業種工事の最高完成工事経歴※：169,894千円以上 ③ 本店が都内にあり、かつ、東京都と契約する営業所(本店を含む。)の所在地が23区内にあること。 ④ 業種07建築工事の格付が当該業種の格付より2格以上上でないこと。			
J V の 要 件	企業体の構成順位は、格付順位の順で構成されていること(逆転不可)。			
出 資 割 合	第1順位 70%、第2順位 30%			
この入札に参加できない者	入札参加禁止中	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づき、東京都が行う競争入札への参加を禁止されている者		
	指名停止中	東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱(平成18年4月1日付17財経総第1543号)に基づく指名停止期間中の者		
	経営不振の状態にある者	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等の経営不振の状態にある者。ただし、東京都が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。		
	排除措置中	東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号)第5条第1項の規定による排除措置期間中の者		
	落札直後の者	平成29年5月14日から同年6月13日までの間に予定価格9億円未満の東京都財務局経理部契約第一課土木担当発注の工事(以下「他案件」という。)を落札した者。ただし、その落札した案件を関連事業者として落札した者を除く。		
	2週連続希望している者	この入札の希望申込期間の前週及び前々週に2週連続で他案件への資格確認申請又は希望申込みを行っている者。ただし、前週又は前々週に資格確認申請又は希望申込みした他案件の関連事業者を除く。		
	同一週2案件の申込	この入札の希望申込み期間と同一の期間に他案件への資格確認申請又は希望申込みをしている者		
	関係する会社	入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者(東京都建設工事等競争入札参加資格登録事項にいう「関係する会社」に当たる者)		

配置予定技術者	《第1順位構成員を含む構成員全者が対象》 【配置予定技術者の条件】 ①営業所専任技術者でないこと ②当該工事案件の開札日において他の工事に従事していないこと 【配置予定技術者に関する提出資料】 配置予定技術者に関する書類を希望申込時に添付ファイルにより提出すること(これにより難しい場合は、郵送又は持参すること(締切日必着))。 ・監理技術者を専任する場合 → 監理技術者資格者証の両面の写し及び過去5年以内に監理技術者講習を修了したことが分かる書類の写し ・主任技術者を専任する場合 → 雇用関係を確認できる書類の写し及び工事業種に対応する資格証の写し又は実務経験に係る書類 【第1順位構成員の配置予定技術者の変更】 希望申請受付終了後に第1順位構成員の配置予定技術者を変更する場合には、次の書類を入札締切日の午後4時までに提出すること。 ①「工事希望票兼予定監理技術者等調書(入札情報サービスの契約制度よりダウンロード可能)」 ②「監理技術者資格者証の両面の写し及び過去5年以内に監理技術者講習を修了したことが分かる書類の写し」 ③「配置予定技術者の保有する資格」申告書(様式4)及び根拠資料※ ④「配置予定技術者の同種工事等の実績」申告書(様式4)及び根拠資料※ ⑤「配置予定技術者の優良工事の実績」申告書(様式4)及び根拠資料※ (※③、④及び⑤の詳細は別添「東京都技術実績評価型総合評価方式(試行)公表事項」参照) なお、変更後の配置予定技術者の保有する資格・実績点の合計が当初の配置予定技術者の保有する資格・実績点の合計以上であることが上記資料で確認できない場合には、配置予定技術者の変更はできないため注意すること。 【第2順位構成員の配置予定技術者の変更】 希望申請受付終了後に第2順位構成員の配置予定技術者を変更する場合には、次の書類を郵送または持参によりできる限り早く提出し、積算内訳書の確認時までには【配置予定技術者の条件】を満たしていることの確認を受けること。 ①「工事希望票兼予定監理技術者等調書(入札情報サービスの契約制度関係よりダウンロード可能)」 ② 上記【配置予定技術者に関する提出資料】 【主任技術者の兼務】 本件は、主任技術者の兼務をすることができる。 なお、主任技術者の兼務を希望する場合は、別添「専任を必要とする主任技術者の兼務について」に従い、確認印押印前の兼務申請書を希望申請時に添付ファイルにより提出することとし、指名時においては確認印押印済みの申請書を郵送又は持参によりできる限り早く提出すること。 ○本案件の工事主管部署 東京都江東治水事務所 高潮工事課 東京都江東区亀戸三丁目10番7号 4階 直通 03-5975-1505
事業協同組合	中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合はこの入札に参加することができない。
建設共同企業体にかかる注意事項	① 建設共同企業体名は、できるだけ簡略にすること。 ② JV協定書中の建設共同企業体の所在地は、東京都内にするものとし、復代理人がいる場合は当該復代理人の所在地を入力すること(入力画面ではJV代表者の本店所在地が初期表示されるので、注意すること。) ③ 次のア及びイの書類を作成し、記名・押印しておくこと(落札候補者となった場合は、積算内訳書を提出する際に併せて提示すること。) ア JV協定書、委任状及び建設工事共同請負入札参加資格審査申込書【電子入札システムの画面印刷】 ・(各構成員の代表者印は、実印を使用すること。) イ 委任状(復代理人用)又は使用印鑑届【代表会社の受付票に代理人印又は使用印の欄がある場合のみ】 ④ 見積資料表紙の記名については、JV所在地及びJV名並びにJV代表者の所在地、会社名及び代表者名を記載すること。 復代理人を立てている場合は、更に代理人の所在地、会社名及び代理人名を記載すること。

※平成29/30年度建設工事等入札参加資格として申請した最高完成工事経歴(本案件の業種が順位格付の場合は総完成工事経歴を含む。)

※現在、建設共同企業体で都発注工事を施工中である場合は、構成員が同一とならない建設共同企業体を構成するよう努めること。

第1回 入札経過調書

公印照合  押印 		文書番号	29財経一第509号			
		契約番号	29-00066			
		開札日時	平成29年07月06日 09時30分			
		開札場所	都庁第一本庁舎北側4階、第二入札室			
		予定価格	849,468,600円			
件名	妙見島防潮堤建設工事(その14-3)					
落札者	森本・東建設共同企業体			落札率	99.9%	
住所	東京都江東区木場五丁目5番2号			金額	849,420,000円	
	入札者氏名	入札金額	価格点	技術点	評価値	備考
1	森本・東建設共同企業体	786,500,000円	15.6215	19.8000	35.4215	
記事	履行場所 東京都江戸川区東葛西三丁目地内 工事概要 施工延長 1=165m 河川土工 水中掘削工 3,033m³、土砂運搬工(しゅんせつ土砂) 2,850m³、中詰工 3,550m³ 地盤改良工 深層混合処理工 936本、高圧噴射処理工 608本、防潮堤工 防潮堤工 112m 防潮堤基礎工 鋼管杭打込工 61本、鋼矢板圧入工 125枚、タイロッド設置工 36組、笠コンクリート工 112m 根固め工 捨石工 1,200m³ 船舶施設工 クレーン基礎設置工 1基、給油取扱施設設置工 1基、浮桟橋等設置工 1基 付帯工 一式 撤去工 一式 雑工 一式 仮設工 一式 処分工 一式 工期 契約確定の日から平成31年2月28日まで (ただし、船舶施設工については平成30年4月27日まで) 価格点及び評価値は、入札金額を本案件公表事項に基づき換算した点数を、小数点第四位までで表示している(ただし、小数点以下第五位以降の桁で評価値を判定した場合には、判定した桁までで表示している。)。					

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。
 落札金額は、入札金額に 記載してある金額に100分の 8 に相当する金額を加算したものである(1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)。

23

契約内容変更決定通知書

29 財経一 第 3284 号

平成 30 年 2 月 23 日

建設局長 殿

財 務 局 長

(公 印 省 略)

件 名	妙見島防潮堤建設工事(その14-3)		
履 行 場 所	東京都江戸川区東葛西三丁目地内		
契約年月日	平成29年 7月 7日	文 書 番 号	29-00066
契約の相手方	森本・東建設共同企業体 代表者 株式会社森本組		
契 約 金 額	既 定	変 更	増 △ 減
	849,420,000 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 62,920,000 円)	855,453,960 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 63,366,960 円)	6,033,960 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 446,960 円)
履 行 期 限	既 定	変 更	増 △ 減
	契約確定の日から 平成31年2月28日 まで (ただし、船舶施設工につ いては平成30年4月27日ま で)	契約確定の日から 平成31年2月28日 まで (ただし、船舶施設工につ いては平成30年5月22日ま で)	0日間
前 払 金	既 定	変 更	増 △ 減
	339,700,000 円	-----	-----
中間前払金	既 定	変 更	増 △ 減
	-----	-----	-----
備 考			

契約内容変更決定通知書

30 財経一 第 274 号
平成 30 年 5 月 15 日

建設局長 殿

財 務 局 長
(公 印 省 略)

件 名	妙見島防潮堤建設工事(その14-3)		
履 行 場 所	東京都江戸川区東葛西三丁目地内		
契約年月日	平成29年 7月 7日	文 書 番 号	29-00066
契約の相手方	森本・東建設共同企業体 代表者 株式会社森本組		
契 約 金 額	既 定	変 更	増 △ 減
	855,453,960 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) 63,366,960 円)	879,175,080 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) 65,124,080 円)	23,721,120 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) 1,757,120 円)
履 行 期 限	既 定	変 更	増 △ 減
	契約確定の日から 平成31年2月28日 まで (ただし、船舶施設工につ いては平成30年5月22日ま で)	契約確定の日から 平成31年6月10日 まで (ただし、船舶施設工につ いては平成30年8月27日ま で)	68日間
前 払 金	既 定	変 更	増 △ 減
	339,700,000 円	-----	-----
中間前払金	既 定	変 更	増 △ 減
	-----	-----	-----
備 考			

契約内容変更決定通知書

30 財経一 第 1465 号
平成 30 年 8 月 20 日

建設局長 殿

財 務 局 長
(公 印 省 略)

件 名	妙見島防潮堤建設工事(その14-3)		
履 行 場 所	東京都江戸川区東葛西三丁目地内		
契約年月日	平成29年 7月 7日	文 書 番 号	29-00066
契約の相手方	森本・東建設共同企業体 代表者 株式会社森本組		
契 約 金 額	既 定	変 更	増 △ 減
	879,175,080 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 65,124,080 円)	1,002,487,320 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 74,258,320 円)	123,312,240 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 9,134,240 円)
履 行 期 限	既 定	変 更	増 △ 減
	契約確定の日から 平成31年6月10日 まで (ただし、船舶施設工につ いては平成30年8月27日ま で)	契約確定の日から 平成31年6月10日 まで (ただし、船舶施設工につ いては平成30年8月31日ま で)	0日間
前 払 金	既 定	変 更	増 △ 減
	339,700,000 円	-----	-----
中間前払金	既 定	変 更	増 △ 減
	-----	-----	-----
備 考			

東京都技術実績評価型総合評価方式（試行）

公表事項

工事件名： 妙見島防潮堤建設工事（その14-3）

平成29年5月

東京都建設局

1 技術実績評価型総合評価方式（試行）の適用理由及び公表事項の適用

本工事は、工事の品質確保を目指し、入札の際に工事価格と施工実績等の技術的能力を総合的に評価して落札者を決定する技術実績評価型総合評価方式（試行）を適用する工事である。

なお、この公表事項は、本工事に適用する。

2 提出資料の様式及び提出方法

当該競争入札の参加資格確認を申し込む者又は当該競争入札に参加を希望する者（以下「競争入札参加希望者」という。）は、当該競争入札の参加資格確認申込み又は当該競争入札の参加希望申込み（以下「競争入札参加申込み」という。）と併せて、次の資料を提出する。資料については、「5 技術点の評価項目」及び「6 技術点の評価方法」のとおり作成する。

ア 「過去の工事成績評定」申告書（様式1）

イ 上記アの根拠資料として、6(2)に規定する工事成績評価点の算定の基となる工事成績評定通知書（再交付されたものを含む。）の写し

ウ 技術点に係る資料の提出について（様式2）

エ 「企業の同種工事等の実績」申告書（様式3）及び根拠資料

オ 「企業の優良工事表彰の実績」申告書（様式3）及び根拠資料

カ 「配置予定技術者の保有する資格」申告書（様式4）及び根拠資料

キ 「配置予定技術者の同種工事等の実績」申告書（様式4）及び根拠資料

ク 「配置予定技術者の優良工事の実績」申告書（様式4）及び根拠資料

ケ 「事故及び不誠実な行為の有無」申告書（様式5）及び根拠資料

✓ コ 「地域における実績」申告書（様式6）及び根拠資料

✓ サ 「災害協定等の締結の有無」申告書（様式7）及び根拠資料

シ 「環境への配慮実績」申告書（様式11）及び根拠資料

ス 「雇用・就業への配慮実績」申告書（様式12）及び根拠資料

セ 「仕事と家庭の両立支援配慮実績」申告書（様式13）及び根拠資料

ソ 「女性活躍推進の実績」申告書（様式14）及び根拠資料

なお、工事成績評価点の算定の基となる工事成績評定通知書の総評定点のうち、最直近のものが60点未満である者については、入札参加を認めない。

また、本工事が共同企業体への発注の場合は、全ての構成員について、ア及びイの資料を構成員ごとに作成し、提出するとともに、工事成績評価点の算定の基となる各構成員の工事成績評定通知書の総評定点のうち、最直近のものが60点未満である場合は、入札参加を認めない。

また、7(1)により、競争入札参加申込み後から落札予定者が持参する積算内訳書の確認時までの間に配置予定技術者の変更を申し出る場合は、カからクまでのうち、変更を申し出る配置予定技術者の技術点に係る資料を提出する。

3 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(1) 技術実績評価型総合評価方式（試行）の評価は、価格点と技術点を合計した評価値により行う。

(2) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であるもののうち、価格点と技術点との合計である評価

値の最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者によるくじ引きにより落札者を決定する。

4 価格点の評価方法

価格点の評価は、次のとおりとする。

価格点 = (式①×0.13+式②×0.87)

式① (上限は30点とする。)

$$30 \times \left[\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{最低入札価格}} + \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

・最低入札価格について、基準値※を下回る場合は、基準値とする。

(※) 基準値 = 直接工事費×75% + 共通仮設費×70% + 現場管理費×70% + 一般管理費等×30%
+ ガス工事費 + 発生材売却費等

・最低入札価格について、最低制限価格制度適用案件においては、最低制限価格未満の入札を除き、最も低い金額とする。

・最低入札価格と予定価格が同額の場合は、30点とする。

式② (上限は30点とする。)

$$30 \times \left[\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{調査基準値}} + \frac{\text{調査基準値}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

・調査基準値は、調査基準価格又は最低制限価格を、有効数字3桁として、端数処理したものとする(4桁目は切り上げる)。

5 技術点の評価項目

技術点の評価は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」から算定するものとし、技術点の評価項目、技術点の評価項目ごとの評価点及び満点は、次表のとおりとする。

ただし、「企業の信頼性・社会性」における環境への配慮実績、雇用・就業への配慮実績、仕事と家庭の両立支援配慮実績又は女性活躍推進の実績については、評価項目ごとに実績を有していても合計で0.5点を上限とする。

また、技術点の上限は30点とする。

	評価項目	評価点	満点(点)	
企業の技術力	企業の同種工事等の実績	企業の実績点	2	28
	過去の工事成績評定	工事成績評価点	15	
	企業の優良工事表彰の実績	企業の優良工事表彰の実績点	2	
	配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の資格点	3	
	配置予定技術者の同種工事等の実績	配置予定技術者の実績点	3	
	配置予定技術者の優良工事の実績	配置予定技術者の優良工事の実績点	3	
企業の信頼性・社会性	事故及び不誠実な行為の有無	事故及び不誠実な行為の実績点	(-3)	(-3)
	地域における実績	地域における実績点	1	2
	災害協定締結等の締結の有無	災害協定締結の実績点	1	
	環境への配慮実績	環境への配慮の実績点	0.5	0.5
	雇用・就業への配慮実績	障害者雇用の実績点	0.5	
	仕事と家庭の両立支援配慮実績	「東京ワークライフ・バランス認定企業」の実績点	0.5	
	女性活躍推進の実績	女性活躍推進の実績点	0.5	
				複数の実績を有する場合でも0.5点とする。

6 技術点の評価方法

(1) 「企業の実績点」の算定方法

「企業の実績点」は2点満点とし、競争入札参加希望者のうち当該競争入札の参加資格確認の通知を受けた者又は当該競争入札の参加者として指名を受けた者（以下「競争入札参加者」という。）が、基準日^(注)の5年前の日から起算して5年の間に完了した1件の工事において、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（以下「コリンズ」という。）における竣工登録を経て発行された登録内容確認書の技術データ（以下「データ」という。）により同種工事の要件が確認できる工事实績を有する場合は2点、データにより類似工事の要件が確認できる工事实績を有する場合は1点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

企業の実績	企業の実績点
同種工事が1件以上あり	2
類似工事が1件以上あり	1
なし	0

同種工事及び類似工事は次のとおりとする。

同種工事：〔工法〕護岸工、〔高さ（代表値）〕9.8m以上

類似工事：〔工法〕護岸工、〔高さ（代表値）〕4.9m以上

算定の根拠資料として、同種工事及び類似工事に競争入札参加者が企業として関わったことが確認できるコリンズの登録内容確認書（技術データを含む。）の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

また、実績の対象となる工事は、単体又は共同企業体の代表者（乙型建設共同企業体の場合は担当工事の代表者）として実施した案件に限るものとする。

(注)「基準日」とは、各四半期の初日（4月1日、7月1日、10月1日又は1月1日）のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。以下同じ。

(2) 「工事成績評価点」の算定方法

「工事成績評価点」は、過去の工事成績評定通知書（東京都（公営企業局を含む。以下「都」という。）の発注工事のみを対象とする。）の総評定点の平均に基づき、次のとおりとする。

工事成績評定通知書の総評定点の平均	工事成績評価点
0 点 以 上 40 点 未 満	0
40 点 以 上 60 点 未 満	1
60 点 以 上 62.5 点 未 満	3
62.5 点 以 上 65 点 未 満	5
65 点 以 上 66.5 点 未 満	7
66.5 点 以 上 68 点 未 満	8
68 点 以 上 69.5 点 未 満	9
69.5 点 以 上 71 点 未 満	10
71 点 以 上 72.5 点 未 満	11
72.5 点 以 上 75 点 未 満	12
75 点 以 上 77.5 点 未 満	13
77.5 点 以 上 80 点 未 満	14
80 点 以 上 100 点 以 下	15

工事成績評定通知書の総評定点の平均は、基準日の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、工事完了日が基準日に近いものから順に3件の工事成績評定通知書の総評定点の相加平均とし、小数第2位以下は切捨てて小数第1位とする。3件に満たない場合は、当該工事件数のみを対象とする。工事完了日が同一の案件が複数存在する場合は、工事成績評定点の低いものを優先する。

また、工事成績評定通知書の総評定点が60点未満のものは、当該総評定点を0点として算定するものとする。

なお、該当する工事が無い場合（0件）でも入札参加は可能である。

工事成績評価点算定の対象工事は、東京都建設工事等競争入札参加資格の業種区分において、本工事と同一の業種の工事とする。

本工事が共同企業体への発注の場合の「工事成績評価点」は、上表に基づき算定される構成員ごとの「工事成績評価点」全てを、構成員ごとの出資割合により加重平均し、算定するものとする。

(3) 「企業の優良工事表彰の実績点」の算定方法

「企業の優良工事表彰の実績点」は2点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込み受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間（すなわち前年度を含む過去5か年度）に、優良工事として表彰された実績を1件以上有する場合は2点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は次表のとおりである。

企業の優良工事表彰の実績	企業の優良工事表彰の実績点
1 件 以 上 あ り	2
な し	0

優良工事として表彰された実績は、都の発注工事において、工事を優良な成績で完成させたとして、工事を主管する局等の長（以下「工事主管局長」という。）等から賞状等の書状を贈呈された実績を対象とする。対象となる表彰制度は巻末資料1による。

また、算定の根拠資料として、工事主管局長等から贈呈された賞状等の書状の写しを提出する。
 なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(4) 「配置予定技術者の資格点」の算定方法

「配置予定技術者の資格点」は3点満点とし、配置予定技術者が、本工事の建設業法（昭和24年法律第100号）上の業種について、一級技術者（建設業法第15条第2号イに該当する者をいう。以下同じ。）の場合は3点、二級技術者（建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許又は免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者以外の者をいう。以下同じ。）の場合は2点、その他の技術者（建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当するもので一級技術者及び二級技術者以外の者をいう。）の場合は1点とする。その区分及び算定は次表のとおりである。

配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の資格点
一級技術者	3
二級技術者	2
その他の技術者	1

複数の資格を持つ場合には、上位の資格1つについてのみ評価する。

また、算定の根拠資料として、配置予定技術者の保有資格証（本工事の建設業法上の業種に関する資格）の写し又は実務経験を証明する資料を提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の保有する資格を対象とする。

(5) 「配置予定技術者の実績点」の算定方法

「配置予定技術者の実績点」は3点満点とし、配置予定技術者が、基準日の5年前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、データにより同種工事の要件が確認できる工事のいずれか1件について、監理技術者として関わった場合に3点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合は1点、データにより類似工事の要件が確認できる工事のいずれか1件について、監理技術者として関わった場合は1.5点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

なお、実績の対象となる工事において、配置予定技術者が複数の職務を兼ねていた場合は、いずれか一つの職務についてのみ評価する。

配置予定技術者が関わった経験及び責任	配置予定技術者の実績点
監理技術者（同種工事）	3
主任技術者又は現場代理人（同種工事）	1
監理技術者（類似工事）	1.5
主任技術者又は現場代理人（類似工事）	0.5
なし	0

同種工事及び類似工事は、7(1)において規定する内容と同じとする。

また、算定の根拠資料として、同種工事及び類似工事に配置予定技術者が技術者として関わったことが確認できるコリンズの登録内容確認書（技術データを含む。）の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の保有する資格を対象とする。

(6) 「配置予定技術者の優良工事の実績点」の算定方法

「配置予定技術者の優良工事の実績点」は3点満点とし、配置予定技術者が、基準日の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した工事（都の発注工事のみを対象とする。）のうち、監理技術者、主任技術者又は現場代理人として関わった工事の実績1件について、工事成績評定通知書の総評定点が80点以上の場合には3点、工事成績評定通知書の総評定点が75点以上80点未満の場合には2点、それ以外の場合には0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

配置予定技術者が監理技術者、主任技術者又は現場代理人として関わった工事の工事成績評定通知書の総評定点	配置予定技術者の優良工事の実績点
80 点 以 上	3
75 点 以 上 80 点 未 満	2
75 点 未 満	0

また、算定の根拠資料として、配置予定技術者が技術者として該当工事に関わったことが確認できるコリンズの登録内容確認書（技術データを含む。）の写し及び工事成績評定通知書（再交付されたものを含む。）の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の実績を対象とする。

(7) 「事故及び不誠実な行為の実績点」の算定方法

「事故及び不誠実な行為の実績点」は、競争入札参加者が、基準日の3年前の日から起算して3年の間に、東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止を受けている場合は－3点とする。ただし、競争入札参加者が特定の業種（部門）について指名停止を受けている場合であって、本工事と指名停止を受けている業種（部門）が同一のときは－3点とする。

区分及び算定は、次表のとおりである。

事故及び不誠実な行為の有無	事故及び不誠実な行為の実績点
あ り	－3
な し	0

また、算定の根拠資料として、都が通知した該当する指名停止通知書の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合、構成員いずれかが指名停止を受けていれば「事故及び不誠実な行為」は「あり」とする。

(8) 「地域における実績点」の算定方法

「地域における実績点」は1点満点とし、競争入札参加者が、基準日の3年3か月前の日から起算して3年の間に完了した工事（都の発注工事のみを対象とする。）のうち、本工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村において行った工事で、工事成績評定通知書の総評定点が65点以上の実績を1件以上有する場合は1点、それ以外の場合には0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

地域における実績	地域における実績点
1 件 以 上 あ り	1
な し	0

本工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村は、次のとおりである。

本工事の施工場所の属する区市町村：江戸川区
隣接する区市町村：東京都葛飾区、東京都墨田区、東京都江東区、

また、算定の根拠資料として、該当工事の施工場所が確認できる工事請負契約書の写し及び工事成績評定通知書の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(9) 「災害協定締結の実績点」の算定方法

「災害協定締結の実績点」は1点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込みの提出の時点で、都と災害時における防災活動について定めた災害協定を1件以上締結している場合又は競争入札参加者が加入している団体が、競争入札参加申込みの提出の時点で、都と災害時における防災活動について定めた災害協定を1件以上締結している場合は1点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

災害協定等の締結の有無	災害協定締結の実績点
1 件 以 上 あ り	1
な し	0

また、算定の根拠資料として、該当する災害協定に係る協定書等の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(10) 「環境への配慮の実績点」の算定方法

「環境への配慮の実績点」は0.5点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めたとうきょう森づくり貢献認証制度の森林整備サポート認定、二酸化炭素オフセット認証、^{じゅうき}什器による二酸化炭素固定量認証又は建築物による二酸化炭素固定量認証に認定された実績を1件以上有する場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

環境への配慮の実績の有無	環境への配慮の実績点
1 件 以 上 あ り	0.5
な し	0

また、算定の根拠資料として、東京都知事等が発行した認証書の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(11) 「障害者雇用の実績点」の算定方法

「障害者雇用の実績点」は0.5点満点とし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告義務がある競争入札参加者が、競争入札参加申込期間の末日の直近に公共職業安定所宛提出した障害者雇用状況報告書における実雇用率が法定雇用率を上回る場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

このほか、当該報告義務がない競争入札参加者が、競争入札参加申込日において、次のいずれかのとおり障害者を雇用している場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

- ・ 常用労働者のうち1週間の所定労働時間が30時間以上の障害者（障害者雇用促進法第2条の「身体障害者」「重度身体障害者」「知的障害者」「重度知的障害者」「精神障害者」をいう。ただし、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）を1名以上雇用している場合

- ・ 短時間労働者のうち重度身体障害者又は重度知的障害者（障害者雇用促進法第2条の「重度身体障害者」「重度知的障害者」をいう。）を1名以上雇用している場合
- ・ 短時間労働者のうち身体障害者、知的障害者又は精神障害者（障害者雇用促進法第2条の「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」をいう。ただし、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）を2名以上雇用している場合

なお、短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、競争入札参加者の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間に比して短く、20時間以上30時間未満である者のうち、次のいずれかに該当する常用労働者をいう。

- ① 期間の定めなく雇用されている労働者
 - ② 一定の期間（例えば1か月、6か月等）を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者
- 加対象となる障害者は、競争入札参加申込日から起算して過去3か月以上雇用されている労働者に限るものとする。

障害者雇用の実績の有無	障害者雇用の実績点
実雇用率が法定雇用率を上回る（法による報告義務有の場合）	0.5
1名もしくは2名以上の雇用あり（法による報告義務無の場合）	
な し	0

算定の根拠資料として、障害者雇用促進法の規定により厚生労働大臣への報告義務がある競争入札参加希望者については、競争入札参加申込受付期間の末日の直前に公共職業安定所の受付印を有する障害者雇用状況報告書の写し、当報告義務がない競争入札参加希望者については、雇用している者の障害者手帳の写し等及び健康保険証等、雇用状況を確認できる書類の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(12) 「東京ワークライフバランス認定企業」の実績点の算定方法

「東京ワークライフバランス認定企業」の実績点は、0.5点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めた東京ワークライフバランス認定制度の長時間労働削減取組部門、休暇取得促進部門、仕事と育児の両立推進部門、仕事と介護の両立推進部門、多様な勤務形態導入部門又は職場における女性の活躍促進部門に認定された実績を1件以上有する場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

東京ワークライフバランス認定企業認定実績の有無	東京ワークライフバランス認定企業認定の実績点
1 件 以 上 あ り	0.5
な し	0

また、算定の根拠資料として、東京都知事等から贈呈された、認定証等の書状の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(13) 「女性活躍推進の実績点」の算定方法

「女性活躍推進の実績点」は0.5点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込み受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めた東京都女性活躍推進大賞の大賞又は優秀賞を受賞した実績を1件以上有する場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

女性活躍推進の実績の有無	女性活躍推進の実績点
1件以上あり	0.5
なし	0

また、算定の根拠資料として、東京都知事等から贈呈された、賞状等の書状の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

- (14) 技術点は、8 (1) により配置予定技術者が変更となった場合についても、競争入札参加希望申込み時の配置予定技術者による点数で評価する。

7 配置予定技術者の取扱い

- (1) 提出資料に記載された配置予定技術者については、原則として工事完了まで変更することができない。ただし、競争入札参加申込み後から落札予定者が持参する積算内訳書の確認時までの間に配置予定技術者の変更を申し出た場合、配置予定技術者の死亡等のほか、工場製作から現場設置へと工事現場が移行する場合等、発注者がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。この場合、変更後の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計は、変更前の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計以上とする。
- (2) 技術者の変更を発注者がやむを得ないと認めない場合又は技術者の変更を発注者がやむを得ないと認めた場合であっても、変更後の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計が変更前の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計未満のときは、入札時の提出資料に虚偽の記載をしたものとして取り扱うことがあるとともに、本工事の工事成績評定を減じることがある。

8 その他の留意事項

- (1) 提出資料の提出後は、原則として記載された内容の変更を認めない。ただし、発注者がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- (2) 提出資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出資料は、本工事に係る審査以外に提出者に無断で使用することはない。
- (4) 提出資料は、返却しない。
- (5) この入札における非落札の理由その他の手続に関しては、「東京都入札監視委員会運営要領」(平成14年3月19日付13財経総第1719号)により、契約事務担当者に対して苦情を申し立てることができる。

「企業の優良工事表彰の実績点」の対象となる表彰制度

局名	表彰状類 の名称	表彰状類授与 者	根拠となる要綱類の名称
財務局	賞状	局長	財務局優良工事請負者表彰要綱
都市整備局	賞状	局長	都市整備局優良工事局長賞贈呈要綱
建設局	賞状	局長	建設局優良請負工事等公表要綱
	感謝状	所長	建設局事務所長優良請負工事等感謝状贈呈要綱
港湾局	賞状	局長	港湾局優良工事等公表要綱
交通局	感謝状	建設工務部長	交通局建設工務部優良請負工事等公表等実施要領 及び同細則
水道局	表彰状	局長	東京都水道局優良請負工事公表要綱
		所長	
下水道局	賞状	局長	東京都下水道局優良工事受注者表彰要綱
	感謝状	局長	東京都下水道局工事施行成績優良業者公表要綱

※ 授与された表彰状類が実績の対象となるのか不明な場合は、表彰状類を発行した部署に確認すること。

対象期間一覧表(平成29年度)

平成29年度の 公表開始日	平成29年度の 基準日	対象項目	様式 番号	対象期間
4月1日から 6月30日	4月1日	企業の施工能力	同種工事等の実績	3 平成24年 4月1日から平成29年 3月31日まで
			過去の工事成績評価	1 平成24年 1月1日から平成28年12月31日まで
			優良工事表彰の実績	3 平成24年 4月1日から平成29年 3月31日まで
		配置予定技術者の 能力	同種工事等の実績	4 平成24年 4月1日から平成29年 3月31日まで
			優良工事の実績	4 平成24年 1月1日から平成28年12月31日まで
		事故及び不誠実な行為の有無		5 平成26年 4月1日から平成29年 3月31日まで
		地域における実績		6 平成26年 1月1日から平成28年12月31日まで
		単価契約工事又は緊急施行工事の実績		8 平成24年 4月1日から平成29年 3月31日まで
		環境への配慮実績		11
		仕事と家庭の両立支援配慮実績		13 平成24年 4月1日から平成29年 3月31日まで
		女性活躍推進の実績		14
7月1日から 9月30日	7月1日	企業の施工能力	同種工事等の実績	3 平成24年 7月1日から平成29年 6月30日まで
			過去の工事成績評価	1 平成24年 4月1日から平成29年 3月31日まで
			優良工事表彰の実績	3 平成24年 4月1日から平成29年 3月31日まで
		配置予定技術者の 能力	同種工事等の実績	4 平成24年 7月1日から平成29年 6月30日まで
			優良工事の実績	4 平成24年 4月1日から平成29年 3月31日まで
		事故及び不誠実な行為の有無		5 平成26年 7月1日から平成29年 6月30日まで
		地域における実績		6 平成26年 4月1日から平成29年 3月31日まで
		単価契約工事又は緊急施行工事の実績		8 平成24年 7月1日から平成29年 6月30日まで
		環境への配慮実績		11
		仕事と家庭の両立支援配慮実績		13 平成24年 4月1日から平成29年 3月31日まで
		女性活躍推進の実績		14
10月1日から 12月31日	10月1日	企業の施工能力	同種工事等の実績	3 平成24年10月1日から平成29年 9月30日まで
			過去の工事成績評価	1 平成24年 7月1日から平成29年 6月30日まで
			優良工事表彰の実績	3 平成24年 4月1日から平成29年 3月31日まで
		配置予定技術者の 能力	同種工事等の実績	4 平成24年10月1日から平成29年 9月30日まで
			優良工事の実績	4 平成24年 7月1日から平成29年 6月30日まで
		事故及び不誠実な行為の有無		5 平成26年10月1日から平成29年 9月30日まで
		地域における実績		6 平成26年 7月1日から平成29年 6月30日まで
		単価契約工事又は緊急施行工事の実績		8 平成24年10月1日から平成29年 9月30日まで
		環境への配慮実績		11
		仕事と家庭の両立支援配慮実績		13 平成24年 4月1日から平成29年 3月31日まで
		女性活躍推進の実績		14
1月1日から 3月31日	1月1日	企業の施工能力	同種工事等の実績	3 平成25年 1月1日から平成29年12月31日まで
			過去の工事成績評価	1 平成24年10月1日から平成29年 9月30日まで
			優良工事表彰の実績	3 平成24年 4月1日から平成29年 3月31日まで
		配置予定技術者の 能力	同種工事等の実績	4 平成25年 1月1日から平成29年12月31日まで
			優良工事の実績	4 平成24年10月1日から平成29年 9月30日まで
		事故及び不誠実な行為の有無		5 平成27年 1月1日から平成29年12月31日まで
		地域における実績		6 平成26年10月1日から平成29年 9月30日まで
		単価契約工事又は緊急施行工事の実績		8 平成25年 1月1日から平成29年12月31日まで
		環境への配慮実績		11
		仕事と家庭の両立支援配慮実績		13 平成24年 4月1日から平成29年 3月31日まで
		女性活躍推進の実績		14

※公表開始日は、東京都入札情報サービスの「発注予定情報」から検索の上ご確認下さい。
「発注予定案件一覧」のページで案件ごとに「公表日」として記載されています。

別紙

東京都技術実績評価型総合評価方式

落札者決定基準

工事件名 妙見島防潮堤建設工事（その14-3）

平成29年5月

(落札者決定基準)

落札者決定基準は、「東京都技術実績評価型総合評価方式試行要綱」第14条から第18条のとおりとし、同要綱第14条第5項及び同条第6項に規定する選択対象の評価項目は「建設局技術実績評価型総合評価方式試行実施要領」第3のとおりとする。

なお、同要綱第17条第2項(2)及び(3)に基づき指定する同種工事及び類似工事は以下のとおりとする。

同種工事及び類似工事は、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス（以下「コリンズ」という。）に登録された工事とし、次に掲げるものとする。

同種工事：〔工法〕護岸工、〔高さ（代表値）〕9.8m以上

類似工事：〔工法〕護岸工、〔高さ（代表値）〕4.9m以上

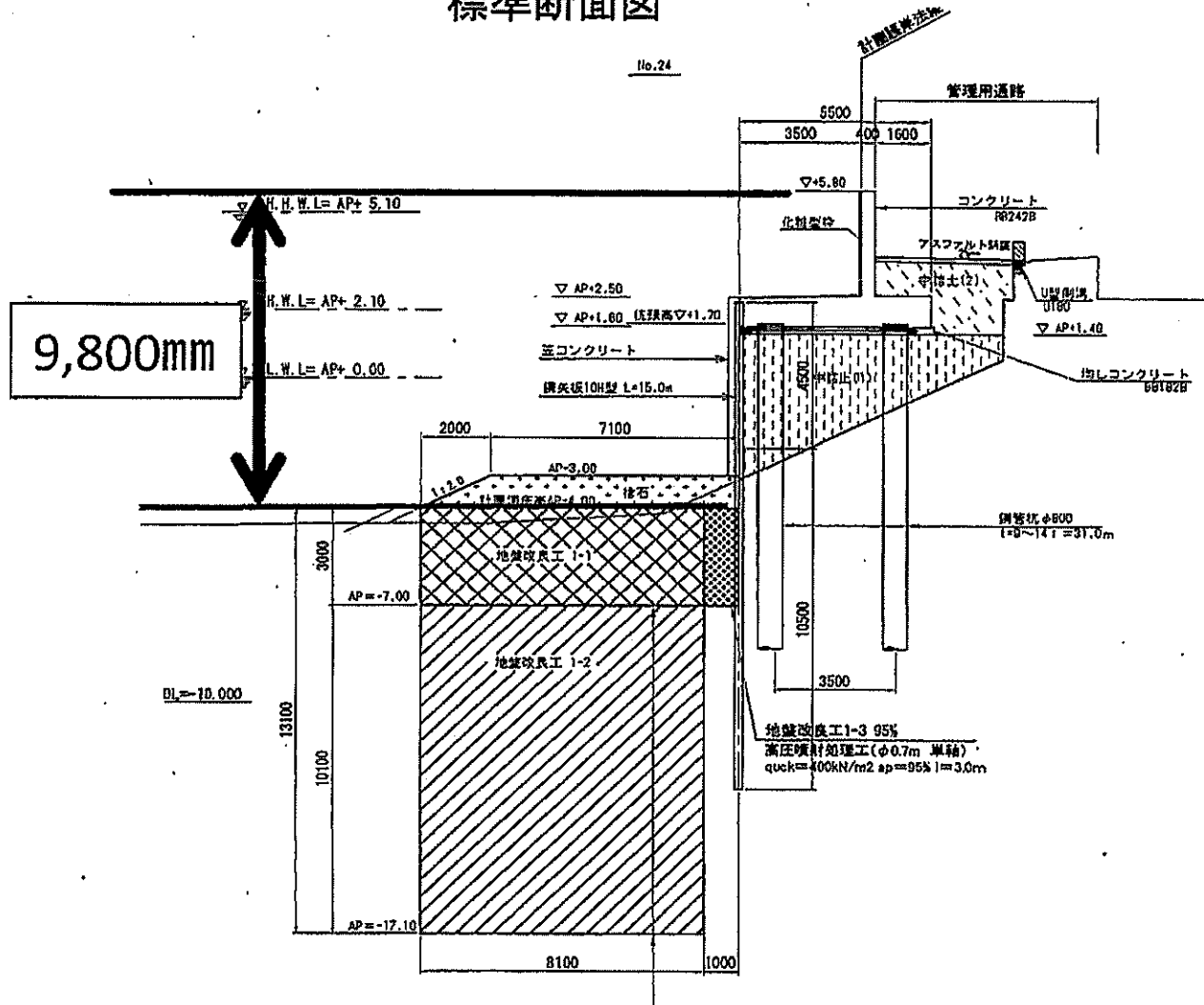
同要綱第17条第3項(4)に基づき指定する「工事成績評価点」の算定対象となる業種は東京都建設工事等競争入札参加資格の業種区分で、当該発注工事と同一の業種の工事とする。

業 種： 河川工事

同要綱第17条第6項(2)及び(3)に基づき指定する「配置予定技術者の実績点」の算定対象となる同種工事及び類似工事は、「企業の実績点」の算定方法において規定する内容と同じとする。

妙見島防潮堤建設工事(その14-3)

標準断面図





東京都技術実績評価型総合評価方式試行要綱

平成 23 年 1 月 4 日 22 財経総第 1676 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東京都が発注する建設工事において、品質確保を図るため、入札の際に、工事価格及び施工実績等の技術的能力を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「技術実績評価型総合評価方式」という。）を試行するに当たり、基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当者等 東京都契約事務規則（昭和 39 年東京都規則第 125 号。以下「規則」という。第 7 条の「契約担当者等」をいう。
- (2) 一級技術者 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条第 2 号イに該当する者をいう。
- (3) 二級技術者 建設業法第 27 条第 1 項の規定による技術検定若しくはその他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第 7 条第 2 号ハに該当することとなるものに合格した者又はその他の法令に規定する免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって、一級技術者以外の者をいう。
- (4) その他の技術者 建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ若しくはハ又は同法第 15 条第 2 号ハに該当する者で、一級技術者及び二級技術者以外の者をいう。
- (5) コリンズ 一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システムをいう。
- (6) 工事成績評定通知書の総評定点 東京都工事成績評定要綱（平成 14 年 3 月 26 日付 13 財営技第 167 号）第 12 条の規定に基づく、過去の工事成績評定通知書の総評定点をいう。
- (7) 基準日 各四半期の初日（4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日）のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。

(試行対象工事)

第 3 条 技術実績評価型総合評価方式の試行対象工事は、予定価格が、建築工事にあつては 3 億 5 千万円以上、土木工事にあつては 2 億 5 千万円以上、設備工事にあつては 1 億 2 千万円以上の工事案件から選定する。ただし、特定調達契約（規則第 54 条第 5 号の「特定調達契約」をいう。）による契約を除くものとする。

2 工事を主管する局等の長（以下「工事主管局長」という。）は、具体的な試行対象工事を決定し、契約担当者等に通知する。

(試行実施要領)

第 4 条 工事主管局長は、技術実績評価型総合評価方式の試行に当たっては、あらかじめ次に掲げる事項を内容とする試行実施要領を、技術審査委員会が実施する第 8 条第 2 項に規定する調査及び審議を経て、契約担当者等及び財務局経理部長と協議の上、定めるものとする。

- (1) 前条第 2 項に規定する試行対象工事の決定に係る方針

(2) 第14条第3項及び同条第5項に規定する技術点を評価する項目（以下「技術点の評価項目」という。）の選択に係る方針

なお、試行実施要領を定めようとするときは、第9条の規定に基づき、あらかじめ学識経験を有する2人以上の者から意見を聴取しなければならない。

（公表に当たり工事主管局長が定める事項）

第5条 工事主管局長は、技術実績評価型総合評価方式を試行しようとする場合は、次に掲げる事項について、契約担当者等と協議の上、あらかじめ定めるものとする。

- (1) 工事件名、工事場所及び工事概要
- (2) 提出資料の様式及び提出方法
- (3) 価格点の評価方法
- (4) 技術点の評価項目及び評価方法
- (5) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- (6) 資料の提出後は、原則として資料に記載された内容の変更を認めないこと。
- (7) 資料に記載された配置予定技術者は、原則として変更できないこと。ただし、第11条の規定による資料の提出後から落札予定者が持参する積算内訳書の確認時までの間に、配置予定技術者の変更の申し出があった場合で、申し出のあった配置予定技術者の保有する資格・実績点の合計が当初の配置予定技術者の保有する資格・実績点の合計以上であることを確認できたときはこの限りでない。
- (8) 一般競争入札による場合、詳細は入札説明書によること。
- (9) その他必要と認める事項

（入札公告）

第6条 技術実績評価型総合評価方式を試行しようとする場合の入札公告においては、前条及び技術実績評価型総合評価方式の対象工事であることを明示するものとする。

（発注予定工事の事前公表において示す事項）

第7条 技術実績評価型総合評価方式を試行しようとする場合の発注予定工事の事前公表においては、第5条に掲げる事項のうち第8号を除いたもの及び技術実績評価型総合評価方式の対象工事であることを公表事項として明示するものとする。

（技術審査委員会）

第8条 工事主管局長は、技術実績評価型総合評価方式における試行実施要領の策定に当たって、技術審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 審査委員会は、試行実施要領の策定に当たっての調査及び審議を所掌するものとする。
- 3 審査委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。
- 4 審査委員会は、委員長が招集する。

（学識経験を有する者の意見の聴取）

第9条 試行実施要領及び落札者決定基準を定めようとするとき工事主管局長は、あらかじめ学識経験を有する2人以上の者から、次の内容についての意見を聴取しなければならない。

- (1) 試行実施要領及び落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項

(2) 落札者を決定しようとするとき改めて学識経験を有する者からの意見聴取を行う必要の有無

- 2 前項第2号において、必要があるとの意見が述べられた場合には、落札者（あらかじめ予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みをした者のうち、価格その他の条件が東京都にとって最も有利な者）を決定しようとするときは、学識経験を有する2人以上の者から、その決定についての意見を聴取しなければならない。

(技術実績評価型総合評価方式における入札方式)

第10条 技術実績評価型総合評価方式の入札は、予定価格に応じて、一般競争入札又は指名競争入札によるものとする。

また、指名競争入札のうち共同企業体に発注する場合であっても、あらかじめ自主的に結成された共同企業体に競争入札参加希望申込みを行わせる方式により行うものとする。

(競争入札参加申込に当たっての資料の提出)

第11条 当該競争入札の参加資格確認を申込み者又は当該競争入札に参加を希望する者（以下「競争入札参加希望者」という。）は、入札公告又は発注予定工事の事前公表に基づき、当該競争入札の参加資格確認申込み又は当該競争入札の参加希望申込み（以下「競争入札参加申込み」という。）と併せて、第14条第3項に規定する技術点の評価項目ごとの評価点を示す資料を提出するものとする。

(指名選定及び競争入札参加資格の確認等)

第12条 指名競争入札における指名業者の選定に当たっては、東京都工事請負指名競争入札参加者指名基準（平成6年9月30日付6財経総第754号。以下「指名基準」という。）により指名すること。ただし、本試行要綱を適用する案件に限っては、原則として指名基準第5及び第8を適用せず、次のとおりとする。

なお、指名基準第7（5）については、(1)により指名を行う際に適用する。

- (1) 指名基準第5については、「契約担当者等は、第4の1の定めにかかわらず、当該等級の直近上位又は直近下位の等級に属する者のうちから指名することができる。」と読み替える。
 - (2) 指名基準第8については、「当該競争入札に参加を希望する者で、この基準による指名が可能な者を指名するものとする。」と読み替える。
- 2 契約担当者等は、第17条第3項に規定する「工事成績評価点」に係る資料を確認した上で、競争入札参加資格の確認又は指名業者の選定を行うものとする。
- 3 競争入札参加資格の確認又は指名業者の選定に当たっては、第17条第3項に規定する「工事成績評価点」の算定の基となる工事成績評定通知書の総評定点のうち、最直近のものが60点未満でない者を対象とする。

(資料の送付)

第13条 契約担当者等は、「工事成績評価点」に係る資料及び「工事成績評価点」以外の技術点に係る資料（以下「全ての技術点に係る資料」という。）を工事主管局長に送付するものとする。

(総合評価の方法)

第14条 技術実績評価型総合評価方式の評価は、価格点と技術点とを合計した評価値による。

2 価格点の評価は、次のとおりとする。

価格点 = (式①×0.13+式②×0.87)

式① (上限は30点とする。)

$$30 \times \left[\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{最低入札価格}} + \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

・最低入札価格について、基準値*を下回る場合は、基準値とする。

(※) 基準値 = 直接工事費×75% + 共通仮設費×70% + 現場管理費×70% + 一般管理費等×30%
+ ガス工事費 + 発生材売却費等

・最低入札価格について、最低制限価格制度適用案件においては、最低制限価格未満の入札を除き、最も低い金額とする。

・最低入札価格と予定価格が同額の場合は、30点とする。

式② (上限は30点とする。)

$$30 \times \left[\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{調査基準値}} + \frac{\text{調査基準値}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

・調査基準値は、調査基準価格又は最低制限価格を、有効数字3桁として、
端数処理したものとする(4桁目は切り上げる)。

3 技術点の評価は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」から算定するものとし、技術点の評価項目並びに技術点の評価項目ごとの評価点及び満点は、別表1のとおりとする。ただし、「企業の信頼性・社会性」における環境への配慮実績、雇用・就業への配慮実績、仕事と家庭の両立支援配慮実績又は女性の活躍推進の実績については、評価項目ごとに実績を有していても合計で0.5点を上限とする。

また、技術点の上限は30点とする。

なお、技術点は、第5条第7号の規定により、配置予定技術者が変更となった場合についても、競争入札参加申込み時に申請した配置予定技術者の点数で評価する。

4 「企業の技術力」は、別表1に掲げる6つの評価項目とし、評価はそれらの評価点の合計によるものとする。ただし、第17条第2項第7号及び同条第6項第7号の規定により同種工事及び類似工事を指定しない工事については、「企業の実績点」及び「配置予定技術者の実績点」を評価項目としない。

5 「企業の信頼性・社会性」は、別表1に掲げる評価項目とし、「事故及び不誠実な行為の有無」、「環境への配慮実績」、「雇用・就業への配慮実績」、「仕事と家庭の両立支援配慮実績」、「女性活躍推進の実績」及び別表1の備考欄に示す選択対象の評価項目(以下「選択対象項目」という。)のうち工事主管局長が選択し定める2つの評価項目とする。評価は、それらの評価点の合計によるものとする。

6 別表1に掲げる選択対象項目について、建築工事及び設備工事においては、「地域における実績」、「災害協定等の締結の有無」、「ISO9001又は14001の認証取得の有無」及び「地域内における本店又は営業所の所在の有無」とし、土木工事においては、「地域における実績」、「災害協定等の締結の有無」、「単価契約工事又は緊急施行工事の実績」、「ISO9001又は14001の認証取得の有無」及び「地域内における本店又は営業所の所在の有無」とする。

(技術点の評価)

第15条 工事主管局長は、契約担当者等から全ての技術点に係る資料の送付を受けたときは、速やかに技術点の審査を行うものとする。

2 技術点の評価は、入札公告又は発注予定工事の事前公表において示した評価方法により、工事主管局長が決定するものとする。

(落札者の決定方法)

第16条 入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、第14条第1項の評価値の最も高いものを落札者とする。

2 前項の評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(「企業の技術力」の評価方法)

第17条 「企業の技術力」の評価は、以下の項で規定する評価点の合計によるものとする。

2 「企業の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「企業の実績点」は2点満点とし、競争入札参加希望者のうち、当該競争入札の参加資格確認の通知を受けた者又は当該競争入札の参加者として指名を受けた者（以下「競争入札参加者」という。）が、基準日の5年前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、同種工事の実績を1件以上有する場合に2点、類似工事の実績を1件以上有する場合に1点、それ以外の場合に0点とする。

(2) 前号の同種工事とは、コリンズにおける工種が当該発注工事と同一で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事と同程度以上のものとし、起工時に指定する。

(3) 第1号の類似工事とは、コリンズにおける工種が当該発注工事と同一で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事よりも小さいものの経験として有用なものを、起工時に指定する。

(4) 「企業の実績点」は、コリンズに登録されたデータから算定する。

(5) 第1号の実績は、単体又は共同企業体の代表者（乙型建設共同企業体の場合は担当工事の代表者）としての実績とする。

(6) 当該発注工事が共同企業体を対象としている場合は、前号を踏まえた上で構成員のいずれかの実績を対象とする。

(7) 同種工事及び類似工事の指定が困難な建築工事、設備工事の改修工事等の場合は、第1号の同種工事及び類似工事を指定しない。

3 「工事成績評価点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「工事成績評価点」の算定は、工事成績評定通知書の総評定点の平均に応じて、別表2のとおりとする。

(2) 工事成績評定通知書の総評定点の平均は、競争入札参加希望者が、基準日の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、工事完了日が基準日に近いものから順に3件の工事成績評定通知書の総評定点の相加平均とし、小数第2位以下は切り捨てる。3件に満たない場合は、当該工事件数のみを対象とする。工事完了日が同一の案件が複数存在する場合は工事成績評定点の低いものを優先する。

また、工事成績評定通知書の総評定点が60点未満のものは、当該総評定点を0点として算定するものとする。

(3) 工事成績評定通知書は、東京都の発注工事（公営企業局含む。以下同じ。）のみを対象とする。

(4) 「工事成績評価点」の算定の対象工事は、原則として、東京都建設工事等競争入札参加資格の業種区分で当該発注工事と同一の業種とする。

なお、当該発注工事と異なる業種を対象とする場合は、起工時に指定するものとする。

(5) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、共同企業体としての「工事成績評価点」は、第1号に基づき算定される構成員ごとの工事成績評価点全てについて、構成員ごとの出資割合で加重平均することにより算定するものとする。

4 「企業の優良工事表彰の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「企業の優良工事表彰の実績点」は2点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込み受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、優良工事として表彰された実績を1件以上有する場合に2点、それ以外の場合に0点とする。

(2) 優良工事として表彰された実績は、東京都の発注工事において、工事を優良な成績で完成させたとして、工事主管局長等から賞状等の書状を贈呈された実績を対象とする。

(3) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

5 「配置予定技術者の資格点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「配置予定技術者の資格点」は3点満点とし、配置予定技術者が、当該発注工事の建設業法上の業種について、一級技術者の場合に3点、二級技術者の場合に2点、その他の技術者の場合に1点とする。

なお、複数の資格を持つ場合には、上位の資格1つについてのみ評価する。

(2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者が保有する資格を対象とする。

6 「配置予定技術者の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「配置予定技術者の実績点」は3点満点とし、配置予定技術者が、基準日の5年前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、同種工事の実績1件について、監理技術者として関わった場合に3点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合に1点、それ以外の場合に0点、類似工事の実績1件について、監理技術者として関わった場合に1.5点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合に0.5点、それ以外の場合に0点とする。

なお、実績の対象となる工事において、配置予定技術者が複数の職務を兼ねていた場合は、いずれか一つの職務についてのみ評価する。

(2) 前号の同種工事とは、コリンズにおける工種が当該発注工事と同一で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事と同程度以上のものとし、起工時に指定する。

(3) 第1号の類似工事とは、コリンズにおける工種が当該発注工事と同一で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事よりも小さいものの経験として有用なものを、起工時に指定する。

(4) 「配置予定技術者の実績点」は、コリンズに登録されたデータから算定する。

(5) 実績の対象となる工事において、配置予定技術者が複数の職務を兼ねていた場合は、どちらか1つの職務についてのみ評価する。

(6) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の実績を対象とする。

(7) 同種工事及び類似工事の指定が困難な建築工事、設備工事の改修工事等の場合は、第1号の同種工事及び類似工事を指定しない。

- 7 「配置予定技術者の優良工事の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「配置予定技術者の優良工事の実績点」は3点満点とし、配置予定技術者が、基準日の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、監理技術者、主任技術者又は現場代理人として関わった工事の実績1件について、工事成績評定通知書の総評定点が80点以上の場合に3点、工事成績評定通知書の総評定点が75点以上80点未満の場合に2点、それ以外の場合に0点とする。
 - (2) 工事成績評定通知書は、東京都の発注工事のみを対象とする。
 - (3) 「配置予定技術者の優良工事の実績点」は、第1号の工事におけるコリンズに登録されたデータ及び工事成績評定通知書から算定する。
 - (4) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の実績を対象とする。

(「企業の信頼性・社会性」の評価方法)

第18条 「企業の信頼性・社会性」の評価は、以下の項で規定する評価点の合計によるものとする。

- 2 「事故及び不誠実な行為の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「事故及び不誠実な行為の実績点」は、競争入札参加者が、基準日の3年前の日から起算して3年の間に、東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止を受けている場合に－3点とする。
 - (2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員のいずれかの実績を対象とする。
- 3 「地域における実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「地域における実績点」は1点満点とし、技術点の評価項目として選択され、競争入札参加者が、基準日の3年3か月前の日から起算して3年の間に完了した工事のうち、当該発注工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村において行った工事で、工事成績評定通知書の総評定点が65点以上の実績を1件以上有する場合に1点、それ以外の場合に0点とする。
 - (2) 工事成績評定通知書は、東京都の発注工事のみを対象とする。
 - (3) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員のいずれかの実績を対象とする。
- 4 「災害協定締結の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「災害協定締結の実績点」は1点満点とし、技術点の評価項目として選択され、競争入札参加者が競争入札参加申込みの時点で、東京都と災害時における防災活動について定めた災害協定を1件以上締結している場合に1点、それ以外の場合に0点とする。
 - (2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員のいずれかの実績を対象とする。
- 5 「単価契約工事又は緊急施行工事の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「単価契約工事又は緊急施行工事の実績点」は1点満点とし、技術点の評価項目として選択され、競争入札参加者が、基準日の5年前の日から起算して5年の間に、施設維持に係る単価契約工事又は災害時における緊急施行工事を完了した実績を1件以上有する場合に1点、それ以外の場合に0点とする。
 - (2) 施設維持に係る単価契約工事又は災害時における緊急施行工事は、東京都の発注工事のみを対象とする。
 - (3) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員のいずれかの実績を対象とする。
- 6 「ISO9001又は14001の認証取得の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

- (1) 「ISO9001 又は 14001 の認証取得の実績点」は 1 点満点とし、技術点の評価項目として選択され、競争入札参加者が競争入札参加申込みの時点で、ISO（国際標準化機構）9000 シリーズの 9001 又は ISO14000 シリーズの 14001 を認証取得している場合に 1 点、それ以外の場合に 0 点とする。
 - (2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員のいずれかの実績を対象とする。
- 7 「地域内における本店又は営業所所在の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「地域内における本店又は営業所所在の実績点」は 1 点満点とし、技術点の評価項目として選択され、競争入札参加者の「都と契約する本店又は営業所」の所在地が、当該発注工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村の場合（いずれの区市町村も都内に限る。）に 1 点、それ以外の場合に 0 点とする。
 - (2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員のいずれかの実績を対象とする。
- 8 「環境への配慮の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「環境への配慮の実績点」は 0.5 点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の 5 年前の日が属する年度の 4 月 1 日から起算して 5 年の間に、東京都が定めたとうきょう森づくり貢献認証制度の森林整備サポート認定、二酸化炭素オフセット認証、^{ビフツ}什器による二酸化炭素固定量認証又は建築物による二酸化炭素固定量認証に認定された実績を 1 件以上有する場合に 0.5 点、それ以外の場合に 0 点とする。
 - (2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 9 「障害者雇用の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「障害者雇用の実績点」は 0.5 点満点とし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年 7 月 25 日法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 43 条第 7 項に規定する厚生労働大臣への報告義務がある競争入札参加者が、競争入札参加申込期間の末日の直近に公共職業安定所宛提出した障害者雇用状況報告書における実雇用率が法定雇用率を上回る場合に 0.5 点、それ以外の場合に 0 点とする。
 - (2) 前号に規定するほか、障害者雇用促進法第 43 条第 7 項に規定する厚生労働大臣への報告義務がない競争入札参加者が、競争入札参加申込日において、第 8 号に規定する常用労働者のうち 1 週間の所定労働時間が 30 時間以上の障害者を 1 名以上雇用している場合は 0.5 点、それ以外の場合は 0 点とする。
 - (3) 前 2 号に規定するほか、障害者雇用促進法第 43 条第 7 項に規定する厚生労働大臣への報告義務がない競争入札参加者が、競争入札参加申込日において、第 7 号に規定する短時間労働者のうち第 5 号に規定する重度身体障害者又は重度知的障害者を 1 名以上雇用している場合 0.5 点、それ以外の場合は 0 点とする。
 - (4) 前 3 号に規定するほか、障害者雇用促進法第 43 条第 7 項に規定する厚生労働大臣への報告義務がない競争入札参加者が、競争入札参加申込日において、第 7 号に規定する短時間労働者のうち第 5 号に規定する身体障害者、知的障害者又は精神障害者を 2 名以上雇用している場合は 0.5 点、それ以外の場合は 0 点とする。
 - (5) 第 2 号の障害者とは、障害者雇用促進法第 2 条の「身体障害者」「重度身体障害者」「知的障害者」「重度知的障害者」「精神障害者」をいう。ただし精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。
 - (6) 第 2 号から第 4 号までの加点対象となる障害者は、競争入札参加申込日から起算して過去 3 か月以上雇用されている労働者に限るものとする。
 - (7) 短時間労働者とは、次の者をいう。

- ① 1週間の所定労働時間が、競争入札参加者の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、20時間以上30時間未満である者
- ② ①に該当する者のうち、次号に規定する常用労働者である者
- (8) 常用労働者とは、次のいずれかの者をいう。
 - ① 期間の定めなく雇用されている労働者
 - ② 一定の期間（例えば1か月、6か月等）を定めて雇用されている労働者であつて、その雇用期間が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者
- (9) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 10 「「東京ワークライフバランス認定企業」の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
 - (1) 「「東京ワークライフバランス認定企業」の実績点」は0.5点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めた東京ワークライフバランス認定制度の長時間労働削減取組部門、休暇取得促進部門、仕事と育児の両立推進部門、仕事と介護の両立推進部門、多様な勤務形態導入部門又は職場における女性の活躍促進部門に認定された実績を1件以上有する場合に0.5点、それ以外の場合に0点とする。
 - (2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 11 「女性活躍推進の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
 - (1) 「女性活躍推進の実績点」は0.5点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めた東京都女性活躍推進大賞の大賞又は優秀賞を受賞した実績を1件以上有する場合に0.5点、それ以外の場合に0点とする。
 - (2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 12 前4項に規定する実績点について、複数の実績に該当する場合は、いずれか一つの実績のみ評価する。

(資料説明会)

第19条 資料説明会は開催しない。

(その他)

第20条 この要綱の実施に関し必要な事項は、工事主管局長が定めるものとする。

附 則 (平成23年1月4日 22財経総第1676号)

この要綱は、平成23年1月4日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日 22財経総第2333号)

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月25日 25財経総第190号)

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月7日 25財経総第2288号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 18 日 27 財経総第 2227 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

		評価項目	評価点	満点(点)		業種別の設定※			備考
						建築工事	土木工事	設備工事	
企業の技術力	企業の同種工事等の実績	企業の実績点	2	19	◎				
	過去の工事成績評定	工事成績評価点	15		◎				
	企業の優良工事表彰の実績	企業の優良工事表彰の実績点	2		◎				
	配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の資格点	3	9	◎				
	配置予定技術者の同種工事等の実績	配置予定技術者の実績点	3		◎				
	配置予定技術者の優良工事の実績	配置予定技術者の優良工事の実績点	3		◎				
企業の信頼性・社会性	事故及び不誠実な行為の有無	事故及び不誠実な行為の実績点	-3	-3	◎			有る場合に減点	
	地域における実績	地域における実績点	1	2	○	○	○	選択対象の評価項目 (このうち2つを選択)	
	災害協定等の締結の有無	災害協定締結の実績点	1		○	○	○		
	単価契約工事又は緊急施行工事の実績	単価契約工事又は緊急施行工事の実績点	1		-	○	-		
	ISO9001又は14001認証取得の有無	ISO9001又は14001認証取得の実績点	1		○	○	○		
	地域内における本店又は営業所所在の有無	地域内における本店又は営業所所在の実績点	1	○	○	○			
	環境への配慮実績	環境への配慮の実績点	0.5	0.5	◎			複数の実績を有する場合でも0.5点とする。	
	雇用・就業への配慮実績	障害者雇用の実績点	0.5		◎				
	仕事と家庭の両立支援配慮実績	「東京ワークライフ・バランス認定企業」の実績点	0.5		◎				
	女性の活躍推進の実績	女性活躍推進の実績点	0.5		◎				

技術点の上限：30点

技術点の上限：30点

※凡例：◎必須の評価項目、○選択対象の評価項目

別表 2

工事成績評定通知書の総評定点の平均	工事成績評価点
0 点 以 上 40 点 未 満	0
40 点 以 上 60 点 未 満	1
60 点 以 上 62.5 点 未 満	3
62.5 点 以 上 65 点 未 満	5
65 点 以 上 66.5 点 未 満	7
66.5 点 以 上 68 点 未 満	8
68 点 以 上 69.5 点 未 満	9
69.5 点 以 上 71 点 未 満	10
71 点 以 上 72.5 点 未 満	11
72.5 点 以 上 75 点 未 満	12
75 点 以 上 77.5 点 未 満	13
77.5 点 以 上 80 点 未 満	14
80 点 以 上 100 点 以 下	15

建設局技術実績評価型総合評価方式試行実施要領

平成 23 年 8 月 1 日

23 建総用第 408 号

第 1 趣旨

この要領（以下「試行実施要領」という。）は、東京都技術実績評価型総合評価方式試行要綱（平成 23 年 6 月 1 日付改正 22 財経総第 2333 号。以下「試行要綱」という。）第 4 条及び第 20 条に基づき、当局が発注する建設工事において、技術実績評価型総合評価方式を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

第 2 試行対象工事の決定に係る方針

- 1 技術実績評価型総合評価方式の試行対象工事は、予定価格が試行要綱第 3 条 1 項に規定するもののうち、原則として、東京都建設工事等競争入札参加資格の業種（以下、「業種」という。）が土木工事にあつては、道路舗装工事、橋りょう工事、河川工事、水道施設工事、下水道施設工事、一般土木工事、しゅんせつ、造園、橋りょう塗装、鋼けた及び PC けた、建築工事にあつては、建築工事、設備工事にあつては、電気工事、給排水衛生工事及び空調工事の工事案件から選定する。

なお、その他の業種から施行対象工事を選定する場合は、総務部用度課及び同技術管理課へあらかじめ協議をおこなうものとする。

- 2 具体的な試行対象工事の決定は局長が行い、財務局長に通知するものとする。

第 3 技術点の評価項目の選択に係る方針

試行要綱第 14 条第 5 項及び同条第 6 項に規定する選択対象の評価項目は、業種ごとに別紙 1 に掲げるとおりとする。

第 4 学識経験を有する者の選任

- 1 試行要綱第 9 条第 1 項（試行実施要領を定めるにあたり留意すべき事項を除く）及び同条第 2 項に規定する学識経験を有する者の意見聴取は、別に定める「局内部職員をもって充てる学識経験者」が行うものとする。
- 2 試行要綱第 9 条第 1 項（試行実施要領を定めるにあたり留意すべき事項を除く）の意見聴取の方法は、試行対象工事ごとの起工時に、当該工事の起工文書に学識経験を有する者の意見聴取欄を設けて行うものとする。

試行要綱第 9 条第 2 項の意見聴取の方法は、試行対象工事ごとの開札日同日に、総合評価の結果と落札予定者を入札結果通知書及び入札経過調書（評価値入り）により通知することををもって行うものとする。

第5 資料の提出様式

1 試行要綱第 11 条に規定する競争入札参加希望者が提出する技術点の評価項目ごとの評価点を示す資料は、次の各号に定める様式による。

- (1) 「過去の工事成績評定」 申告書（様式 1）
- (2) 「技術点に係る資料の提出について」（様式 2）
- (3) 「企業の同種工事等の実績」 申告書（様式 3）
- (4) 「企業の優良工事表彰の実績」 申告書（様式 3）
- (5) 「配置予定技術者の保有する資格」 申告書（様式 4）
- (6) 「配置予定技術者の同種工事等の実績」 申告書（様式 4）
- (7) 「配置予定技術者の優良工事の実績」 申告書（様式 4）
- (8) 「事故及び不誠実な行為の有無」 申告書（様式 5）
- (9) 「地域における実績」 申告書（様式 6）
- (10) 「災害協定等の締結の有無」 申告書（様式 7）
- (11) 「単価契約工事又は緊急施行工事の実績」 申告書（様式 8）
- (12) 「ISO9001 又は 14001 の認証取得の有無」 申告書（様式 9）
- (13) 「地域内における本店又は営業所所在の有無」 申告書（様式 10）
- (14) 「環境への配慮実績」 申告書（様式 11）
- (15) 「雇用・就業への配慮実績」 申告書（様式 12）
- (16) 「仕事と家庭の両立支援配慮実績」 申告書（様式 13）
- (17) 「女性活躍推進の実績」 申告書（様式 14）

第6 入札経過調書の作成・公表

技術実績評価型総合評価方式による入札結果の公表については、落札者の決定の後、競争入札参加者ごとの入札金額、価格点、技術点及び評価値を記載した入札経過調書を作成し、これを添付して公表するものとする。

附 則（平成 23 年 8 月 1 日 23 建総用第 408 号）

この要領は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日 27 建総用第 1030 号）

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別紙1（発注業種別選択項目表）

発注業種別選択項目表

		発注業種				
		土木			建築	設備
		土木 工事	舗装 工事	その他 工事	建築 工事	設備 工事
		橋りょう工事、河川 工事、水道施設工事 、一般土木工事	道路舗装工事	造園、しゅんせつ、 橋りょう塗装、鋼け た、P C けた	建築工事	電気工事、給排水衛 生工事、空調工事
選択評価項目	地域における実績	○	○	○	○	○
	災害協定等の締結の有無	○	—	—	—	—
	単価契約工事又は緊急 施行工事の実績	—	○	—	—	—
	品質管理又は環境マネジ メントシステムの取組 (ISO9001又は14001の認 証取得)の有無	—	—	○	○	○
	地域内における本店又 は営業所の所在の有無	—	—	—	—	—

※上記の業種以外から試行対象工事を選定する場合、選択項目は別途協議するものとする。

東京都入札監視委員会定例審議（議案）

開催日	平成30年9月12日（水）	議案番号	
所管部署	東京都財務局		
施工業種	建築工事	等級	-
件名	東京都議会議事堂（29）議員控室その他改修工事		
場所	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号		
概要	別紙のとおり		
工期	契約確定の日から平成29年10月31日まで		
契約者	熊谷・東光・三建・大成温建設共同企業体		
契約金額	契約時：69,120,000円 変更後：123,480,720円		

契約方式	随意契約
応募（指名）者	熊谷・東光・三建・大成温建設共同企業体
入札参加（指名）者	熊谷・東光・三建・大成温建設共同企業体
入札経過（結果）	熊谷・東光・三建・大成温建設共同企業体
施工状況	施工完了

（備考）

○添付資料

- 1 工事概要
- 2 工事希望票兼予定監理技術者等調書
- 3 指名業者選定委員会（特命）議案一式
- 4 見積経過調書
- 5 工事請負契約書（表紙）
- 6 契約内容変更決定通知書及び承諾書
- 7 特命理由書

東京都議会議事堂(29)議員控室その他改修工事の工事概要について

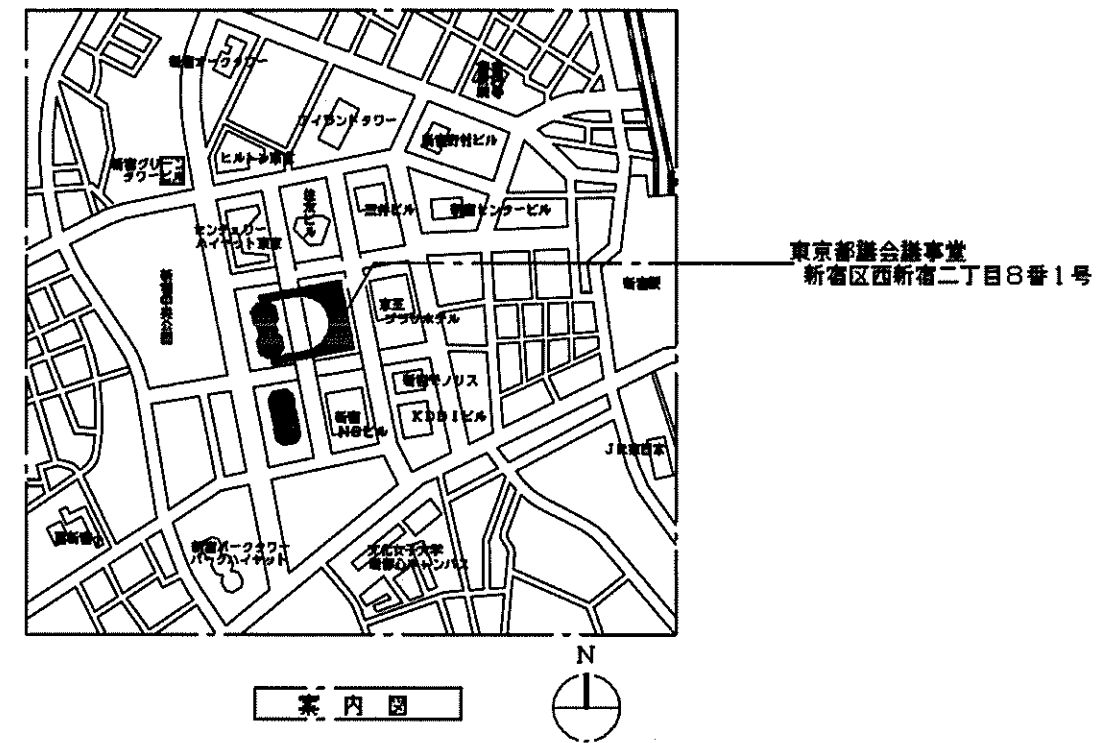
工事概要

- 件名 東京都議会議事堂(29)議員控室その他改修工事
- 工事場所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
- 工期 平成29年7月25日から平成29年10月31日まで
- 契約金額 契約時: ¥69,120,000.
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥5,120,000.)
変更後: ¥123,480,720.
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥9,146,720.)
- 受注者 熊谷・東光・三建・大成温建設共同企業体
- 工事の目的 本工事は、平成29年東京都議会議員改選に伴い、限られた工事期間の中で、間仕切等の改修を実施し、各会派の議会活動に支障のないよう整備を行うものである。

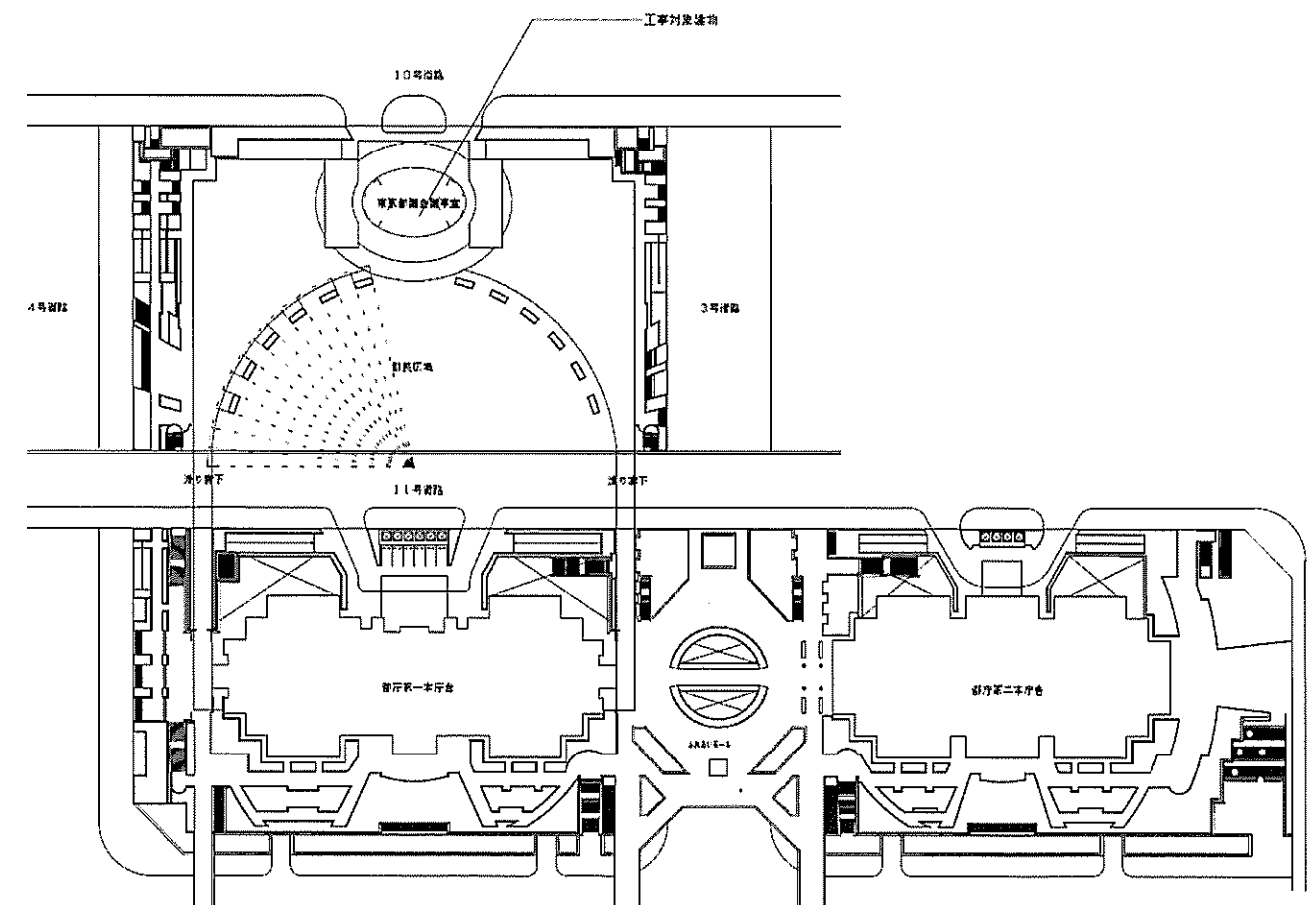
概要

- (1) 間仕切改修工事
 - ① 遮音間仕切撤去・新設
 - ② 既存スチールパーティション撤去・復旧
- (2) 床カーペット改修工事
 - ① OAフロア撤去・復旧
 - ② 床タイルカーペット張替え
- (3) 壁クロス改修工事
 - ① 壁クロス張替え
既存クロス撤去・下地調整・パーティション目地押え金物撤去・復旧等含む
- (4) 間仕切等改修に伴う内装改修工事
 - ① 遮音間仕切改修に伴う既存天井撤去・復旧
- (5) 本工事に含む設備改修工事
 - ① 電気設備改修工事
 - ② 空調換気設備改修工事
 - ③ 給排水衛生設備改修工事

案内図

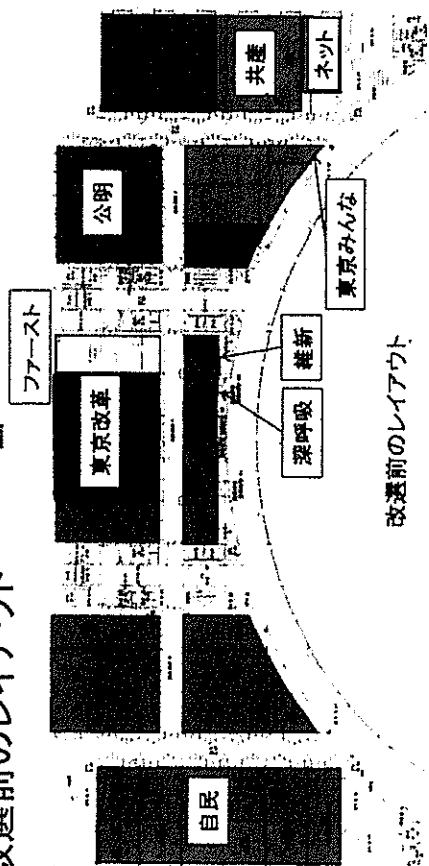


配置図

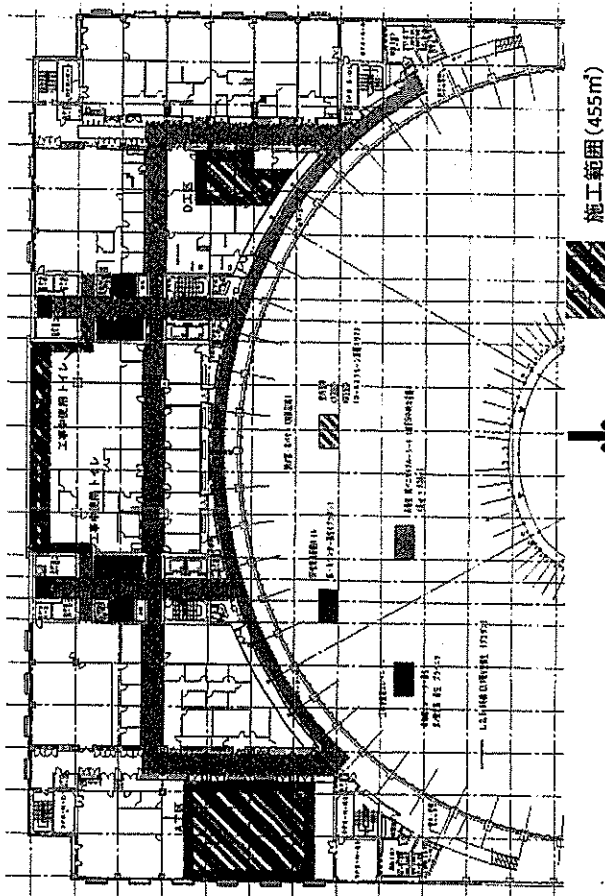


(H29年度)改選改修の契約変更について

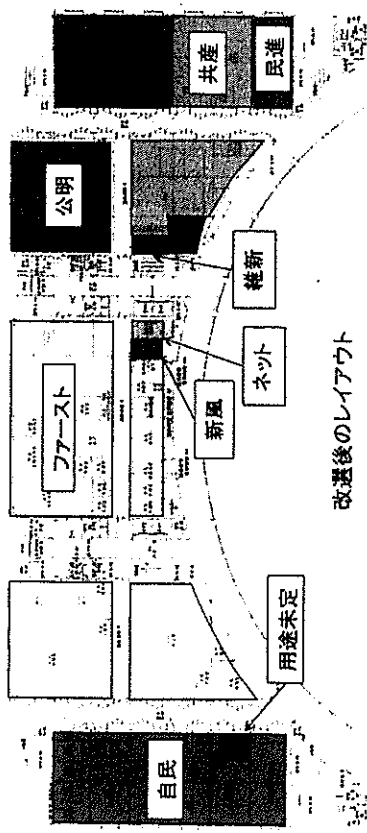
改選前のレイアウト



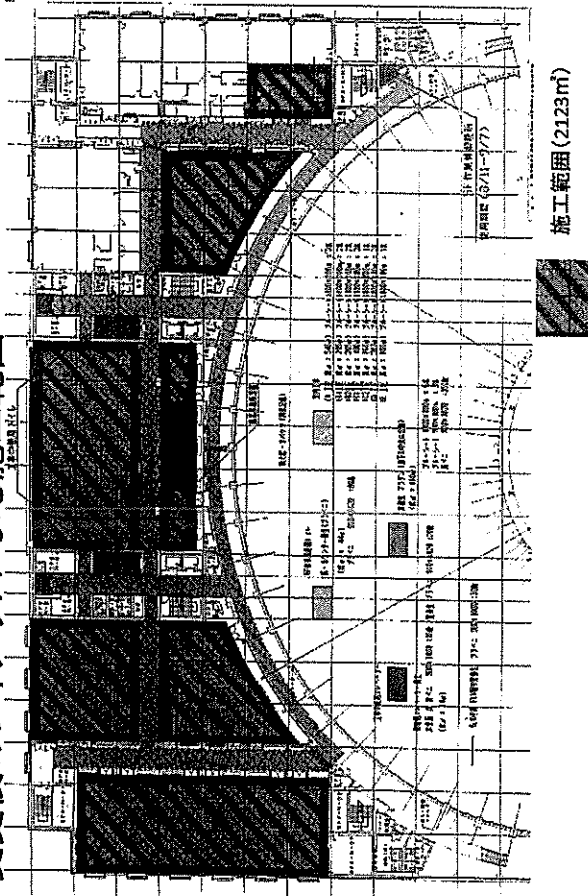
契約時の仮レイアウトによる施工範囲



改選後のレイアウト

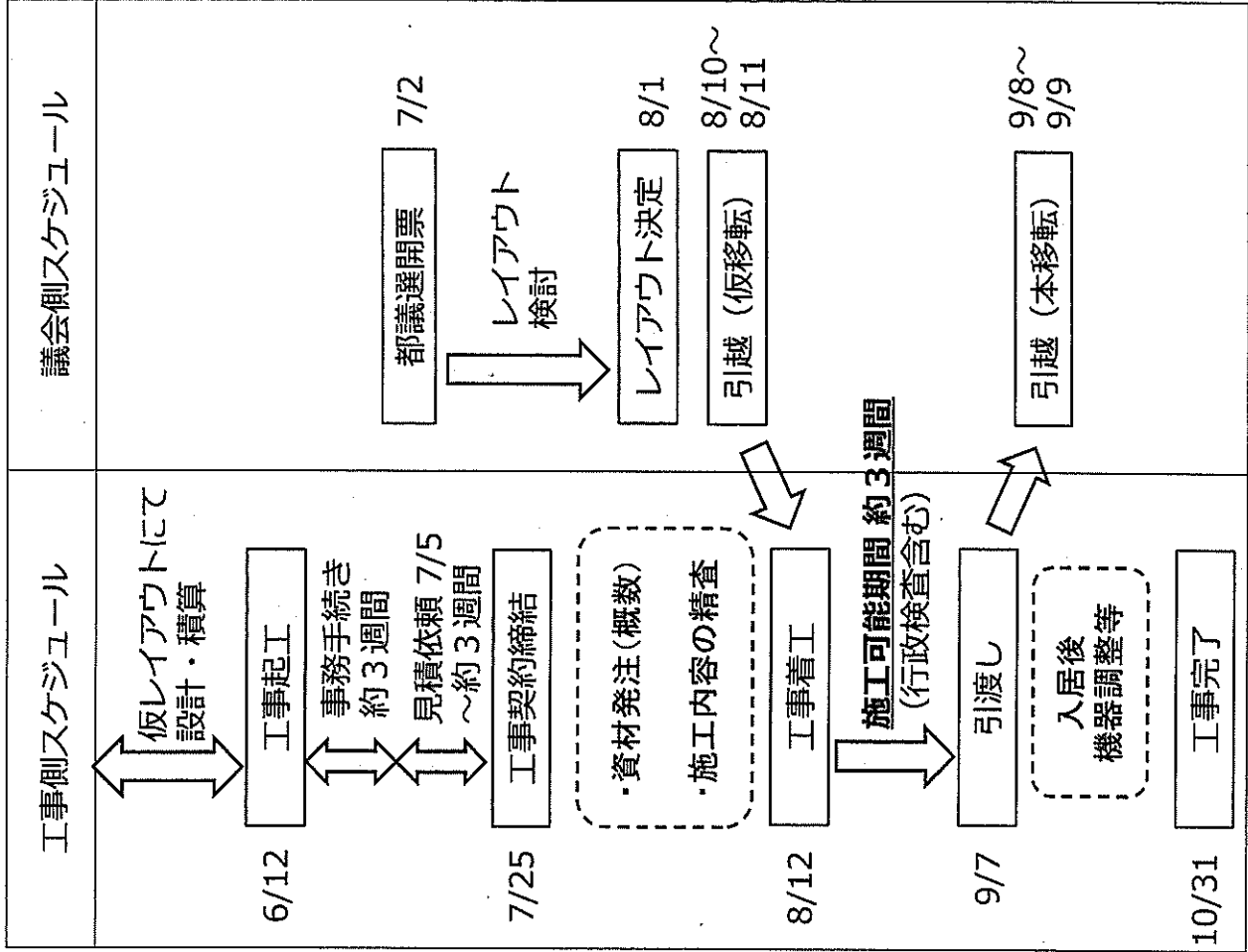


変更後のレイアウトによる施工範囲



東京都議会事堂(29)議員控室その他改修工事について

<改修工事の流れ>



<工事の特徴>

1. 仮レイアウトによる発注

- 議会スケジュール等に支障を来さぬよう、限られた施工期間で確実に施工を行う必要がある。
- そのため、過去の実績をもとに仮レイアウトにて発注図書を作成し、都議選前に工事を起工
- 都議選後に確定したレイアウトにて施工を実施するため、契約変更を実施

2. 工事の特命性

- 当施設は独自のモジュールで統一され、また各種設備がビルオートメーションシステムにより運転されるインテリジェントビルとして、設計、施工されている。
- そのため、建物構造や仕上り等の工法、諸設備機器の機能・構造に充分に精通している必要がある。
- さらに、これらを厳しい施工期間のもとで適格かつ効率的に施工する必要がある。
- 特命の相手方は、当施設の元施工者で構成され、建物の構造、工法、使用部材、施工条件等の詳細を熟知している。

建築工事

第1回 見積経過調書

		公印照合	押印	文書番号	29財経一第989号
				契約番号	29-00219
				見積日時	平成29年07月24日 10時45分
				見積場所	第一入札室(都庁第一本庁舎北側4階)
				予定価格	非公表
件名	東京都議会議事堂(29)議員控室その他改修工事				
採用者	再度見積合せ			採用	
住所				金額	
	見積者氏名	見積金額			備考
	1 増谷・東光・三達・大成建設共同企業体	85,000,000円			
記事	履行場所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 工事概要 東京都議会議事堂議員控室その他改修工事 都議会議事堂5階 1 間仕切り改修工事 2 床・カーペット改修工事 3 その他内装改修工事 上記工事に伴う電気・空調・給排水衛生設備工事一式 工期 契約決定の日から平成29年10月31日まで				

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、見積金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。
 決定金額は、見積金額に記載してある金額に100分の 8 に相当する金額を加算したものである(1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)

建築工事

第2回 見積経過調書

		公印照合	押印	文書番号	29財経一第989号 /
				契約番号	29-00219 /
				見積日時	平成29年07月24日 10時50分
				見積場所	第一入札室(都庁第一本庁舎北側4階)
				予定価格	非公表
件名	東京都議会議事堂(29)議員控室その他改修工事				
採用者	熊谷・東光・三建・大成建設共同企業体			採用	69,120,000円
住所	東京都新宿区津久戸町2番1号			金額	
	見積者氏名	見積金額			備考
	熊谷・東光・三建・大成建設共同企業体	64,000,000円			
記事	履行場所 工事概要	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都議会議事堂議員控室その他改修工事 都議会議事堂5階 1 間仕切り改修工事 2 床・カーペット改修工事 3 その他内装改修工事 上記工事に伴う電気・空調・給排水衛生設備工事一式 工期 契約確定の日から平成29年10月31日まで			

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、見積金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。
 決定金額は、見積金額に記載してある金額に100分の 8 に相当する金額を加算したものである(1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)

様式4 (随意契約)

随意契約の内容について (建設工事等)

年 月 日
財務局経理部契約第一課

件名	東京都議会議事堂(29)議員控室その他改修工事	
契約番号	29-00219	
履行場所	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	
業種	建築工事	
概要	東京都議会議事堂議員控室その他改修工事 都議会議事堂5階 1 間仕切り改修工事 2 床・カーペット改修工事 3 その他内装改修工事 上記工事に伴う電気・空調・給排水衛生設備工事一式	
工期	契約確定の日から平成29年10月31日まで	
契約の相手方	住所	東京都新宿区津久戸町2番1号
	商号又は名称	熊谷・東光・三建・大成建設共同企業体
契約金額	¥69,120,000. (うち消費税及び地方消費税の額 ¥5,420,000.)	
相手方の選定理由	都議会議事堂は、内装・設備等が独自のモジュールで統一され、各種設備がビルオートメーションシステムにより運転されるインテリジェントビルとして、設計・施工されたものである。このため、今後の工事施工にあたっては、都議会議事堂整備の基本コンセプト及びインテリジェントビル機能を損うことのないよう、内装の工法、仕上げ部材等に十分留意するとともに、天井や床の納まり及び工法並びに諸機械設備の機能・構造に精通している必要がある。 本工事は、本会議や委員会等議会日程に厳しく制約された工事期間のもとで、的確かつ効率の良い施工が必要とされ、また、第三回都議会定例会開催に向け、各党派の議会活動を阻害することのないよう、万全な整備を図ることが必須条件となる。このため、建築工事及び各設備工事が一体となった施工が不可欠であり、かつ、精確する各業種間の工程調整・工事手順等、指揮命令系統の一元化の確保が絶対条件となる。 本工事は、都議会議事堂建設工事を施工した建設共同企業体の構成者で、建物の構造、工法、使用部材、施工条件等の詳細を熟知しており困難な施工状況の中で、的確かつ効率的な施工を期待することができ、かつ明確・確実に施工責任を担保することができる。 以上のことから、上記業者に特命する。	

契約内容変更決定通知書

29 財経一 第 1891 号
平成 29 年 10 月 12 日

財務局長殿

財 務 局 長
(公 印 省 略)

件 名	東京都議会議事堂(29)議員控室その他改修工事		
履 行 場 所	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号		
契約年月日	平成29年 7月25日	文 書 番 号	29-00219
契約の相手方	熊谷・東光・三建・大成温建設共同企業体 代表者 株式会社熊谷組		
契約金額	既 定	変 更	増 △ 減
	69,120,000 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 5,120,000 円)	123,480,720 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 9,146,720 円)	54,360,720 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 4,026,720 円)
履 行 期 限	既 定	変 更	増 △ 減
	契約確定の日から 平成29年10月31日 まで	_____	_____
前 払 金	既 定	変 更	増 △ 減
	_____	_____	_____
中間前払金	既 定	変 更	増 △ 減
	_____	_____	_____
備 考			

東京都入札監視委員会定例審議（議案）

開催日	平成30年9月12日（水）	議案番号	
所管部署	東京都下水道局		
施工業種	焼却設備	等級	順位格付
件名	葛西水再生センター汚泥焼却設備3号炉撤去工事		
場所	東京都江戸川区臨海町一丁目1番1号（葛西水再生センター内）		
概要	別紙のとおり		
工期	契約締結の日の翌日から390日間		
契約者	月島機械株式会社		
契約金額	契約時：658,800,000円		

契約方式	希望制指名競争入札
応募（指名）者	別紙「指名業者選定委員会議案一式」のとおり（全2者）
入札参加（指名）者	別紙入札経過調書のとおり（全2者）
入札経過（結果）	別紙入札経過調書のとおり（全2者 応札者1者、辞退1者）
施工状況	施工中

（備考）

○添付資料

- 1 工事概要（案内図含む）
- 2 工事発注予定表及び入札参加条件
- 3 希望票兼予定監理技術者等調書
- 4 指名業者選定委員会議案
- 5 指名通知書
- 6 入札経過調書
- 7 工事請負契約書（表紙）

葛西水再生センター汚泥焼却設備 3 号炉撤去工事 工事概要

- 1 契約件名 葛西水再生センター汚泥焼却設備 3 号炉撤去工事
- 2 契約の方法 希望制指名競争入札
- 3 契約金額 658,800,000 円
- 4 契約の相手方 月島機械株式会社
- 5 工期 契約締結の日の翌日から 390 日間
(平成 29 年 8 月 7 日～平成 31 年 3 月 12 日)

6 工事内容

葛西水再生センターは、江戸川区の大部分および葛飾区の一部地域からの下水を処理し、雨天時は江戸川区北葛西、宇喜田町、中葛西、西葛西、東葛西、南葛西、清新町及び臨海町一帯の雨水を吸揚し東京湾へ放流する計画汚水量 510,000m³/日の施設である。

本水再生センターの汚泥焼却設備 3 号は、平成 2 年に設置され、稼働後 27 年が経過している。この間、設備の補修、改良工事等により機能を保持してきたが、摩耗、腐食、陳腐化等、老朽化が著しくなっている。

本工事は、この老朽化した汚泥焼却炉 1 基（全体 4 基）及びその付帯設備を撤去し、代替の汚泥焼却設備建設用地を確保するものである。

(1) 水再生センター諸元

・所在地

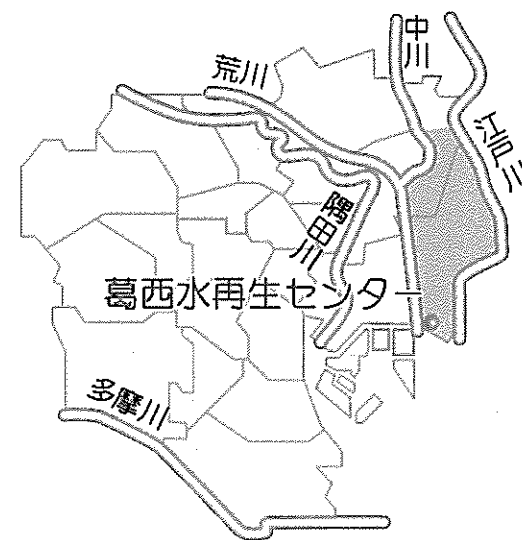
江戸川区臨海町一丁目 1 番 1 号

- ・敷地面積 361,744m²
- ・計画汚水量 510,000m³/日

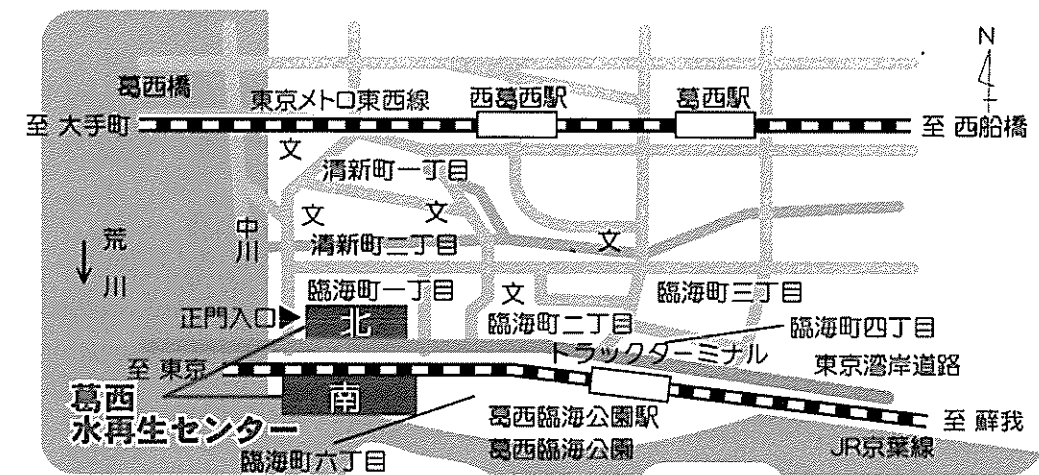
(2) 工事概要

- ・汚泥焼却設備撤去 一式
- ・ダイオキシン類調査 一式
- ・配電盤設備 一式
- ・監視制御設備 一式
- ・工業用テレビ設備 一式
- ・配線工事 一式

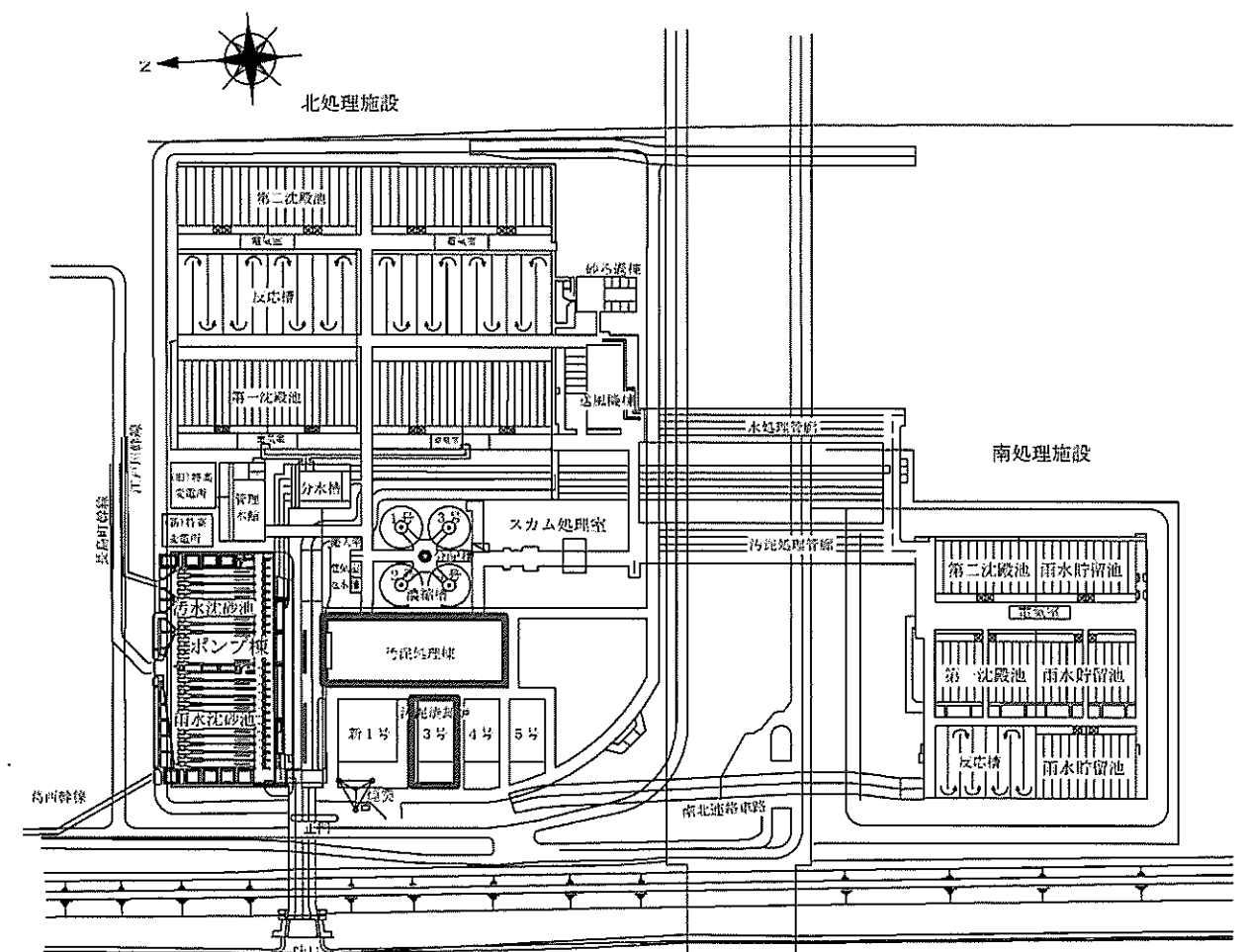
● 処理区域



7 所在図及び平面図



所在図



平面図（葛西水再生センター）

施工箇所

電子入札システム

発注予定表

項目	項目内容		
契約番号	29-設-060		
業種	4600 焼却設備	分野	
希望受付業種	希望受付業種1	4600 焼却設備	分野1
	希望受付業種2		分野2
	希望受付業種3		分野3
件名	【電子】葛西水再生センター汚泥焼却設備3号炉撤去工事		
履行場所	東京都江戸川区臨海町一丁目1番1号(葛西水再生センター内)		
概要	汚泥焼却設備撤去一式 ダイオキシン類調査一式 配電盤設備(E-6)一式 監視制御設備(E-9)一式 工業用テレビ設備一式 配線工事一式		
履行期間	契約締結の日の翌日から390日間		
契約方法	希望制指名競争入札		
予定価格(税込)	665,053,200円		
発注等級	順位格付		
受付等級	順位格付		
その他	契約後VE対象、建設リサイクル法対象		
公報登載日			
開札予定日時	平成29年 8月 3日 9時00分		
希望申請期間	平成29年 6月26日 9時00分から平成29年 6月30日 15時00分		
希望備考	受付時間 土曜日以外の日の8:00から21:00まで(初日は9:00~21:00、最終日は8:00~15:00)		
希望申請場所	東京都下水道局電子入札運用基準に基づく電子入札システムにて希望申請してください。		
担当局部課	下水道局経理部契約課		
担当者			
連絡先	03-5320-6562		
配布資料等	 公表図  備考別紙  関係書類リンク先		
発注予定備考	建り法対象案件。契約後VE対象工事。監理技術者等の専任期間は平成30年4月から。		
希望申請要件-1	下水道施設における80t/日以上焼却炉の設置工事(補修及び改良工事は除く)又は80t/日以上焼却炉の撤去工事の施工実績を有する者であること。 上記の実績を確認できる書類(契約書、仕様書の写し等)を提出すること。		
希望申請要件-2			

希望申請要件-3	
希望申請要件-4	
希望申請要件-5	
希望申請要件-6	

入札情報サービス

第1回 入札経過調書

第1回

落札者情報			
落札項目		落札内容	
契約部署	下水道局経理部契約課		
契約番号	29-設-060		
開札日時	平成29年8月3日 午前9時00分		
開札場所	下水道局経理部契約課		
件名	【電子】葛西水再生センター汚泥焼却設備3号炉撤去工事		
予定価格(税込)	665,053,200円		
落札率	99.0%		
落札者氏名	月島機械株式会社		
落札金額	658,800,000円		
公表通知書	 指名の理由様票		
入札経過情報			
No	入札者氏名	入札金額	備考
1	月島機械株式会社	610,000,000円	
2	メタウォーター株式会社	辞退	
ハッシュ値一覧			
記事	履行場所 東京都江戸川区臨海町一丁目1番1号(葛西水再生センター内) 工事概要 汚泥焼却設備撤去一式 ダイオキシン類調査一式 配電盤設備(E-6)一式 監視制御設備(E-9)一式 工業用テレビ設備一式 配線工事一式 工期 契約締結の日の翌日から390日間 契約締結予定日 平成29年8月4日		

◀一覧画面へ戻る

東京都入札監視委員会定例審議（議案）

開 催 日	平成３０年９月１２日（水）	議 案 番 号	
所 管 部 署	東京都下水道局		
施 工 業 種	下水道施設工事	等 級	A下
件 名	豊島区目白一丁目、新宿区下落合二丁目付近再構築工事		
場 所	東京都豊島区目白一丁目、高田三丁目、新宿区下落合二丁目		
概 要	別紙のとおり		
工 期	契約締結の日の翌日から495日間		
契 約 者	多賀建設株式会社		
契 約 金 額	契約時：430,862,760円		

契 約 方 式	希望制指名競争入札
応 募（指 名）者	別紙「指名業者選定委員会議案一式」のとおり（全５者）
入札参加(指名)者	別紙「入札経過調書」のとおり（全５者）
入札経過（結果）	別紙「入札経過調書」のとおり（全５者 応札者１者、辞退４者）
施 工 状 況	施工中

（ 備 考 ）

○添付資料

- １ 工事概要（案内図含む）
- ２ 工事発注予定表及び入札参加条件
- ３ 希望票兼予定監理技術者等調書
- ４ 指名業者選定委員会議案
- ５ 指名通知書
- ６ 入札経過調書
- ７ 工事請負契約書（表紙）

豊島区目白一丁目、新宿区下落合二丁目付近再構築工事

- 1

契 約 件 名

豊島区目白一丁目、新宿区下落合二丁目付近再構築工事
- 2

契 約 の 方 法

希望制指名競争入札
- 3

契 約 金 額

契約時：430,862,760円
- 4

予 定 価 格

448,005,600円
- 5

契 約 の 相 手 方

東京都新宿区新宿一丁目23番16号
多賀建設株式会社
代表取締役 小平 英樹
- 6

工 期

契約締結の日の翌日から495日間
- 7

契 約 締 結 年 月 日

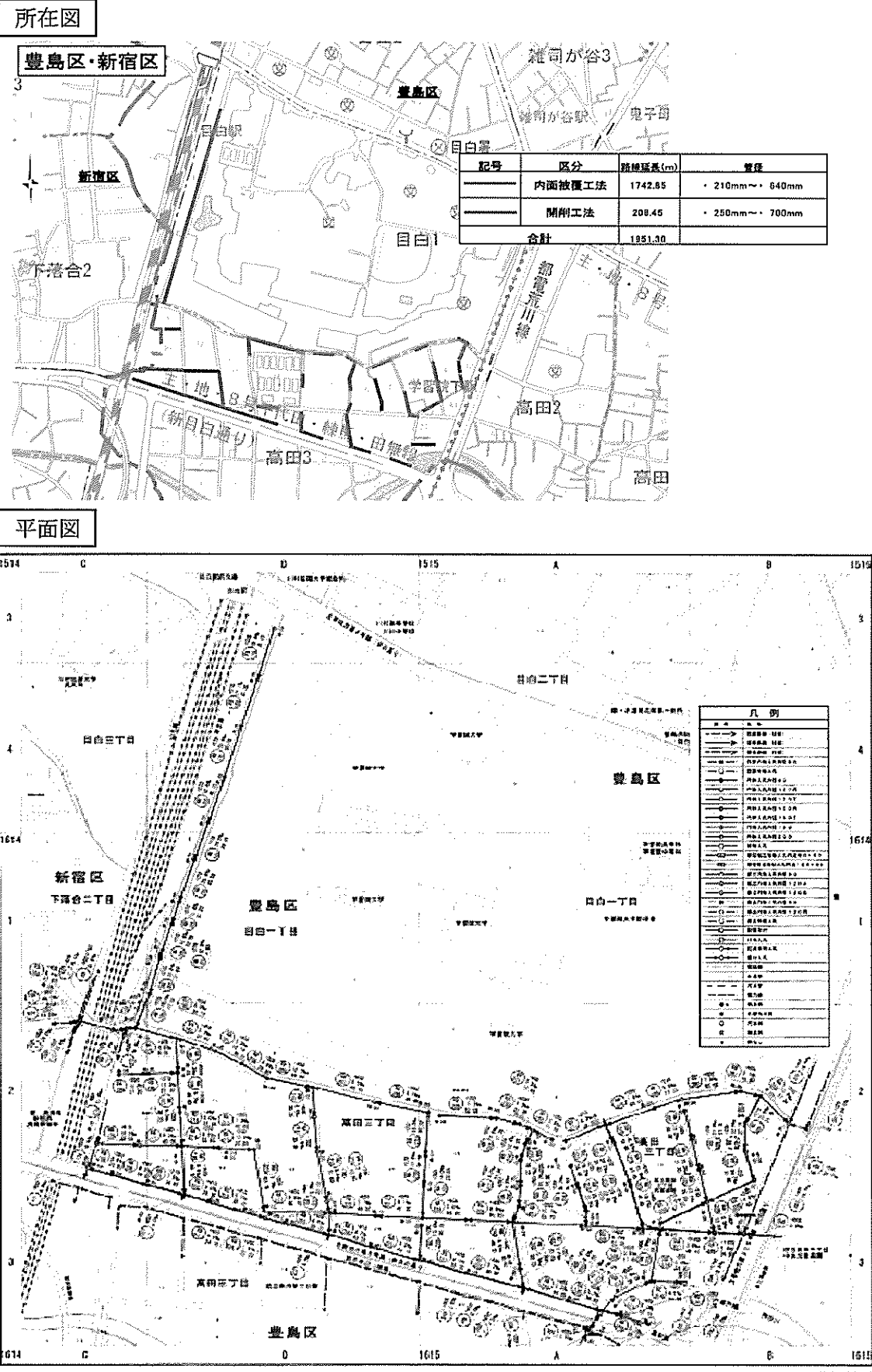
平成29年8月25日
- 8

工 事 内 容

本工事は、豊島区目白一丁目、高田三丁目、新宿区下落合二丁目付近の既設管きよの更新を図るため、再構築工事(管きよの布設替、更生及び新設)を施行するものである。

(1) 工事概要(構造物内容)		
・硬質塩化ビニル管	250mm	155.40m
・鉄筋コンクリート管	350mm	32.80m
・強化プラスチック複合管	700mm	20.25m
・既設管改造(内面被覆工法)	210mm～640mm	1742.85m
・人孔		6箇所
・既設人孔改造		(71)箇所
・汚水ます		247箇所
・汚水ます取付管	150mm～250mm	591.25m
(2) 既設構造物概要		
・既設管残置	250mm～1100mm	1656.50m
・既設管残置(内面被覆工法)	230mm～700mm	1742.85m
・既設管撤去	230mm～700mm	201.45m
・既設人孔撤去		6箇所
・既設汚水ます撤去		133箇所
・既設汚水ます取付管撤去	150mm～250mm	589.25m
(3) 再構築管きよの内訳		
・既設活用管きよ	250mm～1100mm	1656.50m
・更生管きよ	210mm～640mm	1742.85m
・布設替管きよ	250mm～700mm	201.45m
・新設管きよ	250mm	7.00m

9 所在図及び平面図



電子入札システム

発注予定表

項目	項目内容		
契約番号	29-土-074		
業種	0500 下水道施設工事	分野	
希望受付業種	希望受付業種1	0500 下水道施設工事	分野1
	希望受付業種2		分野2
	希望受付業種3		分野3
件名	【電子】豊島区目白一丁目、新宿区下落合二丁目付近再構築工事		
履行場所	東京都 豊島区目白一丁目、高田三丁目、新宿区下落合二丁目		
概要	◎250～700 L=208.45m ◎210～640 L=1742.85m(内面被覆工法 うち製管工法L=970.15m 反転形成工法L=772.70m) 人孔6か所 既設人孔改造71か所 汚水ます247か所		
履行期間	契約締結の日の翌日から495日間		
契約方法	希望制指名競争入札		
予定価格(税込)	448,005,600円		
発注等級	A下		
受付等級	A,B,JV		
その他	契約後VE対象、建設リサイクル法対象		
公報掲載日			
開札予定日時	平成29年 8月24日 9時00分		
希望申請期間	平成29年 7月 3日 9時00分から平成29年 7月 7日 15時00分		
希望備考	受付時間 土曜日以外の日の8:00から21:00まで(初日は9:00～21:00、最終日は8:00～15:00)		
希望申請場所	東京都下水道局電子入札運用基準に基づく電子入札システムにて希望申請してください。		
担当局部課	下水道局経理部契約課		
担当者			
連絡先	03-5320-6562		
配布資料等	 公表図  備考別紙  関係書類リンク先		
発注予定備考	建り法対象案件。契約後VE対象工事。準備期間は60日間とする。フレックス工期対象工事(契約締結の日の翌日から30日間)。(別紙参照)		
希望申請要件-1	特定建設業の許可を受けていること。		
希望申請要件-2			
希望申請要件-3			

2

希望申請要件-4	
希望申請要件-5	
希望申請要件-6	

3

入札情報サービス

第1回 入札経過調書

第1回

落札者情報			
落札項目	落札内容		
契約部署	下水道局経理部契約課		
契約番号	29-土-074		
開札日時	平成29年8月24日 午前9時00分		
開札場所	下水道局経理部契約課		
件名	【電子】豊島区目白一丁目、新宿区下落合二丁目付近再構築工事		
予定価格(税込)	448,005,600円		
落札率	96.1%		
落札者氏名	多賀建設株式会社		
落札金額	430,862,760円		
公表通知書	 指名の理由帳票		
入札経過情報			
No	入札者氏名	入札金額	備考
1	多賀建設株式会社	398,947,000円	
2	株式会社富士工	辞退	
3	株式会社大盛工業	辞退	
4	株式会社守谷商会	辞退	
5	株式会社野口工務店	辞退	
ハッシュ値一覧			
記事	履行場所 東京都 豊島区目白一丁目、高田三丁目、新宿区下落合二丁目 工事概要 ◎250~700 L=208.45m ◎210~640 L=1742.85m(内面被覆工 法 うち製管工法L=970.15m 反転形成工法L=772.70m) 人孔6か所 既設人孔改造 71か所 汚水ます247か所 工期 契約締結の日の翌日から495日間 契約締結予定日 平成29年8月25日		

◀ 一覧画面へ戻る

//

東京都入札監視委員会定例審議（議案）

開催日	平成30年9月12日（水）	議案番号	
所管部署	東京都下水道局		
施工業種	一般土木工事	等級	A
件名	江東区平野四丁目、三好三丁目付近再構築工事		
場所	東京都江東区平野二、四丁目、三好三、四丁目、白河三、四丁目		
概要	別紙のとおり		
工期	契約締結の日の翌日から570日間		
契約者	株式会社森本組		
契約金額	契約時：1,890,000,000円		

契約方式	一般競争入札
応募（指名）者	別紙「一般競争入札参加資格確認委員会議案」のとおり（全14者）
入札参加（指名）者	別紙入札経過調書のとおり（全14者）
入札経過（結果）	別紙入札経過調書のとおり（全14者 応札者13者、辞退1者）
施工状況	施工中

（備考）

○添付資料

- 1 工事概要（案内図含む）
- 2 工事発注予定表及び入札参加条件
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書
- 4 一般競争入札運営委員会議案
- 5 一般競争入札参加資格確認結果通知書
- 6 入札経過調書
- 7 工事請負契約書（表紙）
- 8 低入札価格審査議案兼審査書
- 9 低入札価格技術調査報告書
- 10 低入札価格調査マニュアル

江東区平野四丁目、三好三丁目付近再構築工事 工事概要

- 1 契 約 件 名

江東区平野四丁目、三好三丁目付近再構築工事
- 2 契 約 の 方 法

一般競争入札
- 3 契 約 金 額

契約時：1, 8 9 0, 0 0 0, 0 0 0 円
- 4 予 定 価 格

2, 5 0 7, 4 1 4, 4 0 0 円
- 5 契 約 の 相 手 方

東京都江東区木場五丁目5番2号
株式会社森本組 東京支店
執行役員支店長 益川 博史
- 6 工 期

契約締結の日の翌日から5 7 0 日間
(平成2 9 年9 月4 日から3 2 年1 月6 日まで)
- 7 契約締結年月日

平成2 9 年9 月1 日
- 8 工 事 内 容

本工事は、江東区平野二、四丁目、三好三、四丁目、白河三、四丁目付近の雨水を收容するため施工するものである。

(1) 工事概要

- ・円形管（シールド工法）一次覆工（溝付二次覆工一体型）

・2400mm 1209.20m
- ・円形管（シールド工法）一次覆工（二次覆工一体型）

・2400mm 33.10m
- ・円形管（シールド工法）一次覆工

・2400mm (211.60m)
- ・円形管（シールド工法）二次覆工

・2400mm 211.60m
- ・人孔

1 箇所
- ・立坑

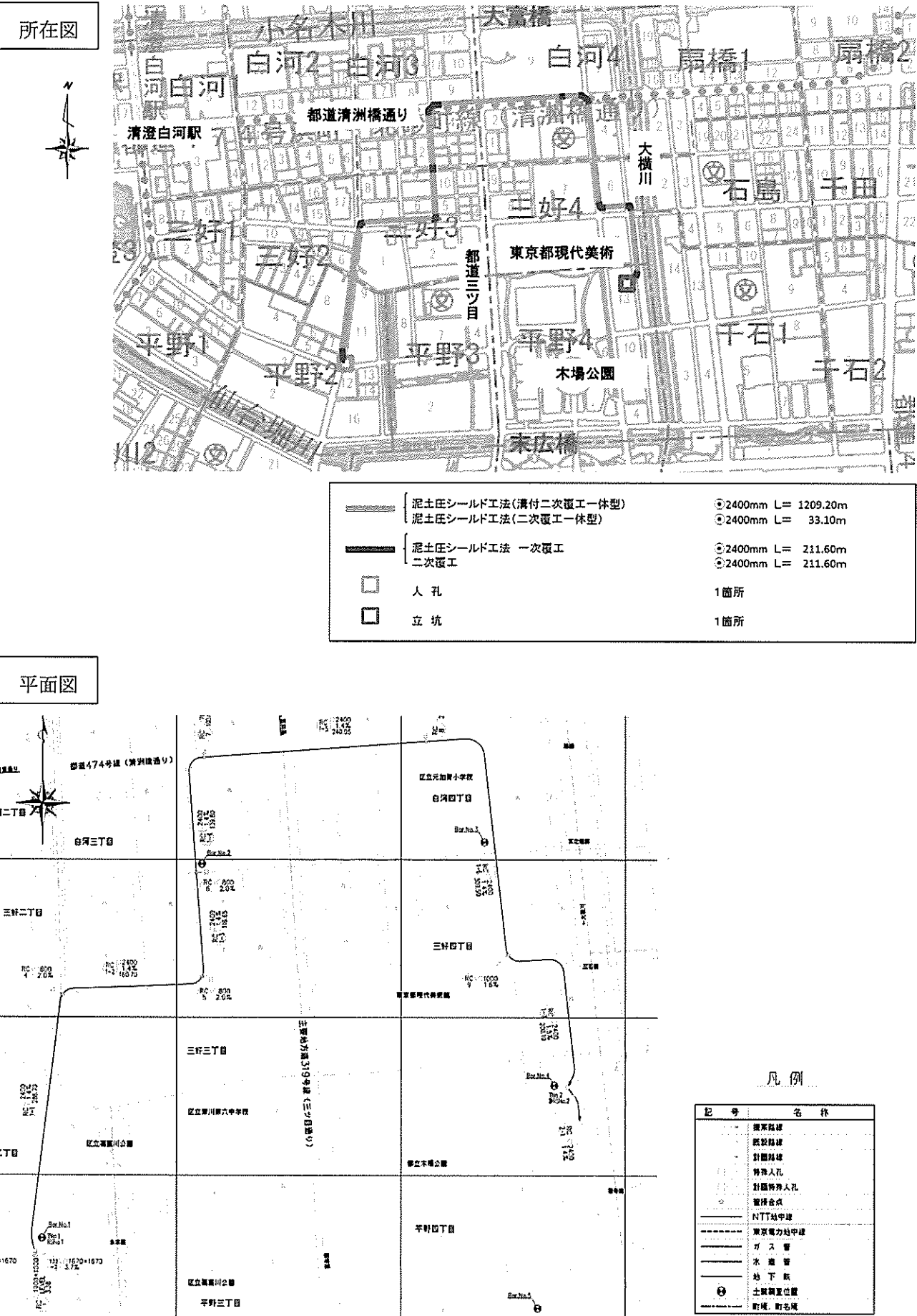
(1) 箇所

(3) 再構築管きよの内訳

- ・新設管渠

・2400mm 1453.90m

9 所在図及び平面図



電子入札システム

発注予定表

項目	項目内容		
契約番号	29-土-041		
業種	0600 一般土木工事	分野	
希望受付業種	希望受付業種1	0600 一般土木工事	分野1
	希望受付業種2		分野2
	希望受付業種3		分野3
件名	【電子】江東区平野四丁目、三好三丁目付近再構築工事		
履行場所	東京都江東区平野二、四丁目、三好三、四丁目、白河三、四丁目		
概要	◎2400 L=1209.20m(円形管(シールド工法)一次覆工(溝付二次覆工一体型)) ◎2400 L=33.10m(円形管(シールド工法)一次覆工(二次覆工一体型)) ◎2400 L=211.60m(円形管(シールド工法)一次覆工) ◎2400 L=211.60m(円形管(シールド工法)二次覆工) 人孔1か所 立坑1か所		
履行期間	契約締結の日の翌日から570日間		
契約方法	一般競争入札		
予定価格(税込)	2,507,414,400円		
発注等級	A		
受付等級	A,B,C,D,E,JV		
その他	契約後VE対象、建設リサイクル法対象、低入札価格調査制度対象		
入札説明会開催日時			
入札説明会開催場所			
公報登載日	平成29年 6月19日		
開札予定日時	平成29年 8月 3日 10時00分		
希望申請期間	平成29年 6月19日 9時00分から平成29年 7月 4日 15時00分		
希望備考	受付時間 土曜日以外の日の8:00から21:00まで(初日は9:00~21:00、最終日は8:00~15:00)		
希望申請場所	東京都下水道局電子入札運用基準に基づく電子入札システムにて希望申請してください。		
担当局部課	下水道局経理部契約課		
担当者			
連絡先	03-5320-6563		
配布資料等	 公表図  備考別紙  関係書類リンク先  入札説明書		
発注予定備考	契約後VE対象工事。建り法対象案件。低入札価格調査(特別重		

	点調査を含む。)対象案件。準備期間は60日間とする。
希望申請要件－1	特定建設業の許可を受けていること。資格については、別紙によること。
希望申請要件－2	
希望申請要件－3	
希望申請要件－4	
希望申請要件－5	
希望申請要件－6	

別紙

政府調達に係る一般競争入札

東京都下水道局

(注) 内容に変更がある場合があります。
 申込書受付期間 平成29年6月19日(月)～平成29年7月4日(木) (期日は9:00から、取付日は15:00まで)
 本要項は公開し、申し込みも受け付けます。詳しくは入札説明書をご覧ください。
 必要書類の提出について ○取付場所の場合 公設期間中の9:00～17:00(期日は9:00～15:00)に、下水道局建設部契約受付カウンターへ持参すること。
 ○郵便等の場合 公設期間中に、〒163-8001 東京都西新宿二丁目8番1号 下水道局建設部契約受付に送付すること。
 ※封は等の見やすい場所に、①契約番号 ②件名 ③納付又は名付 ④納入した資料等の名称 を記載すること。
 申込みについての問合せ先 建設部契約課 TEL5320-5562(午後5時～午後7時)をください。
 ※申込み手続等については、東京都下水道局システム利用の「操作マニュアル」をご覧ください。
 ※詳細については、平成29年6月19日付東京都公報特設調達公告版を参照してください。
 ※入札説明書は都庁第二庁舎27階の建設部契約課で配付しております。請求書等は同所でも配付できます。
 ※見直し金銭が予定価格を超過したことを理由に入札を辞退する際は、生で建設部契約課の提出をお願いします。

資格・条件について

契約番号 29-12-11 江東区平野四丁目、三軒三丁目付近下水道工事

- (1) 下記の条件を全て満たす者であること。
 ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に定める経営事項審査(直近で、かつ、申請日時点で有効なもの、以下同じ。)において、土木一式又は下水道施設の総合評価値が1,200点以上であること。
 イ 競争入札参加有資格者のうち、一般土木工事の有資格者であって、過去10年間でシールド工法を採用する工事において、仕上がり内径1,600mm以上の元請としての施工実績を有する者であること。
 なお、共同企業体としての施工実績の場合は、出資割合が20%以上であるときに1件実績として認める。
 ウ 二次覆工一体型セグメント又は二次覆工省路型セグメントを用いるシールド工法の元請としての施工実績を有する者であること。
 エ シールド工法で曲線半径22.5m以下の元請としての施工実績を有する者であること。
 オ 建設業法第3条に基づく特定建設業の許可を受けていること。

上記アについては経営規模等評価結果通知書総合評価値通知書の写しを、イ、ウ及びエについては実績を証明する契約書及び施工内容が確認できるもの(仕様書、設計図面)の写しを提出すること。

(2) 特別共同企業体も認める。

共同企業体で申込み場合は、構成員数は3者以内とし、代表者の出資割合は、他の構成員のそれを下回らないこと。

代表者は、上記(1)ア～オの条件の全てを満たすこと。

代表者以外の構成員は、競争入札参加有資格者のうち、一般土木工事の有資格者で、建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、土木一式又は下水道施設の総合評価値が900点以上であること。

*契約後VE対象工事について

契約後VE対象工事とは、契約締結後、施工方法等についてコスト削減となる技術提案を受け付ける工事である。技術提案の受付・範囲・方法・取扱いについては、仕様書に添付し、別途指名通知の順に配布する。

*注リ法対象案件について

注リ法対象案件とは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

*特別共同企業体の構成上の制約について

特別共同企業体の構成上の制約については、東京都入札情報サービスの「契約制度関係」で掲載している「特別共同企業体に対する発注取極要綱」によること。

*価格修正申込みにおける要件について

東京都下水道局契約関係協力関係取極要綱(平成22年10月22日付22下達契第203号)第3条第1項に基づき、排除期間中ではないこと。

入札前に他の入札参加者をさぐる行為は禁止されています。

入札情報サービス

第1回 入札経過調書

第1回

落札者情報			
落札項目	落札内容		
契約部署	下水道局経理部契約課		
契約番号	29-土-041		
開札日時	平成29年8月3日 午前10時00分		
開札場所	下水道局経理部契約課		
件名	【電子】江東区平野四丁目、三好三丁目付近再構築工事		
予定価格(税込)	2,507,414,400円		
落札率	75.3%		
落札者氏名	株式会社森本組		
落札金額	1,890,000,000円		
公表通知書	 低入札価格審査議案兼審査書		
入札経過情報			
No	入札者氏名	入札金額	備考
1	株式会社森本組	1,750,000,000円	
2	岩田地崎建設株式会社	1,716,000,000円	調査実施調査票等の提出がなかったため落札者としません
3	村本建設株式会社	1,756,000,000円	
4	飛鳥建設株式会社	1,874,000,000円	
5	株式会社銭高組	1,876,600,000円	
6	株式会社鴻池組	1,909,000,000円	
7	オリエンタル白石株式会社	1,942,120,000円	
8	青木あすなろ建設株式会社	1,948,000,000円	
9	西松建設株式会社	2,014,800,000円	
10	日本国土開発株式会社	2,089,512,000円	
11	大日本土木株式会社	2,104,300,000円	
12	戸田建設株式会社	2,107,000,000円	
13	株式会社熊谷組	2,320,000,000円	
14	日本コムシス株式会社	辞退	
ハッシュ値一覧			
記事	履行場所 東京都江東区平野二、四丁目、三好三、四丁目、白河三、四丁目 工事概要 ◎2400 L=1209.20m(円形管(シールド工法)一次覆工(溝付二次覆工一体型)) ◎2400 L=33.10m(円形管(シールド工法)一次覆工(二次覆工一体型)) ◎2400 L=211.60m(円形管(シールド工法)一次覆工) ◎2400 L=211.60m(円形管(シールド工法)二次覆工) 人孔1か所 立坑1か所 工期 契約締結の日の翌日から570日間 契約締結予定日 平成29年9月1日 低入札価格調査結果発表 平成29年8月31日		

◀ 一覧画面へ戻る

低入札価格審査議案兼審査書

下 水 道 局

件 名	江東区平野四丁目、三好三丁目付近再構築工事	予 定 価 格 (税 抜)	2,321,680,000 (100.00%)
開 札 日	平成 29 年 8 月 3 日	調査基準価格 (税 抜)	
入札者名	株式会社森本組	入 札 価 格 (税 抜)	1,750,000,000 (75.37%)

(調査結果)

入札者からのヒアリング結果等の概要は、以下のとおりである。

1 この価格で入札した理由

株式会社森本組は、数多くの公共工事、シールド工事を手がけている。本案件については、経営戦略により更なるシールド工事における技術力の向上と技術者の育成、施工実績を確保すべく、可能な限りコスト低減を図り、今回価格にて応札している。

2 施工能力等

(1) 積算内容

直接工事費は、管きょ工（シールド工法）の工種を中心にヒアリングを実施した。ヒアリングの結果、取引実績のある複数の事業者から見積を徴収することなどにより低価格設定が可能となり、今回の見積金額が実現したことを確認した。

共通仮設費及び現場管理費は、工事経験や施工条件を考慮した上で、個別の費用を精査し経費の低減を図っているが、本工事に必要な経費は計上されていることを確認した。

一般管理費等は、法定福利費、保険料等の必要な経費は計上されていることを確認した。

(2) 施工体制等

施工体制については、監理技術者及び増員技術者は専任であること、一級土木施工管理技士及び監理技術者の資格を有していることを確認した。また、監理技術者は現場代理人を兼務しており、シールド工事の経験を有していることを確認した。現場組織の体制については、工事の進捗に合わせて、監理技術者、増員技術者を含め、最大 5 名を配置することを確認した。

安全対策については、現場の特殊性から危険因子を抽出し、本工事の内容に即した対応策を着実に実施するとともに、毎月 1 回以上の安全衛生パトロールを店社安全環境部・土木部と行うことを確認した。

(3) 契約実績

過去 5 年間の当局実績は 2 件あり、いずれも支障なく履行されている。

3 経営内容等

財務状況等は、問題ないことを確認した。

(契約担当者の意見)

入札者の積算内容、施工体制等については、特段の問題は認められず、品質の確保は可能であると判断する。

また、経営内容等についても、問題ないものと判断できる。

以上により、入札者は、契約の適正な履行に必要な技術力、経営内容、意欲を十分に備えていると認められるため、落札者とするのが適当である。

委員会	審 査 結 果	審査の対象者を落札者と (☒ する . ☐ しない)
	開 催 日	平成 29 年 8 月 31 日

低入札価格調査制度に係る調査マニュアル

平成 21 年 10 月 2 日 21 下経契第 136 号

改正 平成 22 年 1 月 4 日 21 下経契第 207 号

改正 平成 22 年 10 月 29 日 22 下経契第 226 号

改正 平成 24 年 5 月 28 日 24 下経契第 60 号

改正 平成 24 年 8 月 20 日 24 下経契第 151 号

改正 平成 25 年 4 月 4 日 25 下経契第 2 号

改正 平成 26 年 6 月 24 日 26 下経契第 98 号

1 目的

本マニュアルは、工事品質の確保及び不良不適格業者の排除を図るために実施する、低入札価格調査制度の円滑な運用を目的として定めるものである。

2 基本的な考え方

(1) 低入札価格調査制度の概要

低入札価格調査制度対象案件において、調査基準価格を下回る入札を行った者（以下「調査対象者」という。）があった場合は、当該案件の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを判断するため、落札の決定を保留する。その後、調査対象者から調査資料の提出を受け、ヒアリング及び積算内訳等の調査を行い、その調査結果を記載した書面により、東京都下水道局一般競争入札運営委員会又は東京都下水道局指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）で審議の上、落札者とするか否かを決定する。

調査に当たっては、調査対象者に対し、調査対象者が積算した内訳が合理的かつ現実的なものであることを、計数的な根拠のある資料等により説明を求めるものとする。

(2) 調査の内容

調査は、入札価格の積算内訳書の各費用の額により、通常調査又は特別重点調査に区分した上で次の内容を実施する。

- ア 調査対象者への調査票及び確認資料（以下「調査票等」という。）の提出要求
- イ アの調査票等の内容調査
- ウ 経営内容・経営状況・信用状態の調査
- エ 調査対象者に対するヒアリング

(3) 調査の体制

調査に当たっては、契約担当者等（東京都下水道局契約事務規程（昭和 41 年東京都下水道局管理規程第 33 号）第 7 条第 1 項に定める者をいう。以下同じ。）及び設計等を所管する部署（以下「設計主管課」という。）が連携して実施する。

契約担当者等は、主に設計主管課との連絡調整、調査種別の区分、調査対象者への説明、調査票等の提出要求及び受領、経営内容及び経営状況、信用状態の調査、低入札価格審議案兼審査書の作成、委員会への付議、付議結果の通知等を行う。

設計主管課は、主に積算内容の調査、低入札価格技術調査報告書の作成を行う。

なお、(2)エについては、契約担当者等と設計主管課とが合同で実施する。

(4) 調査の流れ

調査の流れについては、図1のとおりである。

なお、調査に要する期間は、落札の決定を保留した日から調査対象者のうち第一順位者の履行可否決定まで、原則4週間以内とする。

3 調査の進め方

(1) 調査種別の区分

契約担当者等は、落札決定の保留後直ちに、開札時に提出された積算内訳書（以下「積算内訳書」という。）を確認し、調査種別の区分を判定する。

通常調査と特別重点調査の適用基準は次のア及びイのとおりとする。ただし、次に該当する場合は、調査対象者を落札者とししない。

積算内訳書の一般管理費等が入札価格の5%（「下水道用機械・電気設備工事積算基準」に基づく工事の場合には、入札価格から機器費を差し引いた額の5%）を下回った場合

ア 通常調査

(ア) 積算内訳書の各費目の金額が全て表1の基準を満たす場合

(イ) 積算内訳書のコツにカカワらず、技術提案型総合評価方式（入札時VE）の適用案件である場合

イ 特別重点調査

アに該当しないもの。

表1 調査区分の適用基準

積算内訳書の 費目	直接工事費（※1・※2）、 発生材（有価物）売却費、ガス 工事費、分析調査費等（※3）	共通仮設費	現場管理費（※1・※2）	一般管理費等
金額	予定価格における直接工事 費の75%以上 ただし、予定価格の内訳に 発生材（有価物）売却費、ガス 工事費、分析調査費等を含 む場合は、予定価格における 直接工事費の75%に、予定価 格における発生材（有価物） 売却費、ガス工事費、分析調 査費等を加えた金額以上	予定価格における 共通仮設費の 70%以上	予定価格における 現場管理費の 70%以上	予定価格における 一般管理費等の 30%以上

※1 建築工事（建築設備工事を含む。）における直接工事費は、現場管理費相当分を含んで構成されているため、算定に当たっての直接工事費は現場管理費相当分を減じて算定し、現場管理費は現場管理費相当分を加えて算定する。なお、現場管理費相当分を明確に区分することが困難である場合は、直接工事費の10分の1（昇降機設備工事にあつては10分の2）を乗じた額を現場管理費相当分とする。

※2 設備工事（「下水道用機械・電気設備工事積算基準」に基づく工事）における直接工事費は、機器費を含む。機器費は現場管理費相当分を含んで構成されているため、算定に当たって

の直接工事費は、機器費の現場管理費相当分を減じて算定し、現場管理費は現場管理費相当分を加えて算定する。また、現場管理費には、据付間接費、設計技術費及び機器費の現場管理費相当分を含む。なお、現場管理費相当分を明確に区分することが困難である場合は、機器費の10分の2を乗じた額を現場管理費相当分とする。

※3 発生材（有価物）売却費、ガス工事費、分析調査費等は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に含まれるものを除く。

（2）調査票等の提出要求及び受領

契約担当者等は、調査種別の判定後直ちに、調査対象者のうち第一順位者に対し、調査種別の区分に沿った調査票等の提出を求めるとともに、設計主管課長に対し、調査協力依頼文書を送付する。なお、入札価格が同額の者又は総合評価方式の総評価値が同値の者が複数存在する場合は、くじ引きによる順序に従い、調査票等の提出を求める。

また、契約担当者等は、複数の調査対象者に対し並行して調査票等の提出を求めることができる。

ア 提出を求める調査票等

（ア）通常調査 調査票 様式－1～16 及び確認資料 （表2参照）

（イ）特別重点調査 調査票 様式－①～⑰ 及び確認資料 （表3参照）

調査票等に不足がある場合は、調査対象者を落札者とししない。

また、調査対象者の都合による調査票等の追加及び差替えは認めない。ただし、内容調査の段階で契約担当者等又は設計主管課が必要と判断した場合は、資料の追加提出を求めることができる。

イ 提出期限

提出期限は、提出を求めた日から原則5日以内（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項に規定する休日を含む。）かつ契約担当者等が指定した日時までとし、期限を過ぎた場合は受領せず落札者とししない。

ウ その他

受領した調査票等及び資料等は公表することができる。

（3）調査票等の内容調査

設計主管課は、契約担当者等より受領した調査票等を基に、次の調査を行う。

ア 履行能力等の調査

（ア）通常調査 表2，4，5の調査項目及び調査内容

（イ）特別重点調査 表3，4，5の調査項目及び調査内容

積算内容の調査に当たっては、予定価格の内訳書と入札価格の内訳書及びその明細書（以下「入札価格の内訳書等」という。）とを比較した積算比較表を作成し、価格差が大きいと判断した費目・工種を抽出した後、表4及び表5の調査項目及び調査内容について調査を行う。

また、抽出した費目、工種については、数量、単価、材料の仕様、工法、使用する資機材等について、必要に応じ、より詳細な積算根拠の資料を求め、その価格で安全で良質な施工が可能であるという技術的根拠があるか否かを調査するとともに、工事の内容、

使用資機材及び工法等について、十分に把握できているか、発注者の意図との食い違いはないかを確認する。

なお、通常調査においては、必要に応じ、材料、資機材及び労務等に係る単価について過去１年以内程度の下請契約書及び賃金台帳等の実績を示す資料により、品質確保をしつつも合理的かつ現実的な設定であることを確認する。

表２ 履行能力等の調査（通常調査）

	調査項目	調査内容	調査票様式・確認資料
1	その価格により入札した理由	その入札価格で当該工事が安全で良質な施工が可能となる理由（根拠）	様式－１
2	入札価格の内訳書	設計図書で定めている仕様及び数量となっているか。 単価は適切か。 安全対策は十分か。 合理的な管理費が計上されているか。	様式－２－１ 様式－２－２
3	契約対象工事付近における手持ち工事の状況	契約対象工事付近に別工事の現場があり、間接費の節減が可能か。	様式－３ 工事契約書の写し
4	契約対象工事に関連する手持ち工事の状況	資材の一括購入などが可能な対象工事と同様の工事を施工しているか。	様式－４ 工事契約書の写し
5	配置予定技術者	「工事希望票兼監理技術者等調書」の配置予定技術者欄に記入した主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）及び現場代理人以外の者で、監理技術者等と同等の資格要件及び雇用関係を満たす技術者（以下「増員の技術者」という。）が、専任で１名増員配置されているか。 自社員であるか。 監理技術者等及び増員の技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者か。 その他、技術者が適正に配置されているか。	様式－５ 経歴書（学歴、職歴、資格等）並びに資格要件及び調査対象者との雇用関係を確認できる資料（監理技術者資格証等の写し及び健康保険証等の写し）、職歴記載工事のコリンズ登録内容確認書及び工事成績評価書、資格者証等
6	契約対象工事箇所と調査対象者の事業所、倉庫等との関連	対象工事箇所と調査対象者の事業所、倉庫、資材置き場などが近く、運搬等が容易か。 緊急時の対応等、安全管理の優位性	様式－６ 施設の所在を確認できる資料
7	手持ち資材の状況	手持ち資材の活用が可能か。	様式－７ 具体の数量・活用方法及び保管状況を確認できる資料
8	資材納入予定業者と調査対象者との関係	資材納入予定業者等は、どこを予定しているか。 特別な取引ルートがあるか。	様式－８ 資材販売店等の見積書等
9	手持ち機械数の状況	自社保有し、現在使用していない機械の有無	様式－９ 所属等を証する資料等
10	労働者の具体的供給見通し	労働者の具体的供給見通し 雇用関係の確認	様式－１０，１１
11	過去に施工した公共工事名及び発注者並びに履行状況	過去の公共工事、類似工事の実績 過去に施工した公共工事の施工体制台帳	様式－１２ 記載工事のコリンズ登録内容確認書及び工事成績評価書等

12	第一次下請の予定業者及び予定下請金額等	下請に係る見積額が入札金額の積算内訳に正しく反映されているか。 下請業者の見積書等の工事内容（規模、工法、数量等）が明確か。 下請業者の資材単価、労務単価又は市場単価について、発注者の単価に比し相当程度低くなっているか。 下請業者は、法令に従い、雇用保険、健康保険、及び厚生年金保険（以下「社会保険」と総称する。）について法令に従い加入しているか。	様式－13－1、13－2 様式14 下請業者からの見積書等
13	建設副産物の搬出地	適正な搬出地を選定しているか。 処理価格は合理的か。 発注仕様書等に合致しているか。	様式－15
14	法令遵守指導等に関する誓約書	全ての下請負人が誓約書に定めた法令に違反しないよう、確認と指導に努めることを誓約しているか。 法令の遵守状況について、施工後に所定の様式により報告書を作成し、東京都下水道局宛てに提出することを誓約しているか。 東京都下水道局から請求があったときは、法令遵守状況等を確認した根拠資料を提出することを誓約しているか。 報告書の内容についてヒアリングが行われる場合は、協力することを誓約しているか。	様式－16

※ 調査項目は、必要に応じて追加できるものとする。

表3 履行能力等の調査（特別重点調査）

調査項目	調査内容	調査票様式
1 その価格により入札した理由	直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該調査対象者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から、入札した価格で施工可能であることの具体的理由	様式－①
2 入札価格の内訳書等	①入札価格の内訳書等の工事区分、工種、種別、名称、細目及び単位欄に記載する内容は、都が提示した内訳書（以下「都の内訳書」という。）と一致していること。また、都の内訳書の数量が契約数量となる場合は、数量欄についても一致していること。 ②設計図書での要求事項を理解して見積りを行っていること。 ③指定の工法によって施工することとしていること（工法の指定のない場合は、調査対象者の工法に安全性等の点で問題がないこと）。 ④発注者が支払う請負代金から支弁することを予定している費用が否かにかかわらず、施工に当たって必要となる全ての費用を計上していること。 ⑤積算に下請予定業者や資材納入予定業者等の見積書の内容が反映され、計数的な根拠のある合理的かつ現実的な入札価格の内訳書等となっていること（原則、取引等の実績を求めること）。 ⑥現場管理費に、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上していること。ただし、様式－⑤に記載する技術者並びに様式－④－4に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上していること。また、その従業員給与手当の金額が最低賃金法（昭和34年法律第137号）に定める賃金の最低額以上であり、かつ、これらの者が過去3か月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいているなど合理的かつ現実的な見積りであるとともに、法定福利費の金額が法定額以上となっていること。 ⑦一般管理費等に、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契	様式－②－1、②－2、②－3 様式－③

		約保証費などを適切に計上していること。 ⑧自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上しており、一般管理費等には計上していないこと。 ⑨契約対象工事の施工に要する費用の額を下回る額で入札した場合において、その下回る額を不足額として当該工事の一般管理費等に計上していること。	
3	下請予定業者等一覧表	①下請予定業者、資材納入予定業者及び機械リース会社が具体的に予定されていること。また、自社保有の社員、資機材等を活用する場合についても、具体的に予定されていること。 ②下請予定業者が作成し、押印した見積書の金額が入札価格の内訳書等に正しく反映されていること。また、下請予定業者の見積書に係る各経費内訳（機械経費、労務費、材料費及びその他費用）ごとの金額が、過去1年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額以上であることなど、合理的かつ現実的なものであること。ただし、労務費の金額が、過去1年以内の実績に基づく金額又は単価以上であることを確認できないときは、下請予定業者が過去3か月以内に労務者に支払った実績のある賃金の額に基づいた金額又は単価以上であることを確認すれば足りるものとする。 ③二次以下の下請予定業者がある場合は、その者が作成し、押印した見積書の金額が合理的かつ現実的なものであり、当該下請予定業者の見積書に正しく反映されていること。	様式-④
4	配置予定技術者等	監理技術者等及び現場代理人以外の者で、増員の技術者が、専任で1名増員配置されているかを確認すること。 配置予定の監理技術者等（増員の技術者を含む。）及び現場代理人について、次によること。 ①他の手持ち工事の状況との関係も考慮した上で、契約対象工事に実際に配置できること。 ②自社社員である者。監理技術者等及び増員の技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。 ③それぞれに必要な資格を有すること。	様式-⑤
5	手持ち工事の状況	①記載された手持ち工事が実在するものであること。 ②当該工事の資材保管場所が近距離にあること、当該工事と同種又は同類の工事と資機材を共通調達できること等により縮減できるものとする契約対象工事の工事費の各費目別の金額が、過去の実績に基づく額であるなど合理的かつ現実的なものであること。	様式-⑥-1、⑥-2
6	契約対象工事箇所と調査対象者の事務所、倉庫等との関係	①記載された事務所、倉庫等を所有し、又は賃借していること。 ②当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより縮減できるものとする営繕費、資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など契約対象工事の経費が、計数的に合理的な見積りとなっていること。	様式-⑦
7	手持ち資材の状況	①記載された手持ち資材を保有していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。 ②調達時の単価等の原価が適切に見積もられていること（手持ち資材の活用による資材費の低減が可能であること。）。また、繰り返しの使用を予定する備品等については、摩耗や償却を適切に見込んだ原価となっていること。	様式-⑧-1
8	資材納入予定業者と調査対象者との関係	①他社から購入を予定している場合 1) 購入予定資材が工事品質確保に必要な規格水準を満たしていること。 2) 資材納入予定業者が作成し、押印した見積書の単価が、当該業者によって過去1年以内に販売された実績のある単価以上であるなど、合理的かつ現実的なものであること。 3) 資材納入予定業者と製造業者とが異なる場合、資材納入予定業者の見積書は、製造業者が作成し、押印した見積書を基に作成されていること。 また、製造業者の見積書の単価は、当該業者の取引実績単価（過去1	様式-⑧-2

		年以内の販売実績に限る。)以上であるなど、合理的かつ現実的なものであること。 4) 資材納入予定業者と調査対象者の関係が記載のとおり存在すること。 ② 自社製品の活用を予定している場合 1) 自社において記載された資材を製造していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。 2) 記載された単価が、自社の製造部門が過去1年以内に第三者と取引した販売実績額又は製造原価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。	
9	手持ち機械の状況	① 記載された手持ち機械を保有していること及び当該機械を契約対象工事で使用する予定であること。 ② 契約対象工事で使用可能な管理状態にあること。 ③ 手持ち機械の使用に伴う原価が減価償却費や固定資産税等を含んで適切に見積もられていること(手持ち機械や減価償却終了の機械の活用による機械経費の低減が可能であること。)	様式-⑨-1
10	機械リース元一覧	① 他社からリースを予定している場合 1) 機械リース予定会社からリースを受ける予定の単価が、当該業者が過去1年以内にリースした実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること(機械リース予定会社からのリースによる機械経費の低減が可能であること。) 2) 機械リース予定会社と調査対象者の関係が記載のとおり存在すること。 ② 自社の機械リース部門からリースを予定している場合 1) 自社の機械リース部門において記載された機械を保有していること及び当該機械が契約対象工事にリース可能であること。 2) 記載された単価が、自社の機械リース部門が過去1年以内に第三者にリースした実績額又は原価以上の単価であるなど合理的かつ現実的なものであること。	様式-⑨-2
11	労務者の具体的供給見通し	① 自社労務者を充てる場合 1) 記載された者が自社社員であること。 2) 資格の保有が必要な職種に充てようとする者については、その者が必要な資格を有していること。 3) 労務単価が最低賃金法に定める賃金の最低額以上であり、かつ、過去3か月以内に支払った実績のある賃金の額以上の金額を計上しているなど合理的かつ現実的な見積もりであること(自社社員の活用による労務費の低減が可能であること。) ② 下請予定業者による労務者の確保を予定する場合 1) 下請予定業者と調査対象者の関係が記載のとおり存在すること。 2) 労務単価が最低賃金法に定める賃金の最低額以上であり、かつ、下請予定業者が過去1年以内に施工した実績のある同様の工事における労務単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。ただし、労務単価の金額が、過去1年以内の実績に基づく金額又は単価以上であることを確認できないときは、下請予定業者が過去3か月以内に労務者に支払った実績のある賃金の額に基づいた金額又は単価以上であることを確認すれば足りるものとする。	様式-⑩-1
12	工種別労務者配置計画	労務者の確保計画と整合がとれており、適切な施工が可能な工種別の労務者配置計画となっていること。	様式-⑩-2
13	建設副産物の搬出地	① 記載された搬出計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、仕様書等で要求している要件に適合していること。 ② 記載された受入れ価格が、建設副産物の受入れ予定会社が過去1年以内に建設副産物を受け入れた実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。	様式-⑪

14	建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書	①建設副産物及び資材等の運搬計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、発注仕様書等で要求している要件に適合していること。 ②記載された運搬予定者への支払予定額が、運搬予定者が過去1年以内に取り扱った実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。	様式一⑫
15	品質確保体制（品質管理のための人員体制）	①「諸費用」の「見込額」に記載した金額を調査対象者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。 ②「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。 ③「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金法に定める賃金の最低額以上であり、かつ、それを調査対象者（元請）が負担する場合にあっては、「氏名」の欄に記載した者が過去3か月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に「実施事項」欄の内容と同様の品質管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。ただし、技術者単価の金額が、過去1年以内の実績に基づく金額又は単価以上であることを確認できないときは、下請予定業者が過去3か月以内に技術者に支払った実績のある賃金の額に基づいた金額又は単価以上であることを確認すれば足りるものとする。 ④入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。	様式一⑬-1
16	品質確保体制（品質管理計画書）	①「諸費用」の「見込額」に記載された金額を調査対象者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。 ②「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。 ③入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。	様式一⑬-2
17	品質確保体制（出来形管理計画書）	①「諸費用」の「見込額」に記載された金額を調査対象者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。 ②「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。 ③入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。	様式一⑬-3
18	安全衛生管理体制（安全衛生教育等）	①「諸費用」の「見込額」に記載された金額を調査対象者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。 ②「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。 ③入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。	様式一⑭-1
19	安全衛生管理体制（点検計画）	①「諸費用」の「見込額」に記載された金額を調査対象者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。 ②「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。 ③「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金法に定める賃金の最低額以上であり、かつ、それを調査対象者（元請）が負担する場合にあっては、「点検実施者」の欄に記載した者が過去3か	様式一⑭-2

		月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の各欄に記載の内容と同様の安全衛生管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。ただし、技術者単価の金額が、過去1年以内の実績に基づく金額又は単価以上であることを確認できないときは、下請予定業者が過去3か月以内に技術者に支払った実績のある賃金の額に基づいた金額又は単価以上であることを確認すれば足りるものとする。 ④入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。	
20	安全衛生管理体制（仮設置計画）	①「設置費用」の「見込額」に記載された金額を調査対象者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。 ②「設置費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。 ③入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。	様式一⑭-3
21	安全衛生管理体制（交通誘導員設置計画）	①自社社員を交通誘導員に充てる場合 1）単価が最低賃金法に定める賃金の最低額以上であること。 2）単価の見積もりが交通誘導員への支払給与の直近3か月の実績額以上の金額でされているなど合理的かつ現実的なものであること。 ②派遣会社から交通誘導員の供給を受けることを予定する場合 1）単価が最低賃金法に定める賃金の最低額以上であること。 2）単価が当該交通誘導員の派遣予定会社が過去1年以内に交通誘導員を派遣した実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。 ③交通規制方法に応じて必要な人数の交通誘導員を配置する計画となっていること。 ④入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。	様式一⑭-4
22	誓約書	①調査対象者の申込みに係る価格が調査対象者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社の本社経費等から契約対象工事の一般管理費等に確実に計上することによって、調査対象者が落札契約後に下請予定業者や資材納入予定業者等の見積金額を故なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せをし、手抜き工事を誘発することのないよう、その旨を代表取締役が誓約した書面を提出していること。 ②調査対象者の申込みに係る価格が調査対象者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社で負担するための財源の確保方法が具体的に確認できること。特に、当該下回る額（当該年度において、契約対象工事以外の東京都発注工事に関し、低入札価格調査を経て、調査対象者の積算における施工に要する費用の額を下回る価格で受注した経歴を有する者にあっては、その下回る価格の合計額と契約対象工事に係る下回る額との合算額）が前年度の営業利益金額を上回るときは、より確実な財源の確保方法が具体的に確認できること。 ③全ての下請負人が誓約書に定めた法令に違反しないよう、確認と指導に努めることを誓約していること。 ④法令の遵守状況について、施工後に所定の様式により報告書を作成し、東京都下水道局宛てに提出することを誓約していること。 ⑤東京都下水道局の求めに応じ、法令遵守状況を確認した根拠となる資料を提出することを誓約していること。 ⑥報告書の内容についてヒアリング等調査が行われる場合は、協力することを誓約していること。	様式一⑮-1、⑮-2
23	施工体制台帳及び下請予定業者	施工体制が適切であること。 下請業者は、法令に従い社会保険に加入していること。	様式一⑯-1、⑯-2

24	過去に施工した同種の公共工事名及び発注者	過去5年間の施工工事で低入札価格調査の対象となったものについて工事成績評定点を確認する。	様式-⑩
----	----------------------	--	------

※ 調査項目は、必要に応じて追加できるものとする。

※ 作成に当たっては、別冊「調査票様式の作成要領等」によること。

表4 価格差の大きい直接工事費の調査

調 査 項 目	調 査 内 容	確 認 事 項 (契約書特記仕様書・念書など)
計上されていない項目	別の工種、単価、諸経費率分を含んでいるかなど	入札価格の内訳書等に含まれていない項目についても、実施の必要があること。
数量の確認	数量算出の根拠	数量算出にミスがあっても、契約図面上の所定数量で実施する必要があること。
材料等の仕様確認	設計や標準仕様と異なる材料で積算していないか。	契約上の仕様に適合する材料を使用する必要があること。
材料等の単価確認	単価設定の根拠	契約上の仕様に適合する材料を使用する必要があること。
労務単価の確認	単価設定の根拠	労務費の不払い等を行わないこと。 建設業退職金共済制度を活用すること。
歩掛かりの確認	歩掛かり設定の根拠	労働基準法を厳格に適用し、工事時間及び工期を厳守すること。 現場労働者への不払い等を行わないこと。
工法・機械の確認	設計で指定している工法、認定工法、標準工法を予定しているか。 発注者の意図と食い違いはないか。	契約上の工法に従う必要があること。 使用料の必要な工法の場合もあること。
建設副産物処分費の確認	発生品目、搬出先予定、運搬業者予定、処分量の見込み	必ず適正な処分を行う必要があること。
直接仮設費の確認	直接仮設費の積算根拠 直接仮設の内容	都が要求する直接仮設の内容
計算ミスのチェック	足し算、かけ算、数量・単価の桁間違いなどをチェックし、間違いがあれば、指摘	入札額の算出にミスがあっても、契約上の内容を履行する必要があること。

表5 諸経費の調査

調 査 項 目	調 査 内 容	確 認 事 項 (契約書特記仕様書・念書など)
共通仮設費の確認	共通仮設費積算の根拠 準備工、安全対策工等の実施予定	必要な安全対策等を実施すること。 指定仮設についての調査は、入念に行う。 監督員の指示に従う必要があること。

現場管理費の確認	現場管理費率設定の根拠	補償、工事カルテ登録、建設業退職金共済制度負担、現場労働者への支払など必要な現場管理を実施すること。
一般管理費等の確認	一般管理費率設定の根拠	一般管理費等には、企業活動上必要な経費及び付加利益が含まれていること。発注者の価格に比し、相当程度低いと認められる場合は、当該価格の設定理由について確認すること。

(4) 経営内容・経営状況・信用状態の調査

契約担当者等は、表6の調査項目及び調査内容について調査を行う。

表6 経営内容・経営状況・信用状態の調査

	調査項目	調査内容	確認資料
1	経営内容	会社の概要、受注工事の状況等	財務諸表等
2	経営状況	財務状況（支払状況、決算状況）、金融機関との関係等	
3	信用状態	建設業法違反、賃金不払い、下請負代金支払遅延状況等	

(5) ヒアリングの検討及び実施

契約担当者等と設計主管課は、(3)及び(4)の調査結果を基にヒアリング項目の検討を行った後、次の者に対してヒアリングを実施する。

なお、ヒアリングの議事録は設計主管課で作成する。

ア 当該入札に係る責任者

支店長又は営業所長等。ただし、調査対象者が建設共同企業体の場合は、各構成員の責任者を含む。

イ 監理技術者等

(ア) 現場代理人

(イ) 監理技術者又は主任技術者（調査対象者が建設共同企業体の場合は、各構成員から配置される主任技術者を含む。）

(ウ) 増員の技術者（表2の5の調査内容を参照）

4 調査結果の取りまとめ

(1) 低入札価格技術調査報告書の作成及び送付

設計主管課は、次の事項の調査結果をまとめた低入札価格技術調査報告書を作成する。なお、低入札価格技術調査報告書には、表7の基準に沿って調査対象者を落札者とするか否かについての意見を付すものとする。

作成後は、ヒアリングの議事録を添付して契約担当者等に送付する。

- ア 積算能力
- イ 低価格で積算されている事項とその理由
- ウ 施工体制
- エ 工事内容
- オ 下請予定業者の社会保険加入状況(表2の12の調査内容を参照)

(2) 低入札価格審議案兼審査書等の作成

契約担当者等は、低入札価格技術調査報告書、経営内容・経営状況・信用状態の調査結果及びヒアリング議事録を踏まえ、低入札価格審議案兼審査書を作成する。なお、低入札価格審議案兼審査書には、表7の基準に沿って調査対象者を落札者とするか否かについての意見を付すものとする。

併せて、公表に適さない事項(調査基準価格及び調査対象者の企業経営に影響を及ぼす内容)を当該議案から除いて、公表資料を作成する。

表7 落札者とししない基準

	項目	内容
1	設計仕様等	①発注者が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量や工法、施工条件等を満足していない場合 ②材料及び製品について、発注者が示した設計仕様に適合した品質及び規格を満足していない場合
2	入札価格の内訳書等算出根拠	①算出根拠が明確でない場合 ②下請見積額を下回る積算額が計上されている場合 ③下請見積書等の工事内容(規模、工法、数量等)が不明確な場合 ④資材(機器)購入に係る見積額を下回る積算額が計上されている場合 ⑤監理技術者等の人件費、保険料、工事登録費用等の必要な経費が計上されていない場合 ⑥下請予定業者の見積金額が過去に取引した実績のある価格を基礎として見積もられておらず、入札価格の内訳書等記載価格がいわゆる「指し値」である等、不当に低額に設定されたことが明白である場合
3	建設副産物の処理	①建設副産物について適正な処理費用が計上されていない場合 ②建設副産物の搬出予定地や処理体制等が設計仕様書に合致していない場合
4	法令違反、契約上の基本事項違反等	①監理技術者等が重複専任になる場合 ②調査対象者又は下請予定業者が社会保険に加入していない場合(法令による加入義務適用除外の場合を除く) ③その他法令違反がある場合
5	その他	その他適正な工事の履行がなされないと認められる場合

(3) 一般競争入札運営委員会又は指名業者選定委員会への付議

契約担当者等は、低入札価格審議案兼審査書をもって委員会に付議する。

委員会では、当該議案を審議し、調査対象者を落札者とするか否かを決定する。

また、併せて、公表資料を審査し、公表内容を決定する。

(4) 結果の通知及び公表

契約担当者等は、委員会で決定された内容を調査対象者に通知する。

また、公表資料については、東京都ホームページ等で公表する。

5 その他（契約後の取扱い）

本調査を実施した結果、調査対象者を落札者として決定した場合は、提出された調査票等を工事等を所管する部署（以下、「工事主管課」という。）に引き継ぎ、次の措置を講じる。

（１）増員の技術者に関する通知

監督員は、工事請負契約書第 54 条及び特約条項に基づき、当該落札者（以下「受注者」という。）に対し、工事請負契約書第 9 条第 1 項に基づく通知と併せて、増員の技術者の氏名等について通知を求める。通知の様式は、東京都下水道局受注者等提出書類処理基準における統一様式のうち、2 号（現場代理人及び主任技術者等通知書）、3 号（経歴書）及び 4 号（監理技術者資格者証（写）及び監理技術者講習修了証（写））とする。

なお、増員の技術者については、低入札価格調査時以降、東京都下水道局工事施行適正化推進要綱（平成 22 年 3 月 15 日付 22 財建技第 244 号。以下「推進要綱」という。）において監理技術者又は主任技術者の交代を認める事項に該当する場合を除き、交代することが認められていないため、監督員は、通知の内容と調査票の内容が一致しているか確認する。

監督員は、受注者が通知を行わない場合又は監督員が認めないにもかかわらず交代した場合は、その理由等を明確にしておくとともに、工事成績評定に厳密に反映させる。

（２）施工体制台帳及び施工計画書の確認

監督員は、当該案件の施工期間中、施工体制台帳及び施工計画書について内容を確認する。記載内容が低入札価格調査時点と異なる場合は、その理由等を明確にする。

（３）施工の確認

工事主管課は、当該案件に係る監督体制等の強化に努めるものとする。

監督員は、監督業務において確認及び施工の検査等を行うに当たり、原則立ち会うこととし、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書について、その記載内容に沿って施工されていることを確認する。

なお、増員の技術者については、低入札価格調査時以降、推進要綱において監理技術者又は主任技術者の交代を認める事項に該当する場合を除き、交代することが認められていないため、監督員は配置状況について随時確認を行う。

監督員は、実際の施工が施工体制台帳及び施工計画書の記載内容と異なる場合、受注者が増員の技術者を配置しない場合又は監督員が認めないにもかかわらず交代した場合は、その理由等を明確にしておくとともに、工事成績評定に厳密に反映させる。

また、監督員は、推進要綱に基づく確認項目のうち、受注者の下請負工事への関与状況や技術者配置状況等、次に示す項目について確認を徹底する。

- ・工事現場における現場代理人の常駐、増員の技術者、監理技術者及び主任技術者の専任状況
- ・増員の技術者、監理技術者及び主任技術者の下請負工事への実質的関与状況

（４）施工後の確認

ア 報告書の受取

契約担当者等は、受注者から、誓約書（様式－16 又は様式－⑮－2）に基づき工事完了後 3 か月以内に提出される報告書（様式 17）を受け取り、内容を確認の上、整理保存する。

確認に当たっては、必要に応じて根拠資料の提出を求める。

根拠資料の提出後は、必要に応じてヒアリング等調査を実施する。この実施に当たっては、次の者等から調査対象者を選定するとともに、工事主管課に実施の通知を行い、双方協力の上、実施する。

(ア) 当該工事に係る責任者

支店長、営業所長等。ただし、調査対象者が建設共同企業体の場合は、各構成員の支店長、営業所長等を含む。

(イ) 監理技術者等

(a) 現場代理人

(b) 監理技術者又は主任技術者（調査対象者が建設共同企業体の場合は、各構成員から配置される主任技術者を含む。）

(c) 増員の技術者

調査実施後、契約担当者等は、調査結果をまとめた報告書を作成する。

作成後は、工事主管課に送付する。

イ 報告書が提出されない場合

報告書が工事完了後3か月以内に提出されない場合は、契約担当者等は、受注者に対し、次のとおり段階的に指導を行うものとする。

(ア) 口頭による嚴重注意を行う。

(イ) (ア)による注意をもって提出されない場合は、文書により嚴重注意を行う。

なお、(ア)及び(イ)の指導によっても是正されない場合は、指導の結果を工事主管課に報告する。

附 則

この調査マニュアルは、平成21年10月2日から施行する。

附 則

この調査マニュアルは、平成22年1月4日以降に公告等を行う低入札価格調査制度適用案件から適用する。

附 則

この調査マニュアルは、平成22年11月1日以降に公告等を行う低入札価格調査制度適用案件から適用する。

附 則

この調査マニュアルは、平成24年6月1日以降に公告等を行う低入札価格調査制度適用案件から適用する。

附 則

この調査マニュアルは、平成24年10月1日以降に公告等を行う低入札価格調査制度適用案件から適用する。

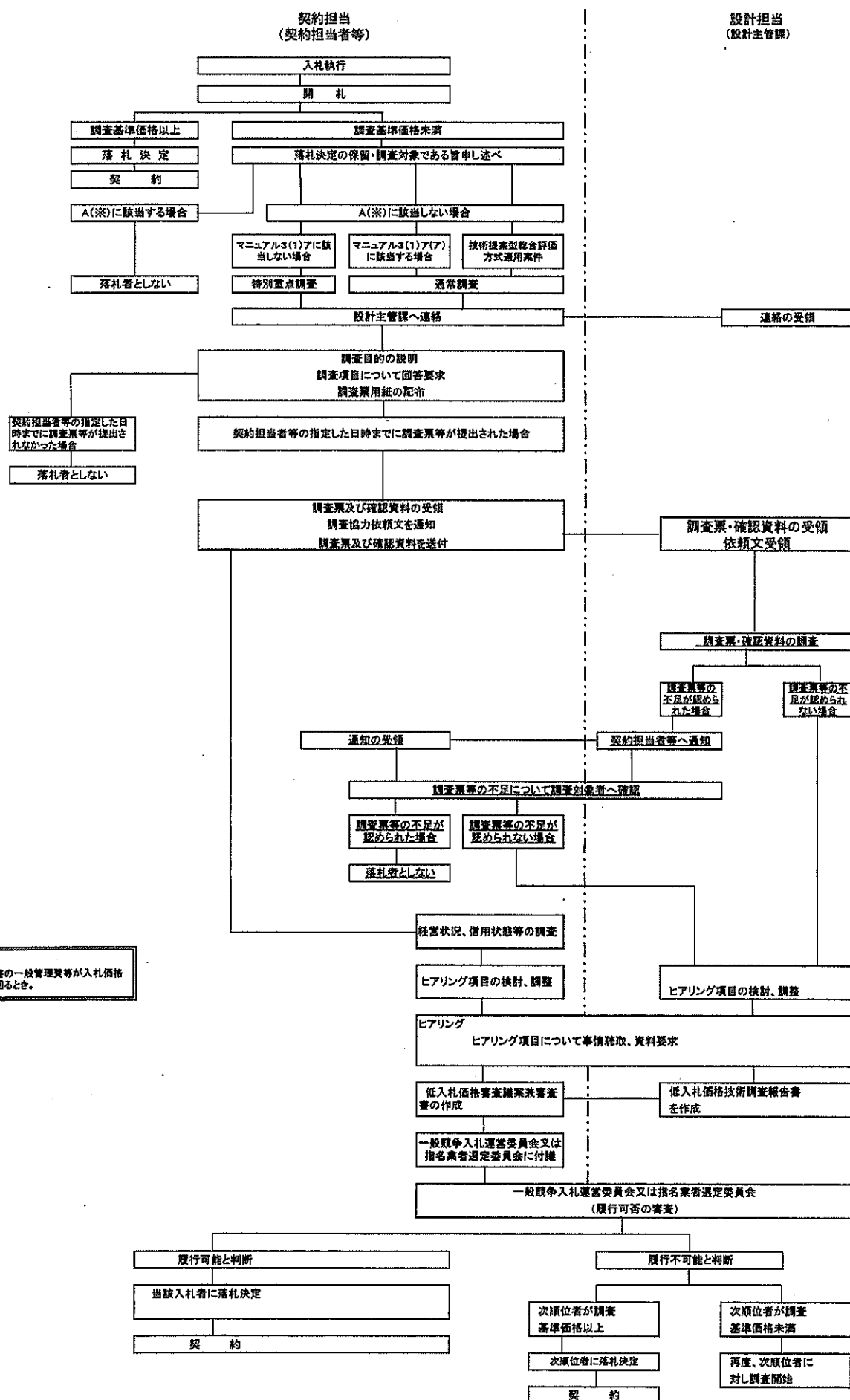
附 則

この調査マニュアルは、平成 25 年 4 月 15 日以降に公告等を行う低入札価格調査制度適用案件から適用する。

附 則

この調査マニュアルは、平成 25 年 7 月 15 日以降に公告等を行う低入札価格調査制度適用案件から適用する。

低入札価格調査制度フロー



東京都入札監視委員会定例審議（議案）

開 催 日	平成30年 9 月 1 2 日（水）	議 案 番 号	
所 管 部 署	東京都下水道局		
施 工 業 種	焼却設備	等 級	
件 名	東部スラッジプラント汚泥焼却設備 1、2号補修工事		
場 所	東京都江東区新砂三丁目 8 番 1 号（東部スラッジプラント内）		
概 要	別紙のとおり		
工 期	契約締結の日の翌日から110日間		
契 約 者	メタウォーター株式会社		
契 約 金 額	契約時：428,760,000円 変更後：431,794,800円		

契 約 方 式	随意契約
応 募（指 名）者	メタウォーター株式会社
入札参加(指名)者	メタウォーター株式会社
入札経過(結果)	メタウォーター株式会社
施 工 状 況	施工完了

（ 備 考 ）

○添付資料

- 1 工事概要（案内図含む）
- 2 希望票兼予定監理技術者等調書
- 3 指名業者選定委員会議案一式
- 4 工事請負等見積合せ通知書
- 5 見積経過調書
- 6 工事請負契約書（表紙）
- 7 契約内容の変更について及び承諾書

東部スラッジプラント汚泥焼却設備 1、2号補修工事 工事概要

- 1 契約件名 東部スラッジプラント汚泥焼却設備 1、2号補修工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 契約時：428,760,000円
変更後：431,794,800円
- 4 契約の相手方 メタウォーター株式会社
- 5 工期 契約締結の日の翌日から110日間
(平成29年7月31日から平成30年1月12日まで)
- 6 契約締結年月日 平成29年7月28日

7 工事内容

東部スラッジプラントは、平成9年に移働した汚泥処理プラントである。砂町・三河島・有明・落合・中野・みやぎ水再生センターの水処理の過程から発生する汚泥を処理している。

本工事は、汚泥焼却設備1、2号の故障や機能停止等を未然に防止するため、これを計画的に補修し、汚泥焼却機能の維持を図るものである。

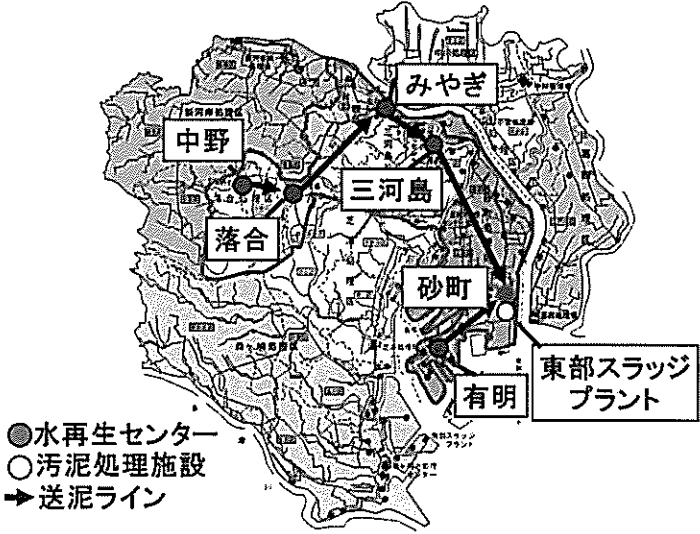
- (1) 汚泥処理プラント諸元
- ・所在地

江東区新砂三丁目8番1号
- ・敷地面積

129,465㎡
- (2) 工事概要
- ・汚泥焼却設備1号補修

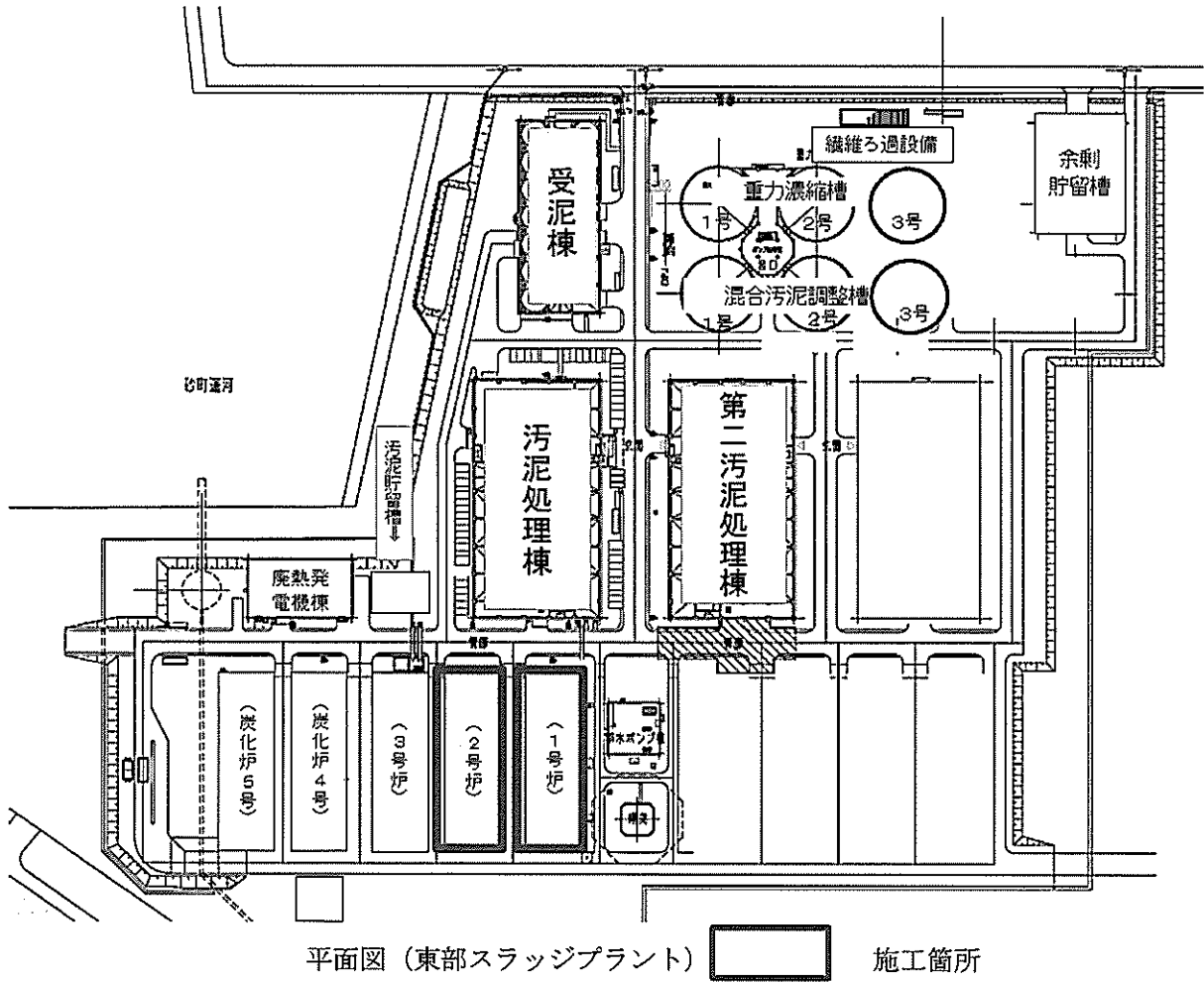
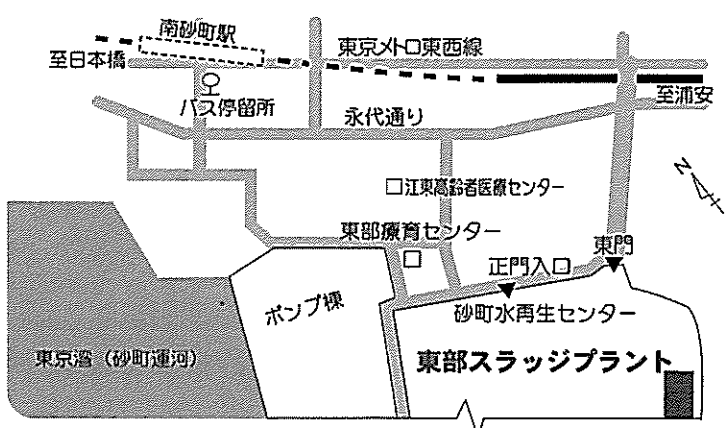
一式
- ・汚泥焼却設備2号補修

一式



汚泥処理集約図

8 所在図及び平面図



施工箇所

入札情報サービス

第1回 見積経過調書

第1回

採用者情報			
採用項目	採用内容		
契約部署	下水道局経理部契約課		
契約番号	29-設-058		
見積日時	平成29年7月27日 午後1時30分		
見積場所	下水道局経理部契約課カウンター		
件名	東部スラッジプラント汚泥焼却設備1、2号補修工事		
採用者氏名	メタウォーター株式会社		
採用金額	428,760,000円		
公表通知書			
見積経過情報			
No	見積者氏名	見積金額	備考
1	メタウォーター株式会社	397,000,000円	?
記事	履行場所 東京都江東区新砂三丁目8番1号(東部スラッジプラント内) 工事概要 汚泥焼却設備1号(300t/日)補修一式 汚泥焼却設備2号(300t/日)補修一式 工期 契約締結の日の翌日から110日間		
特命理由	本件は、東部スラッジプラントに設置されている汚泥焼却設備の故障や機能停止等を未然に防止するため、これを計画的に補修し、汚泥焼却機能等の維持を図るものである。 今回補修する流動用空気設備等は、汚泥焼却設備の重要部品であり、正常な稼働を確保するには、製造会社固有の技術と高度な知識が必要不可欠である。 上記業者は、本設備の製造設置業者である日本碍子株式会社から環境関連事業を承継し、性能、構造等を熟知していることから、本工事を遂行できる唯一の業者である。		

← 一覧画面へ戻る

6

29下経契設第58号の3

メタウォーター株式会社
代理人
東京営業部長 兎島 憲治 殿

平成29年12月20日

東京都 公営企業管理者
下水道局長 渡辺 志津男

契約内容の変更について（協議）

平成29年 7月28日付 29下経契設第58号により契約締結した、

件名 東部スラッジプラント汚泥焼却設備 1、2号補修工事

につきましては、下記のとおり変更したいので、契約条項第23条の規定により協議します。
なお、異議のないときは、承諾書を提出してください。

記

1 内 容 当局の監督員が交付する別冊設計変更図書のとおり

2 金 額 増額変更金額 ¥3,034,800
(うち増額変更消費税及び地方消費税の額 ¥224,800)

3 履行期限 変更なし

↑

8

補足資料

契約内容の変更について

(1回目)

平成30年2月23日
財 務 局

件 名	妙見島防潮堤建設工事(その14-3)		
履 行 場 所	東京都江戸川区東葛西三丁目地内		
種 別	河川工事		
概 要	施工延長 L=165m 河川土工 水中掘削工 3,033m ³ 、土砂運搬工(しゅんせつ土砂) 2,850m ³ 、中詰工 3,550m ³ 地盤改良工 深層混合処理工(φ1,000 L=3.0m~13.1m) 936本、高圧噴射処理工(φ700 L=3.0m) 608本 防潮堤工 防潮堤工 112m 防潮堤基礎工 鋼管杭打込工(φ800~900 L=31.0m~32.0m) 61本、鋼矢板圧入工(10H型 L=15.0m) 125枚、タイロッド設置工(φ42 L=2.5m~5.0m) 36組、笠コンクリート工 112m 根固め工 捨石工 1,200m ³ 船舶施設工 クレーン基礎設置工 1基、給油取扱施設設置工 1基、浮桟橋等設置工 1基 付帯工 一式 撤去工 一式 雑工 一式 仮設工 一式 処分工 一式		
着 手 の 時 期	平成29年 7月 7日		
完 成 の 時 期	平成31年2月28日 (ただし、船舶施設工については平成30年5月22日まで) (変更前) 平成31年2月28日 (ただし、船舶施設工については平成30年4月27日まで)		
契約の相手方	住 所	東京都江東区木場五丁目5番2号	
	商号又は名称	森本・東建設共同企業体 代表者 株式会社森本組	
契 約 金 額	既 定	変 更	増 △ 減
	849,420,000 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 62,920,000 円)	855,453,960 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 63,366,960 円)	6,033,960 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 446,960 円)
変 更 の 理 由	主な変更理由は以下のとおり 施工に当たり、暫定係留施設に一時的に船舶を移動させる計画であったが、係留パースの河床不陸があり船舶を係留できないことが判明した。このため、河床高調査及び河床整正を行う。また、河床整正のためのバックホウ船回航費及び作業時の警戒船を追加計上する。 上記の理由により契約金額を変更するとともに、増工のため、一部しゅん功部分の船舶施設工の工期を延伸する。		

契約内容の変更について

(2回目)

平成30年5月15日
財 務 局

件 名	妙見島防潮堤建設工事(その14-3)		
履 行 場 所	東京都江戸川区東葛西三丁目地内		
種 別	河川工事		
概 要	施工延長 L=165m 河川土工 水中掘削工 3,033m ³ 、土砂運搬工(しゅんせつ土砂) 2,850m ³ 、中詰工 3,550m ³ 地盤改良工 深層混合処理工(φ1,000 L=3.0m~13.1m) 936本、高圧噴射処理工(φ700 L=3.0m) 608本 防潮堤工 防潮堤工 112m 防潮堤基礎工 鋼管杭打込工(φ800~900 L=31.0m~32.0m) 61本、鋼矢板圧入工(10H型 L=15.0m) 125枚、タイロッド設置工(φ42 L=2.5m~5.0m) 36組、笠コンクリート工 112m 根固め工 捨石工 1,200m ³ 船舶施設工 クレーン基礎設置工 1基、給油取扱施設設置工 1基、浮桟橋等設置工 1基 付帯工 一式 撤去工 一式 雑工 一式 仮設工 一式 処分工 一式		
着手の時期	平成29年7月7日		
完成の時期	平成31年6月10日 (ただし、船舶施設工については平成30年8月27日まで)		
	(変更前) 平成31年2月28日 (ただし、船舶施設工については平成30年5月22日まで)		
契約の相手方	住 所	東京都江東区木場五丁目5番2号	
	商号又は名称	森本・東建設共同企業体 代表者 株式会社森本組	
契約金額	既 定	変 更	増 △ 減
	855,453,960 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 63,366,960 円)	879,175,080 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 65,124,080 円)	23,721,120 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,757,120 円)
変更の理由	主な変更理由は以下のとおり。 ①基礎杭の施工にあたり事前ボーリングを実施したところ、鋼管杭の支持層が当初想定した箇所よりも深いことが判明したため、基礎杭の構造について再検討した結果、鋼管杭の杭長を長くすることにより、支持層までの根入れを確保することとした。 ②基礎杭の構造の再検討及び基礎杭の制作等に時間を要した。 ①の理由により契約金額を変更するとともに、②の理由により工期(一部しゅん工部分の船舶施設工含む)の工期を延期する。		

契約内容の変更について

(3回目)

平成30年8月20日
財 務 局

件 名	妙見島防潮堤建設工事(その14-3)		
履 行 場 所	東京都江戸川区東葛西三丁目地内		
種 別	河川工事		
概 要	施工延長 L=165m 河川土工 水中掘削工 3,033m ³ 、土砂運搬工(しゅんせつ土砂) 2,850m ³ 、中詰工 3,550m ³ 地盤改良工 深層混合処理工(φ1,000 L=3.0m~13.1m) 936本、高圧噴射処理工(φ700 L=3.0m) 608本 防潮堤工 防潮堤工 112m 防潮堤基礎工 鋼管杭打込工(φ800~900 L=31.0m~32.0m) 61本、鋼矢板圧入工(10H型 L=15.0m) 125枚、タイロッド設置工(φ42 L=2.5m~5.0m) 36組、笠コンクリート工 112m 根固め工 捨石工 1,200m ³ 船舶施設工 クレーン基礎設置工 1基、給油取扱施設設置工 1基、浮桟橋等設置工 1基 付帯工 一式 撤去工 一式 雑工 一式 仮設工 一式 処分工 一式		
着 手 の 時 期	平成29年 7月 7日		
完 成 の 時 期	平成31年6月10日 (ただし、船舶施設工については平成30年8月31日まで)		
	(変更前) 平成31年6月10日 (ただし、船舶施設工については平成30年8月27日まで)		
契約の相手方	住 所	東京都江東区木場五丁目5番2号	
	商号又は名称	森本・東建設共同企業体 代表者 株式会社森本組	
契 約 金 額	既 定	変 更	増 △ 減
	879,175,080 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 65,124,080 円)	1,002,487,320 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 74,258,320 円)	123,312,240 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 9,134,240 円)
変 更 の 理 由	主な変更理由は以下のとおり。 ①クレーン施設基礎の構築に当たり、既設船舶給油施設が支障となることから、別箇所に給油施設を移設するが、土留め鋼矢板を打設したところ、地中に支障物が残置され打設できないことから、BG工法により支障物の撤去を行う。 ②クレーン施設基礎の構築に当たり、既設給油撤去を行うが、土留め鋼矢板を打設したところ、地中に支障物が残置されていたことから、BG工法により施設の撤去を行う。 ③民間マリーナ施設より夏季繁忙期における船舶の出し入れを頻繁に行う時間帯での工事施工について制限するよう強い要望があったため、笠コンクリート・船舶施設工の施工に遅れが生じた。 ①②の理由により契約金額を変更するとともに、③の理由により工期(一部しゅん工部分の船舶施設工)を延伸する。		

議案1

入札情報サービス

第1回 入札経過調書

第1回

落札者情報						
落札項目	落札内容					
契約部署	財務局経理部契約第一課					
契約番号	27-00485					
開札日時	平成27年10月29日 午前9時30分					
開札場所	都庁第一本庁舎北側4階 第二入札室					
件名	【電子】妙見島防潮堤建設工事(その14)					
予定価格	897,573,960円					
落札者氏名	不調					
落札金額						
公表通知書						
入札経過情報						
No	入札者氏名	入札金額	価格点	技術点	評価値	備考
1	森本・アクアスペース建設共同企業体	辞退				
2	東洋・古川建設共同企業体	辞退				
(ハッシュ値一覧)						
記事	履行場所 東京都江戸川区東葛西三丁目地内 工事概要 施工延長 L=112m 河川土工 地盤改良工 防潮堤工 防潮堤基礎工 根固め工 船舶施設工 付帯工 一式 撤去工 一式 雑工 一式 仮設工 一式 処分工 一式 工期 契約確定の日から平成29年 3月14日まで 価格点及び評価値は、入札金額を本案件公表事項に基づき換算した点数を、小数点第四位までで表示している(ただし、小数点以下第五位以降の桁で評価値を判定した場合には、判定した桁までで表示している。)					

←一覧画面へ戻る

※当該案件を平成27年度に
発注した際の入札経過調書
(発注1回目)

4

議案 1

入札情報サービス

第1回 入札経過調査

第1回

落札者情報						
落札項目	落札内容					
契約部署	財務局経理部契約第一課					
契約番号	28-00307					
開札日時	平成28年9月15日 午前9時30分					
開札場所	都庁第一本庁舎北側4階 第二入札室					
件名	【電子】妙見島防潮堤建設工事(その14-2)					
予定価格	828,666,720円					
落札者氏名	不調					
落札金額						
公表通知書						
入札経過情報						
No	入札者氏名	入札金額	価格点	技術点	評価値	備考
1	森本・アクアスペース建設共同企業体	辞退				
ハッシュ値一覧						
記事	履行場所 東京都江戸川区東葛西三丁目地内 工事概要 施工延長 L=165m 河川土工 水中掘削工 3,062m ³ 土砂運搬工 2,880m ³ 中詰工 3,540m ³ 地盤改良工 深層混合処理工(φ1,000 L= 3.0m~8.5m) 940本 高圧噴射 処理工(φ700 L= 3.0m) 608本 防潮堤工 防潮堤工 112m 防潮堤基礎工 根固め工 捨石工 1,210m ³ 船舶施設工 クレーン基礎設置工 1基 給油取扱施設設置工 1基 浮桟橋 工 1基 付帯工一式 撤去工一式 雑工一式 仮設工一式 処分工一式 工期 契約確定の日から平成30年 3月14日まで 価格点及び評価値は、入札金額を本案件公表事項に基づき換算した点数を、小数点第四位 までで表示している(ただし、小数点以下第五位以降の桁で評価値を判定した場合には、判 定した桁までで表示している。)。					

← 前画面へ戻る

※ 当該案件を平成28年度に
 発注した際の入札経過調査
 (発注2回目)

契約内容の変更について

平成 29 年 10 月 12 日
財 務 局

件 名	東京都議会議事堂(29)議員控室その他改修工事		
履 行 場 所	東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号		
種 別	建築工事		
概 要	東京都議会議事堂議員控室その他改修工事 都議会議事堂 5 階 1 間仕切り改修工事 2 床・カーペット改修工事 3 その他内装改修工事 上記工事に伴う電気・空調・給排水衛生設備工事一式		
着 手 の 時 期	平成29年 7月25日		
完 成 の 時 期	平成29年10月31日		
契約の相手方	住 所	東京都新宿区津久戸町 2 番 1 号	
	商号又は名称	熊谷・東光・三建・大成温建設共同企業体 代表者 株式会社熊谷組	
契 約 金 額	既 定	変 更	増 △ 減
	69,120,000 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 5,120,000 円)	123,480,720 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 9,146,720 円)	54,360,720 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 4,026,720 円)
変 更 の 理 由	主な変更理由は、①本工事は議会局からの依頼に基づき仮レイアウトで設計を行っていたが、都議会議員選挙の結果を受け、議会局からの再依頼を受け、間仕切りの変更、それに伴い、付随する設備工事を変更する。②①に伴い、施工範囲の変更が生じるため、壁・床仕上げ等の劣化・汚損箇所について更新する。これらのことにより、契約金額を変更する。		

区部汚泥焼却炉リスト(H30年度)

管理事務所	機場	号機	方式・型式	設置 年度	製造設置会社(製作会 社)	焼却能力 (t/日)
東部第一下水道事務所	東部スラッジプラント	1	立型流動層式	1996	日本碍子	300
		2	立型流動層式(多層)	1998	日本碍子	300
		3	立型流動層式	2000	三菱重工業	300
東部第二下水道事務所	葛西水再生センター	1	ターボ型流動	2013	月島機械	300
		4	立型流動層式	1991	三菱重工業	300
		5	立型流動層式	2000	月島機械	300
西部第二下水道事務所	みやぎ水再生センター	4	立型流動層式	1988	月島機械	200
	新河岸水再生センター	4	立型流動層式(多層)	1992	日本碍子	250
		新2	立型流動層式(多層)	2001	日本碍子	200
森ヶ崎水再生センター	南部スラッジプラント	新3	ターボ型流動	2014	三機工業	250
		3	立型流動層式(多層)	1994	日本碍子	300
		4	立型流動層式(多層)	1997	日本碍子	300
		5	立型流動層式(多層)	2000	日本碍子	300
		6	立型流動層式(多層)	2002	日本碍子	300
		新1	立型流動層式	2004	日本碍子	300
		新2	立型流動層式	2009	メタウォーター	300

議案3

及び

議案6

流域汚泥焼却炉リスト(H30年度)

管理事務所	機場	号機	方式・型式	設置 年度	製造設置会社(製作会 社)	焼却能力 (t/日)
流域下水道本部	北多摩一号水再生センター	1	立型流動層式	1996	三機工業	130
		2	立型流動層式	2003	三機工業	100
		4	立型流動層式	1986	三機工業	100
	南多摩水再生センター	新1	立型流動層式	2004	日本碍子	80
		新2	循環流動層型(ガス化炉)	2016	メタウオーター	110
	北多摩二号水再生センター	1	立型流動層式	1989	三菱重工業	40
		2	立型流動層式(多層)	1992	日本碍子	40
	浅川水再生センター	1	ターボ型流動	1993	三機工業	60
		2	立型流動層式	1994	三機工業	100
	多摩川上流水再生センター	新1	立型流動層式	2006	三機工業	150
		3	立型流動層式	1989	三機工業	50
		4	立型流動層式	1995	三機工業	100
	八王子水再生センター	1	立型流動層式	1992	月島機械	50
		2	立型流動層式(多層)	1995	日本碍子	100
	清瀬水再生センター	4	立型流動層式	1994	日本碍子	100
		5	立型流動層式	2006	三機工業	100

議案3

及び

議案6

平成28年5月26日
下水道局

最低制限価格及び調査基準価格の算定基準の改正について

最低制限価格及び調査基準価格の算定基準について、下記のとおり算定式を改めますのでお知らせします。

記

1 算定方法

予定価格の内訳から、①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等を基に、原則として下記算定式により設定します。

ただし、予定価格の内訳に発生材（有価物）の売却費又は分析調査費等が含まれている場合は、その費用を①～④を基に算定した金額に合算します。

また、建築工事（建築設備工事を含む。）については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額（以下「現場管理費相当額」という。）が含まれているため、最低制限価格等の算定に当たっては、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を直接工事費とし、現場管理費は、現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とします。

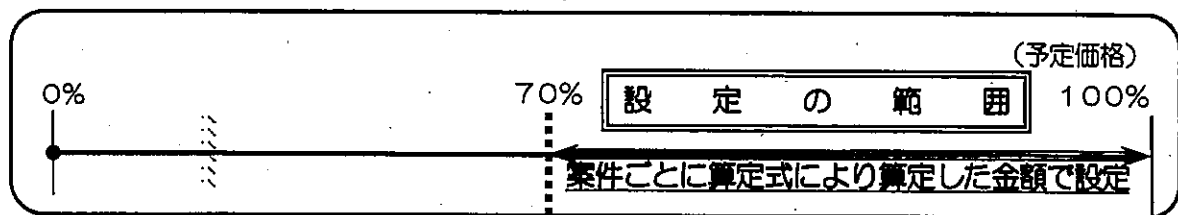
なお、現場管理費相当額は、直接工事費と明確に区分できる場合を除き、直接工事費に10分の1（昇降機設備工事にあつては10分の2）を乗じた額とします。

《算定式》

$$\text{設定金額} = (\text{①} \times 0.95 + \text{②} \times 0.9 + \text{③} \times 0.9 + \text{④} \times 0.55) \times 108 / 100$$

現場管理費の算定割合を0.8から0.9に引き上げ

※なお、上記算定式によらないものについても、同様に算定基準を引上げます。



ただし、算定の結果、設定金額が予定価格の7/10に満たない場合は、予定価格の7/10とします。

2 改正日 平成28年6月1日

ただし、改正後の算定基準は、平成28年6月1日以後入札公告等を行う案件について適用し、平成28年5月31日以前に入札公告等を行った案件で、同年6月1日以後に入札執行するものについては、従前の算定基準を適用します。

【問い合わせ先】 下水道局経理部契約課調整担当
直通 (03) 5320-6561

契約金額の変更を伴う契約変更について

件 名	東部スラッジプラント汚泥焼却設備 1、2 号補修工事		
履 行 場 所	東部スラッジプラント内		
種 別 (業 種)	焼却設備	概 要	当板補修及び耐火材補修の追加
工事着手の時期	平成29年7月31日		
工事完成の時期	平成30年1月12日		
契約の相手方	住 所	東京都千代田区神田須田町一丁目 25 番地	
	商号又は名称	メタウォーター(株)営業本部東京営業部	
契 約 金 額 (うち消費税額)	既 定	変 更	増 △ 減
	428,760,000 (31,760,000)	431,794,800 (31,984,800)	3,034,800 (224,800)
変更理由の概要	現場調査にて汚泥焼却設備 2 号煙道ダクト外部に亀裂などが発見されたため当板補修及び耐火材補修を追加する。		
契 約 年 月 日	平成29年7月28日	所 属	東部第一下水道事務所
契 約 番 号	29 下経契設第 58 号		